

薩藩例規雜集

八

薩藩例規雜集八

薩隅日

三ヶ国惣廻り

御分国石高

薩摩国

島津家由緒概略

薩隅日城地並古城趾

寛政元年己酉御答書國中古城趾

平佐之城並秀吉公御陣所

帖佐建昌之城並国分新城由緒

琉球所領ノ概略

琉球産物

封内里数

山川ヨリ内海道程

御領國中諸浦数郡分

薩隅日荘院

外城

丹後局

鹿兒島御城之事

国喪概要

御参勤御供人数

三都御屋敷

改曆令

殿中御条目

大目付ノ面々へ被仰付覚之事

諸国巡見使

遠見番所十一ヶ所

関東山中鉄砲改札

西国方諸大名衆蔵元仕町人共連判之事

御召船規則

巡見使応答心得

御兵具藏

軍制改革

異国方御手当

諸浦寄物

鬼界島御規模帳

他所船中心得

浦賀御番所印鑑

大坂御番所(同上)

無免許物品

大坂川内御定(同上)

薩藩例規雜集八

四二一 (卷之五十六 四三九四号文書に同じ、本文略)

四二二 (卷之五十六 四三九五号文書に同じ、本文略)

四二三 (卷之五十六 四三九六号文書に同じ、本文略)

四二四 (卷之五十六 四三九七号文書に同じ、本文略)

四二五 (卷之五十六 四三九九号文書に同じ、本文略)

四二六 (卷之五十六 四三九八号文書に同じ、本文略)

四二七

島津家由緒概略(御記録所上申)

一 当家島津ノ元祖ハ豊後守忠久ト申候、頼朝ノ長庶子ニテ八歳ノ時文治二年頼朝ヨリ御下文ヲ給、薩摩・大隅・日向致拝領候、忠久子大隅守忠時・忠時子下野守久経右三代ハ東鑑ニモ相見得申候、元祖ヨリ当薩摩守吉貴マテ二十一代ニテ御座候、

一 太平記ニ島津上総入道ト御座候者從忠久五代上総介貞久ノ事ニテ候、其外太平記ニ相見得候ハ庶流ノ者共ニテ御座候、乍然新田義貞ニ致降參候島津四郎ト板行本ニ有之候ヘトモ、島津家ノ者ニテハ無之候、曾我奥太郎時久ト申者ニテ候、証拠ハ参考太平記ニ段々有之候、尤、島津家ノ太平記ニモ曾我奥太郎時久ト有之候、

一 於日州新納院高城大友家合戦仕候、大友家敗軍ニハ天正六年十一月十二日ニテ御座候、当薩摩守六代ノ祖修理太夫義久入道龍伯ニテ御座候、

一 於肥前島原龍造寺山城守隆信ト合戦仕候モ右龍伯ニテ

候、大將分ニテ差遣候ハ三番目ノ弟島津中務家久ト申

者有之候、隆信ヲ討取候ハ川上左京久堅ト申者ニテ候、

于今子孫御座候、天正十年三月廿四日ニテ御座候、

一 於豊後利滿大友家ト合戦仕、得勝利候モ右中務ニテ御

座候、天正十四年十二月十二日ニテ御座候、

一 太閤秀吉公薩摩へ御入候ハ天正十五年四月廿五日ニテ

御座候、泰平寺へ御着陣候ハ同月廿八日ニテ候、御先

手衆ノ内小西撰津守殿・九鬼大隅守殿・脇坂中務少輔

殿薩州平佐之城ヲ御攻候、右城預桂神祇忠助ト申者ニ

テ御座候ニ今子孫御座候、日州筋ノ惣大將羽柴美濃守

殿ニテハ御先手黒田官兵衛殿・宮部善祥坊日州目白ト

申所迄抑入被陣取候、其後安国寺・高野之木食上人ナ

ト扱ニテ和睦ニ罷成、同五月八日龍伯泰平寺へ罷出御

目見被仕候、

一 高麗へハ義久入道龍伯弟兵庫頭義弘嫡子又市郎久保同

道ニテ、文祿元年二月廿七日隅州栗野ト申所ヨリ首途

被仕、薩州出水ヨリ出船ニテ肥前ノ内名護屋へ被罷渡、

同四月十二日名護屋出船被申、同五月三日高麗釜山浦

へ着船被仕候、召列候軍士壹万余人、久保儀ハ文祿二

年九月八日唐島ニテ被致病死候、依之久保弟中納言家

久其節ハ又八郎忠恒ト申候、同三年伏見ヨリ直ニ高麗

へ渡海被申候、

一 於朝鮮諸將ト共ニ晋州城攻落、其後臣濟表敵方番船破

之節モ致粉骨、敵船百六拾余艘切取、唐人数千人ノ首

ヲ獲候、是又南原城被攻落候節モ致軍功、義弘手ニ首

數四百余討取候、依之數通ノ御感状被致頂戴候、就中

慶長三年十月朔日義弘父子被相守候泗川旧館城へ明兵

二十万余寄来候節得大勝利、首數三万八千七百余討取、

其外擊捨數不知由候、此勝利故日本惣勢帰朝ノ節被引

取候由、然処同霜月十八日順天在城之諸將小西撰津守

行長ヲ始番船被相囲被引取候儀不罷成候之処、義弘父

子・立花左近將監殿・宗対馬守殿・寺沢志摩守殿・高

橋主膳殿申合番船被討破候ニ付、順天之諸將無異儀被

引取候、此時戦死之者許多ニテ為有之由申伝候、右泗

川為軍功官位被仰付、御知行並御腰物拝領仕候、太

閤薨御御忌後ノ儀御座候故、五大老様御判形ノ御感状

ニテ御座候、

一 帰朝ハ慶長三年ニ父子同前、

一 義久ハ高麗へハ渡海不被仕候、

一 島津淡路守家筋ハ当薩摩守七代ノ祖陸奥守貴久次ノ弟

島津右馬頭忠將家ノ二男家ニテ御座候、嫡家ハ此方へ

罷居候島津玄蕃卜申者ニテ御座候、淡路守居城佐土原

城ハ從前代島津家領内ニテ、慶長年間龍伯甥島津中務

大輔豊久居城ニテ候処、関ヶ原ニテ豊久戦死已後 権

現様御意ヲ以テ山口勘兵衛殿ヨリ庄田^(遺志)三^(安傳)太夫殿卜申人

ヲ被差下、暫御番手城ニテ御座候へトモ、豊久事対

権現様無逆意趣達 台聽、佐土原ノ儀、龍伯・家久ト

親類ノ内ニテ番手可申付旨被 仰渡候故、慶長六年龍

伯家中ニ罷成候從弟島津右馬頭征久入道宗恕事、其節

嫡子家督相讓致隠居候へトモ、龍伯父子ヨリ申付候付、

乍隠居二男ヲ召列佐土原城番相勤申候、其後龍伯父子

ヨリ宗恕ニ佐土原拝領被 仰付旨願被申上、宗恕ヨリ

モ御目見ノ願申上、願相達、慶長八年十月宗恕佐土原

拝領被 仰付、御直參ニ被召出候、宗恕二男右馬頭忠

興ハ淡路守曾祖父ニテ御座候、

一 島津八郎右衛門様御家ハ薩摩守曾祖父大隅守光久代ニ
島津家ノ氏族ノ由ニテ御系図被差越、島津ノ号許候様

二ト被仰達、大隅守系図ニハ不相知候へトモ、八郎右

衛門様御系図ニ島津相模守運久子致出家、長徳軒卜申

候者ノ子孫ノ由相見得申候、右ニ付テハ此方古老ノ者

申伝候筋モ御座候故、島津ノ号被為名乗候儀ハ御心次

第二可被成旨申達候、

一 鹿兒島城ハ何ノ頃ヨリ御居城ニ被成候哉ト御尋候ハ、

中納言家久代慶長七年ヨリ当城ニ罷成候、其已前ハ当

所大龍寺ト申候寺立置候辺ニ屋敷構為被罷居由可申上

候、若御城構龜相ニ有之由被仰候ハ、前代ヨリ居城

構ニ為仕儀無御座、龍伯代ニハ築地一重之屋敷へ罷居、
九州ニモ手ヲ懸為被申仕合ニ御座候、

一 当家元祖忠久ハ頼朝ノ長庶子ニテ、母ハ比企判官能員

ノ妹丹後局ニテ御座候、忠久於薩州日置郡滿家院厚地

村建保六年父母ノ像ヲ致安置、花尾社ト崇申候、平等

院ト申別当寺致建立祭祀等不忘候、平等院住職ノ儀ハ

城下祈願所大乘院住職ヨリ兼持ニ被申付置候、

一 犬追物ノ儀ハ忠久於鎌倉被致稽古、此道專弓馬ノ故実

有之事ニテ、当家代々致伝來修練不忘、家督相統ノ節

ハ代始ノ犬追物ト申候テ、必真ノ犬追物被致張行事ニ

候、大隅守光久代正保三年四月^(卷之三十九 二七七八号より補)七日、於江戸芝屋鋪

御老中様方致招請被致張行、同四年十一月△十三日於

王子村致張行被備 ^{家光}大猷院様御覽候、然処御先代生類

憐被仰渡候以來右張行無之候へトモ、此道之稽古ハ專

吟味被申付事ニ御座候、

一 関狩野之儀、当家古來ヨリノ旧例ニテ毎年正月相催申

候、薩摩守不被罷登候節ハ名代被差登事ニ御座候、城

下士其外諸所へ召置候士等大勢相催、山野相囲弓鉄砲

ヲ相放其作法有之事ニテ、獵師共仕候狩ニハ相替候、

依之御先代生類憐被仰渡、殺生ノ儀領内稠敷被申付候

節モ旧例之儀無断絶被申付候、

一 当国騎馬数ノ儀御尋候刻御返答可申上旨、士ハ過分御

座候へトモ、騎馬ハ相応程無御座候、薩摩守居所ノ外

在々ニモ侍共召置候、其内ニモ騎馬ノ者モ御座候、尤、

御軍役相欠候様ニハ御座有間敷通御挨拶可申上候、

一 騎馬高ノ儀御尋被成候ハ、三百石ヨリ騎馬ニテ御座

候、乍然二百石ニテモ騎馬相勤候者モ御座候由可申上

候、

一 薩摩守參勤ノ節致供候諸士給分ノ儀御尋候ハ、家老

持高壹万石以上ハ上下六拾人余、壹万石以下ハ五十人

程ノ賦ニテ、其下ノ役目段々人賦御座候、諸士持高模

合銀ヲ以テ江戸詰中不依上下一ヶ月一人ニ付銀二十三

匁ツ、相渡、船中道中賦・駄賃・旅籠銀等相応ノ賦ヲ

以テ相渡申候、船並小屋ノ疊ニ仕道具等檀那方ヨリ相

渡候、

一 一向宗御禁制ノ事於御尋ハ、当国ノ一向宗ハ上方筋ノ

宗旨ニ相替新宗ト申候テ邪法等敷障得ヲナシ、同宗ノ

親ミ強徒党ヲ結、君臣ノ礼ヲ背父子ノ分モナク無作法

ニ有之、仇ヲナシ候儀モ御座候ニ付代々制被申候、

一 召仕ノ者於分国相抱候儀、永代本十年季・七年季・五

年季相對次第二召抱申候、惣テ御法度ノ宗旨ニテ無之

段、主人本其支配頭ヨリ証文ヲ以テ其者ノ宗門手札相

添、召抱申事ニ御座候、

一 上方他国者抱候儀御尋候ハ、江戸・京・大坂留守居

役ノ者ヨリ請人居所迄見届サセ請状仕^(七カ)ヲ抱下申候、年

季・永代共ニ抱主ヲ離レ別者之抱ニ仕候儀、禁止被申

付置由可申上候、

一 他国者出入ノ儀於御尋ハ、御返答、津口番並陸地国境

二番所有之、他国ヨリ入来候者ハ往来切手見届、宗旨無疑者差通申候、国中何方ヘモ商売其外用事ニテ差越候節八月限・日限相定差通申事御座候、此方領分念入相改申事由可申上候、

一男女老分銀掛候儀何様候哉ト於御尋ハ、先祖代々崇敬仕候神社仏閣寺院先祖ノ菩提所修造ハ太守藏方ノ入用ヲ以被申付候、其外ノ神社仏閣ハ右老分銀ヲ以修復被申付由可申上候、

四二八

(卷之七 三三八号文書に同じ、本文略)

四二九

(卷之七 三三九号文書に同じ、本文略)

四三〇

平佐之城並秀吉公御陣所(同上)

一平佐之城

右ハ、修理大夫義久代天正拾五年四月廿八日 秀吉公

当国へ御打入之時、先年小西(行長)摂津守殿・脇坂中務少輔(安治)

殿・九鬼大隅守殿ナトニテ御攻被成候、右城代義久家

来桂神祇忠昉ト申者強ク防キ落不申候処、義久於日州

高城目白坂同月十七日一戦ノ後、高野之木食上人・安

芸安国寺ナトノ取扱ニテ和睦ニ成候ニ付、神祇下城可

仕ノ由義久ヨリ申遣候ニ付、城ヲ明退候刻、秀吉公

神祇被召出御腰物致拝領候、日州口之大将ハ羽柴美濃(秀忠)

守殿ニテ御座候、先年黒田官兵衛殿・官部善祥坊坏後

詰攻也、為抑目白ニ陣被成候、義久並弟兵庫頭義弘・

中務少輔(大輔)坏目白ノ陣ヲ攻候ヘトモ、美濃守殿大軍ニテ

後攻被成候故、義久被失勝利候、高城之城代ハ義久家

老山田越前有信ト申者ニテ御座候、

薩州高城之内

一猫嶽

右、秀吉公御陣所、

同水利之内

一泰平寺

右同断、

隅州曾木之内

一天堂ケ尾

右、秀吉公御帰陣之節御陣被成候、従是以前義久家

来新納武藏忠元ト申者大口之城ニ楯籠相支候故、京勢

兵粮ニ迫リ殊ノ外及難儀候処ニ、義久致和睦候間可得

其意旨武藏へ申越候へハ則致下城、秀吉公御陣所天

四三一 (卷之十四 八〇五号文書に同じ、本文略)

堂ケ尾ニテ御前へ武藏被召出、御長刀・御羽織拜領仕

四三二 (卷之七 三三一号文書に同じ、本文略)

候、左候テ、平和泉上場ヨリ肥後筋御帰陣候中途、羽

四三三 (卷之七 三三二号文書に同じ、本文略)

月之園田卜申所へ武藏御暇乞ニ罷出候ノ処ニ御扇子拜

四三四 (卷之七 三三三号文書に同じ、本文略)

領仕候、右御長刀・御羽織・御扇子于カニ今武藏子孫所持

四三五 (卷之七 三三四号文書に同じ、本文略)

仕申候、

四三六 (卷之七 三三五号文書に同じ、本文略)

右ノ外地戦之場古城古戰場ハ御座候へトモ、際限無御

四三七 (卷之七 三三四号文書に同じ、本文略)

座候ニ付、書記不申候、

四三八 (卷之七 三三五号文書に同じ、本文略)

帖佐建昌之城並国分新城由緒

四三九 (卷之七 三五六号文書に同じ、本文略)

隅州帖佐之内
一建昌 旧名瓜生野

右、兵庫頭義弘入道惟新代ニ居城ニモ可仕歟ト為被申

四四一

城ニテ御座候、

丹後局 (比企判官能員妹、御記録所上申)

隅州国分之内
一新城 旧名隼人

右、義久入道龍伯老後ニ右城下ニ屋敷構申付被居候、

伝、初局被幸頼朝公有身胎、頼朝公ノ妻政子妬忌以逐
之、局其害ヲ恐レ窃ニ遁レテ上方ニ趣赴カ、摂州至住吉産

又中納言家久代ニモ居所ニ可仕旨願申上、御免之御奉

忠久公、局後又帰鎌倉、頼朝公局ヲシテ八文字民部大

書迄頂戴仕置申候、

輔惟宗広言ニ嫁セシメテ、後三方兵衛尉忠季ヲ産ス、
一丹後局後市来ニ来リ居住ノ由也、市来湯田村稻荷ハ丹

後局御造立ノ由候、鹿兒島稻荷ハ市来稻荷ヲ勧請被成

候テ被召置候由、然ハ本稻荷ハ市来稻荷ニテ有之ヘク候、彼稻荷ニ両唐猫有之、片唐猫ハ鹿兒島稻荷ヘ有之候、コンノ両唐猫ニテコンノ猫鹿兒島ニ有之由候、右ノ両猫ニテ五色ニテイロトリ有之候、彼稻荷ノ由緒書ハ稻荷ノ祐人堀切某焼失、今ハ無之候、神領地申良・樋脇ノ内其外市来ニ為有之由、然トモ今ハ市来ニ少計有之候由、

一市来大日寺ノ惣坊ハ比日イタリ大日阿弥陀ト唱申候、

正体ハ阿弥陀ノ由、丹後局オカミノ神ト也、局ヨリ彼所ヘ御造立為被成由伝ニ為ノ水夫局ヘ申上候ハ、松ノ緑ニ夜ナ々々光物仕候、不思議ノ由申上候ニ付御覽被成候ヘハ其通有之、クジヲ御中局ヨリ其所ヘ御造立被成候由、依之阿弥陀ヘ日々仏具今ニ上リ申候、

一丹後局ハ於市来御死去ノ由、局ノ御墓并八文字民部ノ大輔広言ノ墓市来大里村ライコウ寺ニ有之ト申事候、

広言ノ墓ハ今ニ相知レ有之候、局ヘ相付居候来ノ墓余多有之候ヘトモ、古ク成文字不相知候ニ付、局ノ墓不明由候、

一局ノ仏名ハ桃源妙悟大姉ト申候由、然トモ実ハ不相知

候、頼朝公五百年忌ノ時御糺有之候ヘトモ実不相知、

丹後局ノ御仏檀ニ書付候トナリ、嘉禄三年丁亥十二月十二日八十三歳ニテ於市来御卒去ニテ、郡山厚地村ヘ為葬由候、

時陽

按ニ、嘉禄三年^{安貞元年也}八十三歳ニテ卒去トアリ、

時ハ久安元年丑ノ生レニシテ頼朝公ニ式ツノ年増也、忠久公治承三年亥御誕生ニテ三十五歳ノ時ナルヘシ、

四四二

鹿兒島御城之事(同上)

文治二年頼朝公ヨリ御元祖忠久公薩隅日御拝領、御代々御伝領、慶長七年 家久公初テ当御城御取立御居住以來御居城ニ被遊候、

四四三

(卷之六十七 五三三五号文書に同じ、本文略)

(卷之六十七 五三三六号文書に同じ、本文略)

(卷之六十七 五三三七号文書に同じ、本文略)

四四四

(卷之六十七 五三七〇号文書に同じ、本文略)

- 四四五 (卷之三十七) 二七一一号文書に同じ、本文略)
- 四四六 (卷之三十七) 二七二二号文書に同じ、本文略)
- 四四七 (卷之三十七) 二七二三号文書に同じ、本文略)
- 四四八 (卷之三十七) 二七二四号文書に同じ、本文略)
- 四四九 (卷之三十七) 二七二五号文書に同じ、本文略)
- 四五〇 (卷之三十七) 二七二六号文書に同じ、本文略)
- 四五一 (卷之三十七) 二七二七号文書に同じ、本文略)
- 四五二 (卷之三十七) 二七二八号文書に同じ、本文略)
- 四五三 (卷之三十七) 二七二九号文書に同じ、本文略)
- 四五四 (卷之三十七) 二七三〇号文書に同じ、本文略)
- 四五五 (卷之三十七) 二七三一号文書に同じ、本文略)
- 四五六 (卷之三十七) 二七三二号文書に同じ、本文略)
- 四五七 (卷之三十七) 二七三三号文書に同じ、本文略)
- 四五八 (卷之三十七) 二七三四号文書に同じ、本文略)
- 四五九 (卷之三十七) 四三八五号文書に同じ、本文略)
- 四六〇 (卷之五十六) 四三八六号文書に同じ、本文略)
- 四六一 (卷之五十六) 四三八七号文書に同じ、本文略)

四六一

(令条記卷二十四 二八八号)

殿中御条目 (御目付上申)

定

一 当番不参ノ事、改易タルヘシ、

一 明^{番頭}刻以前罷出^之事、其年之知行召上ヘシ、

一 寝番ノ輩酉刻已後出仕之事、過料銀二枚、

一 代番^他ノ請取渡^之事、相手カワリタルヘシ、同番之儀^内是

又同前^之事、

但、参勤之刻限遅参之輩、過料銀二枚、

一 当番之輩無用事テ他ノ座敷ニ罷在^之事、過料銀壹枚、

一 当番之面々差当リ急用在之時番頭横目ニ不申理罷出事、

可為改易、

一 シ^{概屬}□□ノ事、過料銀壹枚、

一 夜詰以後有明之外^{灯立}燒火□置事、過料銀二枚、

一 落書ノ事、ヲトナトハ死罪、少人ハ流罪、本人シレス

ハ其屋敷^座之^番当^之過料銀十枚、

但、番衆ノ多少ニ依ルヘシ、

一 何事ニ寄ラス御法度ヲ不相守^{相嘗者}並不行儀有之事、或^ハ死罪、或^ハ流罪又ハ過怠料^科ノ輕重ニヨルヘシ、

一番頭・組頭無念(ニテ不)申付、若シ慮怠リノ輩於有之ハ頭中ヨリ過料出スヘシ、

但、事ニヨリ可為重料事、

一諸ケ条ノ内、不申上シテ不叶事ヲハ何時ニヨラス可令

言上、必ス毎月晦日ハ諸法度善惡ノ儀可披露、

但、(時分ニヨリ迄)年寄共シテモ可申渡事、

一於城中又若党並小者何事ニヨラス背御法度、又ハ不行

儀者ノ事本人ハヌランメカシ候ハ、其所ノ番衆越度

タルヘシ、過料銀五枚、

右ケ条堅可相守此旨者也、

元和八年十一月十五日

四六三

大目付ノ面々へ被仰付覚之事(江戸邸糺合方調査)

一諸大名・御旗本へ万事被仰付御法度ノ趣相背輩於有之

ハ承届可申上事、

一対公義諸人不覺輕成者於有之ハ承届可申上事、

付、諸事御奉公タテノ儀並不作法ナルモノハ承届可

申上事、

一年寄中其外御用人並諸役人代官以下ニ至マテ、御奉公
タテ仕者又ハ御後暗者有之ハ承届可申上事、

一御軍役ノ分承届可申上事、

一民ツマリ草臥ノ義承届可申上事、

一不依何事諸人迷惑難儀於有之ハ承届可申上事、

右ノ旨、何レ誓紙被申渡也、

四六四 (卷之七 三四三号文書に同じ、本文略)

四六五 (卷之七 三四四号文書に同じ、本文略)

四六六 (卷之七 三四五号文書に同じ、本文略)

四六七 (卷之七 三四六号文書に同じ、本文略)

四六八 (卷之七 三四七号文書と同じ、本文略)

四六九 (御触書寛保集成 二五二一号)

関東山中鉄砲改札(江戸邸留守居上申)

関東山中筋、此以前ヨリ鉄砲御免ノ所カリトイフトモ獵

師ノ外鉄砲所物有ヘカラス、勿論其外ノ在々所々令停止

之間、其所ノ地頭代官ヨリ改之、鉄砲所持ニ於テハ可

取上之、獵師無紛鉄砲持參候輩へハ地頭代官ヨリ札ニ郷

村並鉄砲有之名注書付相渡スヘシ、余人ハ鉄砲ヲ貸儀可

為無用之堅可由申付之、若致違背鉄砲ヲ所持ナシイタサハ昼夜

ニヨラス山野ニ住居候するものあら之虫鳴時ニハ可遣之、タトヒ同類タ

リトイフトモ其科ヲ免シ御褒美可被下之、自然カクシ置

他所ヨリアラハル、ニラヒテハ、御穿鑿之上其所之名主・

五人組迄可被行罪科之旨急度可被申付者也、

九月 日

四七〇 (御触書寛保集成 一五三三号)

江戸鉄砲札

関東八州在々所々ニ於テ百姓鉄砲不可所持上、此以前被

仰付雖相触候、其以後御改依無之、今以テ致所持候由其

聞有之、今度御藏入者御代官、私領者地頭方、寺社領者

其住持・神主共鉄砲並玉葉之道具等第一可取揚候、

但、一万石以上下之面々者員数請帳注支配方迄可差上

之、▽山方にて獵師無之して不叶分ハ、其所之領主、

△御代官・住持神主石之趣支配者申断可仕差図、方為

御穿鑿詮議使可被遣之条、断ナクシテ鉄砲令所持輩於

有之者御穿鑿之上急度可被行罪科者也、

辰七月

四七一

西国方諸大名衆蔵元仕町人共連判之事

差上申一札之事

私共船宿仕候付テ船頭・加子年季ノ男女ヲ乗下シ候者御座候ハ、其御屋敷ヘ申断、蔵元衆之手形ヲ取置差下可

申候、蔵屋敷ヘ断不申年季之者差下候ハ、船宿之儀ハ

不及申、五人組共曲事ニ可被仰付候、為後日如件、

七月廿二日

右之通、寛永廿一申年七月被仰付、銘々手形差上申候、

然処其後船宿モ替、又者久敷後御座候間、油断モ可仕卜

御虫鳴ニテ重テ御書出ニ付テ判形仕差上申候、自今已後右

手形之趣弥違背仕間敷候、為後日仍如件、

(慶安カ) 慶長元年子六月六日

四七二

(卷之三十三 一二五一号文書に同じ、本文略)

四七三

(卷之三十三 一二五二号文書に同じ、本文略)

四七四

(卷之三十三 一二五三号文書に同じ、本文略)

巡見使応答心得(御記録奉行上申)

鹿兒島御城之事

文治二乙巳年頼朝公ヨリ御元祖忠久公薩隅日御拝領、

(丙午九)

御代々御伝領、慶長七年 家久公初テ当御城御取立御

居住以來御居城ニ被遊候、

一本丸・二之丸並御城山中間敷之事、

当御城ハ山城ニテ、絵図面ニハ本丸・二丸ハ被記置候

ヘトモ、櫓屏堀等無之、南大手口・北岩崎口・西新照

院口御門有之、土番被仰付置候、大手口ヨリ新照院口

迄七町四十二間、新照院口ヨリ岩崎口迄七町三十三間

有之、本丸ハ大手口之上、二之丸ハ御下屋敷上松林也、

一御城間敷之事、付、堀之事、

御城并御厩、御下屋敷迄廻十七町二十九間、良方外城

長二町七間・横幅十間半・深二丈、東裏通一町二十七

間、北方入一町二十八間、南方入一町四十七間、西方

二之丸山際一町五十六間、東裏通城一町四十五間・横

幅九間・深五尺、北方堀入一町二十間・横幅九間・深

一丈、南堀入一町五十七間・横幅九間・深五尺ナリ、

橋ハ櫓門前一ツニテ、北之方長屋門前ハ土居通ニテ橋

無之、都テ一重構ニテ外郭無之、

一御城内建坪之事、

建坪三千二百三十五坪、御下屋敷建坪千二百五十坪、

本丸・二丸建坪無之、

一御城門敷之事、付、櫓之事、矢挟間・鉄砲挟間事、

東櫓門一、(マ)長間・横三間半・窓四ヶ所、北方長屋門一、

南櫓一ヶ所長廿七間・横三間半・窓六ヶ所、御下屋敷

東門平門一、長屋門二、南長屋門一、御厩平門二、矢

挟間・鉄砲挟無之、(間敷力)

一御城内蔵之事、

土蔵七軒内

一軒長三十七間横三間

一軒長十三間横三間

一軒長八間横三間

一軒長七間横三間

一軒長二間横二間

一 軒長十一間横二間半

一 軒長七間横三間

一 御城内井戸数之事、

御城山内五ヶ所、出水二ヶ所、岩崎二十四ヶ所、出水

二ヶ所、

一 御下屋敷長屋之事、

長屋二流、内一流長四十五間・横三間、一流長七十一

間・横二間半、

一 厩敷之事、

惣数十二軒、内一軒長十六間・横三間、一軒七十七間・

横三間、一軒長七間・横二間、二軒長五間・横二間半、

一軒長六間・横二間半、一軒長七十間・横三間、三軒

長十間・横三間半、

一 御曲輪内土屋敷之事、

大手口へ六ヶ所（現今ハ御記録所御文庫地下ナル）、

岩崎へ四十一ヶ所、

一 御下屋敷前空地之事（安永ノ頃造士館及ヒ聖堂・演武

館・犬追物場ヲ創設セラル、維新後裁判所又ハ県庁ノ

地下ナル）、

中小路ヨリ東（安永ノ頃御記録所・寺社奉行所・町奉

行所ヲ創設セラル）竪八十一間・横五十八間、同西竪

百三十六間・横五十七間半、

一 吉野橋堀之事、

岩崎口ヨリ海際迄四町十六間、内吉野橋ヨリ上二町七

間修覆 公義へ及御届候、堀幅吉野橋十間半、新橋十

六間、海際二十六間、深六尺五寸、

一 御役所之事、

御家老座・異国方・御勝手方・大御目付座・六与所・

御側御用人座・御用人座・御近習役所・御納戸・御兵

具所・御使番役所・御記録所・高奉行所・物奉行所・

御厩・御右筆所・御目付役所・糺明奉行所・郡方・御

書院方・御台所、以上御郭内、○寺社奉行所・御勘定

所・町奉行所・山奉行所・宗門改方・代官所、以上御

屋敷内、御普請方・御細工所、以上築地、○評定所・

御春屋・中福良・屋久島藏・御船手、以上武村之内、

一 升形之事、

千石馬場行当り、前々ヨリ升形卜唱来候へトモ、繩張

等無之、

御兵具藏(御兵具所舟上申)

一御城内武器之事、

纏二本 馬印十七本

旗百二十八流 指物三千三百三十本

具足三千二百二十五領 鎧千六百本

長刀六十振 弓九百五十張

征矢五万九千八百筋 陣鎌三十四

陣貝七十四 楯三百一枚

鞆八百二十腰 籠八十二腰

幕百八十七頭 火繩二万四千二百九十四

石火矢十六挺

内、二挺六百七十目、五挺三百八十目、一挺二百十目、

八挺二百目、

異風石火矢十四挺

内、一挺一貫九十目、一挺二百七十目、八挺二百目、

一挺百六十目、一挺百三十目、一挺百四十目、一挺百

五十目、

鉄砲千七百三十三挺

内、千四百三十七挺二匁ヨリ八匁迄、二百三挺十匁ヨリ十九匁迄、九十二挺廿匁ヨリ三十目迄、一挺百目、

石火矢鉄砲玉数二十九万九千九百六十

一御城外武器之事、

出水

鎧二十本 弓十五張 征矢五千八百八十筋

籠二十本(腰カ) 楯二百枚 石火矢二挺三百八十目

鉄砲三十挺四匁五匁

出水野間原番所

鉄(鎧カ)五本 弓二張 征矢二十四筋

鉄砲三挺五匁

阿久根

石火矢一挺三百八十目

異風石火矢一挺四十目

長島

石火矢二挺二百目

市来

鉄砲町筒三挺三十目

串木野

石火矢一挺二百目

高城

石火矢一挺三百八十目

京泊津口番所

鐘十本

鉄砲五挺五匁

高江

鉄砲町筒三挺三十目

加世田

石火矢二挺二百目

加世田片浦津口番所

鐘五本

鉄砲五挺五匁

坊泊

石火矢二挺二百目

坊津口番所

鐘十本

鉄砲五挺五匁

宝島

鉄砲二挺四匁

口ノ島

鉄砲二挺五匁

中ノ島

鉄砲二挺五匁

甌島

鐘二十五本

石火矢二挺^{二百目}三百八十目

鉄砲三十挺五匁

山川津口番所

鐘五本

鉄砲五挺五匁

大口

鐘十五本

大口小川内番所

鐘十本

弓二張

征矢二十四筋

鉄砲三挺五匁

佐多

鉄砲町筒三挺三十目

内之浦

鉄砲町筒三挺三十目

内之浦津口番所

鐘五本

鉄砲五挺五匁

山ヶ野金山

鑓十八本 鐵砲十五挺 征矢百二筋

籠十一腰

志布志

鐵砲町筒三挺三十目 鐵砲十六挺四匁ヨリ八匁迄

志布志夏井番所

鑓二本 弓二張 征矢二十四筋

鐵砲三挺五匁

志布志八郎ケ野番所

鑓二本

志布志津口番所

鑓五本 鐵砲五挺五匁

高岡

鑓三十二本 弓二十張 征矢二百四十筋

籠二腰 石火矢壹挺二百十匁

鐵砲四十五挺

内、四十三挺三匁ヨリ十匁マテ、二挺二十目、

高岡去川番所

鑓三本

山之口

鑓二本 弓二張 征矢二十四筋

鐵砲三挺五匁

加久藤榎田番所

籠五本 弓二張 征矢二十四筋

籠二腰 鐵砲三挺五匁

紙屋番所

鑓三本 弓二張 征矢二十四筋

鐵砲三挺五匁

穆佐

鐵砲五挺五匁

須木

鐵砲五挺四匁

倉岡川口番所

籠二本 弓二張 征矢二十四筋

鐵砲飯挺四匁

飯野

鐵砲三十挺四匁

勝岡

鐵砲十挺五匁

琉球那霸村

鐘十本

異風石火矢十一挺百三十目ヨリ二百目マテ

鐵砲九十八挺

内、九十五挺四匁ヨリ、九匁マテ、三挺二十目ヨリ、二十二匁迄

大島

鐵砲四十一挺五匁

鬼界島

鐵砲十五挺五匁

(德之島カ)
德島

鐵砲三十四挺五匁

永良部島

鐵砲三挺五匁

与論島

鐵砲二挺五匁

一御家中武具之事、

纏百十本

馬印百四十本

旗三百五十流

指物六千五十本

具足一万三千五十領

鎧一万五千二百本

長刀二百振

弓三千五百二十張

征矢八万五千筋

陣鎌七十

陣太鼓八十五

陣貝百四十

楯百五十枚

鞞二千五百腰

籠百八十腰

幕三百五十頭

火繩一万八千五百曲

一御家中所持之鐵砲大筒之事、

鐵砲二万七千挺 玉数二十五万六千

内、一万九千百挺 一匁ヨリ百五匁迄

五千二百四十挺 六匁ヨリ九匁迄

二千八十挺 十匁ヨリ十九匁迄

五百八十挺 二十目ヨリ二百匁迄

一獵師鐵砲之事、

御領内獵師トテ鐵砲稼ニテ渡世ノ者無之、獵師筒ト申

伝、百姓所持鐵砲二千七百九十八挺、

一御領國中惣鐵砲数之事、

三万二千九百三十三挺

内、千二百九十七挺 御城内

二百四十三挺 御城外諸所

百九十三挺 琉球

二万七千挺 御家中諸士

千七百二十二挺 薩州百姓所持

内、八百五十一挺八匁ヨリ十匁マテ 獵師筒

七百八十七挺一匁ヨリ十匁マテ 異国方用心

百二十七挺一匁八分ヨリ七匁マテ 戰威用

千六百六十六挺 隅州百姓所持

内、千五百五十挺八匁ヨリ十三匁迄 獵師筒

五百十六挺一匁二分ヨリ十八匁迄 異国方用心

八百十二挺 日州百姓所持

内、七百九十四挺九匁ヨリ十二匁迄 獵師筒

十八挺一匁三分ヨリ三匁三分マテ 異国方用心

一 弓場之事、

堀之頭（一名弓場ノ坂トモ唱） 樋之口

右両所、毎年八月下旬ヨリ諸士罷出弓仕、十一月月上旬射納与頭時々見分有之、

一 鉄砲場之事、

瀧之上 中村 洲崎

右四条共ニ稽古与頭見分為定儀無之、

一 寺柱梶山番所、

鍵五本 弓四張 征矢四十筋 鞞四腰

鉄砲五挺五匁

一 日州都城梶山番所之事、

鍵二本 弓二張 征矢二十四筋 鞞二腰

鉄砲二挺五匁

右両所、領主島津筑後へ御預ニ付、筑後ヨリ右之通武器被遣置候、

一 塩焔藏之事、

鹿兒島郡元村・田上村・犬迫村ニ有之、

一 異国方御手当之事、

悪異之異国船見得來候節ハ、一与三百五十人宛段々被差遣御手当有之、

一 御馬之事、

百足御厩へ被立置候、時々増減有之、

一 御家中馬数之事、

六百五十疋立置候、増減数不定、

一 騎馬高之事、

高三百石ヨリ騎馬高二候へトモ、其以下馬立之儀勝手次第、

一 津口番所之事、

薩州米津出水 同 脇元出水 同 京泊水引

同 片浦加世田 同 坊津坊泊 同 山川

隅州内浦 日州志布志 同 川口倉岡

右津口番所、鹿兒島ヨリ兩三人ツ、足輕一人相付被遣

置候、

一 船付之事、

薩州山川 同 門之浦知覽 同 坊津

同 久志 同 秋日 同 片浦加世田

同 京泊 同 倉津阿久根 同 脇元出水

同 米津出水 同 鰐之浦長島 同 倉戸長島

隅州内浦 同 柏原串良 同 大泊佐多

日州志布志 同 川口

一 口留番所之事、

薩州野間原肥後出口 小川内大口肥後出口

日州榎田加久藤求麻出口 同 紙屋・野尻佐土原細島出口

同 去川高岡佐土原細島出口 同 梶山都城出口

同 寺柱都城出口 同 八郎ヶ野志布志出口

同 夏井志布志出口

右、口留番人其所之士兩三人ツ、被仰付候、

一 遠見番所之事、

薩州長島 同 多田崎出水

同 阿久根 同 羽島串木野

同 脇本出水 同 市来

同 片浦加世田 同 春日嶽坊

同 石垣顯娃 同 立見崎(立目崎カ)佐多

同 火崎内之浦

一 火立番所之事、

薩州里村上甌島 同 中甌上甌島

同 手下甌島 同 西方高城

同 京泊水引 同 寄田高江

同 羽島串木野 同 唐船ケ尾

同 湯田市来 同 飯牟礼嶽伊集院

同 横井鹿兒島 同 草牟田同

一 関船数之事、

関船二十三艘七十六丁立ヨリ五十七丁立マテ

一 小早船之事、

小早船四十艘四十六丁立ヨリ六十七丁立マテ

荷船十三艘三百石積ヨリ四
百八十五石積迄

一 川船数之事、

合千九十一艘

薩州七百八十艘

隅州五十七艘

日州百三十三艘

一 廻船所持之者船数之事、

薩州荷船二百十七艘十四石積ヨリ六
百九十五石積迄

隅州荷船百十六艘十五石積ヨリ六
百九十五石積迄

日州荷船十九艘二十石積ヨリ六
百三十五石積迄

一 浦数之事、

薩州荒田浜鹿兒島

松崎町谷山

和田浜谷山

平川浦同

喜入浦

門之浦知覽

松ヶ浦知覽

湊浦指宿

摺之浦指宿

瀬崎浦今和泉

山川町

児ヶ水浦山川

川尾浦(川尻浦カ) 顯娃

脇浦顯娃

石塩浦(石垣浦カ) 顯娃

枕崎浦鹿籠

泊浦

今村久志

博多浦

秋目浦

小浦加世田

片浦加世田(塩屋堀浦カ)

小松原加世田

堀屋堀浦田布施

入来浜伊作

花熟里浜伊作

帆湊浦日置

永吉浦

上之浜申木野

湊町市来

江口浦市来

島平浜申木野

申木野浜

羽島浦申木野

神川浦伊集院

京泊浦水引

船間島浦水引

阿久根町

折口浜阿久根

脇元浜出水(福之江浦カ)

藤島出水

福之口浜出水

奈護浦出水

米之津浦出水

塩追浦長島

和仁浦長島

御所浦長島

浜方浦下甌

隅州松原浦帖佐

脇元浦重富

加治水浦

小村浦国分

浜市浦国分

敷根浦

福山浦

海潟浦垂水

柗原浦垂水

新城浦

(大根占浦之)
大根江浦

(小根占町之)
小根江町

(小根占浦之)
小根江浦

伊佐敷浦佐多

島泊浦佐多

大泊浦佐多

古江浦花岡

南高洲浦鹿屋

北高洲浦鹿屋

柏原浦串良

(内之浦之)
内浦

波見浦高山

日州菱田浦大崎

志布志浦

四七八

軍制改革 (御軍役奉行上申)

元文三年戊午

一正月 (頭註) 「甲州新流ヲ用フ」

異国方御手当被改、島津主殿首尾、此已前甲州古流伊

東一空定置、此節ヨリ甲州新流園田与藤次へ被仰付

(是ヲ島津家々伝廢ス)、

一正月十八日

来ル廿二日姫君様御登城、菊姫様御同道、大奥へ被為

(継豊女)

入候ニ付御献上物被伺、

一正月廿二日 (頭註) 「御守殿」

竹姫君様御登城、菊姫様初テ竹千代様へ御目見、

(家治)

一正月廿五日

上使伴田外記様ニテ御鷹ノ鶴一双御賜、

(津田力、正明)

一二月六日

御誕生之御祝儀、御老中御招請、

(継豊)

太守様御病氣故又

(宗)

三郎様御名代御伺之通御免、

一三月朔日

以御切紙竹千代様御誕生ノ御祝儀御老中何レモ可差越

旨被仰渡、

一三月廿一日

御老中御招請、

一三月廿三日

右御祝、御一門方御心安キ御大名方御控、

一四月廿一日

竹千代様へ葛蒲御兜一師御献上、

一四月廿一日

有章院様御法事菊姫様御香奠御伺、

(家継)

一六月九日

(綱吉側室)
瑞春院様薨去、

一 六月十一日

右付 太守様 (維忠) 総州様又三郎様ヨリ伺御機嫌之儀被伺、

同十四日御法事隅州様・又三郎様御香奠被伺、

一 七月十九日

上使曾我又左衛門様ニテ御鷹之ヒハリ御給、
(善祐)

一 九月朔日

竹千代様御誕生ニ付、中山王使者本部王子薩州迄差上

候付、太守様ヨリ御礼御伺、

一 九月十一日

右使者ニテ品々献上付、
(吉宗) 公方様 (家重) 大納言様ヨリ中山

王並使者へ拝領物被仰付候由、御奉書ヲ以被仰渡御返

翰被相渡、

一 九月十九日

島津淡路守殿卒去、
(惟久、佐土原)

一 十一月朔日

島津小源太殿於磯誕生、
(黄逆)

一 十一月七日

菊姫様御紐解御祝付、御献上物御伺之通被仰渡、

一 十一月十二日

被定、
(島津實備) 玄蕃殿・(島津忠紀) 壮之助殿・(島津久門マ) 兵庫殿一所持場ヲハナレ一等形式

一 十一月十五日

吉貴公御老病、御參府御断被伺令承知候由被仰渡、
(頭越) 吉貴公御老病

一 十二月五日

太守様御病氣、御滯府被伺可有滯府旨、御付紙ヲ以被

仰渡、

一大御前様例年之通御鷹之雁御拝領、

四七九

(卷之三十三 二二五五号文書に同じ、本文略)

四八〇

(卷之三十三 二二五六号文書に同じ、本文略)

四八一

(卷之二十一 二二〇七号文書に同じ、本文略)

四八二

(卷之二十一 二二〇八号文書に同じ、本文略)

四八三

(卷之二十一 二二〇九号文書に同じ、本文略)

四八四

(卷之二十一 二二一〇号文書に同じ、本文略)

四八五

(卷之二十一 二二一一号文書に同じ、本文略)

四八六

(卷之二十一 二二一二号文書に同じ、本文略)

四八七

(卷之二十一 二二一三号文書に同じ、本文略)

四八八	(卷之二十一)	一二二四号文書に同じ、本文略)	五〇七	(卷之二十一)	一二三三号文書に同じ、本文略)
四八九	(卷之二十一)	一二二五号文書に同じ、本文略)	五〇八	(卷之二十一)	一二三四号文書に同じ、本文略)
四九〇	(卷之二十一)	一二二六号文書に同じ、本文略)	五〇九	(卷之二十一)	一二三五号文書に同じ、本文略)
四九一	(卷之二十一)	一二二七号文書に同じ、本文略)	五一〇	(卷之二十一)	一二三六号文書に同じ、本文略)
四九二	(卷之二十一)	一二二八号文書に同じ、本文略)	五一一	(卷之二十一)	一二三七号文書に同じ、本文略)
四九三	(卷之二十一)	一二二九号文書に同じ、本文略)	五二二	(卷之二十一)	一二三八号文書に同じ、本文略)
四九四	(卷之二十一)	一二三〇号文書に同じ、本文略)	五二三	(卷之二十一)	一二三九号文書に同じ、本文略)
四九五	(卷之二十一)	一二三一号文書に同じ、本文略)	五二四	(卷之二十一)	一二四〇号文書に同じ、本文略)
四九六	(卷之二十一)	一二三二号文書に同じ、本文略)	五二五	(卷之二十一)	一二四一号文書に同じ、本文略)
四九七	(卷之二十一)	一二三三号文書に同じ、本文略)	五二六	(卷之二十一)	一二四二号文書に同じ、本文略)
四九八	(卷之二十一)	一二三四号文書に同じ、本文略)	五二七	(卷之二十一)	一二四三号文書に同じ、本文略)
四九九	(卷之二十一)	一二三五号文書に同じ、本文略)	五二八	(卷之二十一)	一二四四号文書に同じ、本文略)
五〇〇	(卷之二十一)	一二三六号文書に同じ、本文略)	五二九	(卷之二十一)	一二四五号文書に同じ、本文略)
五〇一	(卷之二十一)	一二三七号文書に同じ、本文略)	五三〇	(卷之二十一)	一二四六号文書に同じ、本文略)
五〇二	(卷之二十一)	一二三八号文書に同じ、本文略)	五三一	(卷之二十一)	一二四七号文書に同じ、本文略)
五〇三	(卷之二十一)	一二三九号文書に同じ、本文略)	五三二	(卷之二十一)	一二四八号文書に同じ、本文略)
五〇四	(卷之二十一)	一二三〇号文書に同じ、本文略)	五三三	(卷之二十一)	一二四九号文書に同じ、本文略)
五〇五	(卷之二十一)	一二三一号文書に同じ、本文略)	五三四	(卷之二十一)	一二五〇号文書に同じ、本文略)
五〇六	(卷之二十一)	一二三二号文書に同じ、本文略)	五三五	(卷之二十一)	一二五一号文書に同じ、本文略)

薩藩例規雜集

九

薩藩例規雜集九

目錄

(以下二十六行、本文より補)

御判物高及ヒ士族禄高巡見使応答覚書

郡数

薩隅日人口

薩隅日各周回

諸所他国通道改番所之数

湊数

船数及運貨

牧数

名所

島数

山嶽数

産物ノ概数

式内之神社

式外之神社之数

御船手付ノ事

苗代川人ノ事

家筋之事

一所持同格

寄合同並

小番

新番

大番御小姓与

小十人組

郷土

与力

足輕

五二六

参考

御判物高及ヒ士族禄高巡見使応答覚書

高七拾貳万九千五百六拾三石六斗三升壹合

内、三拾壹万五千五百六斗

右薩摩国

拾七万八百三拾三石四斗五升壹合

大隅国

拾貳万貳拾四石五斗八升

日向国諸県郡

拾貳万三千七百石余

琉球国

貳拾三万四千石余

蔵入

四拾九万五千五百石余

諸士並寺社給地

五二七

郡数

薩摩拾三郡

伊佐郡十ヶ所

大口 山野 羽月 佐司 黒木 鶴田

宮之城 山崎 大村 蘭牟田

薩摩郡九ヶ所

百次 山田 隈之城 平佐 高江 中郷

東郷 樋脇 入来

鹿児島郡二ヶ所

鹿児島 吉田

日置郡七ヶ所

吉利 永吉 伊集院 郡山 市来 申木野

日置

阿多郡三ヶ所

△(御問条御答書等)より補
阿多 田布施 伊作

河辺郡七ヶ所△

河辺 加世田 山田 鹿籠 坊泊 久志

秋目 七島

甌島郡一ヶ所

甌島

穎娃郡一ヶ所

穎娃

揖宿郡二ヶ所

指宿 山川

給黎郡二ヶ所

給黎 知覽

谷山郡一ヶ所

谷山

出水郡五ヶ所

阿久根 長島 野田 高尾野 出水

高城郡二ヶ所

高城 水引

大隅八郡

菱刈郡四ヶ所

曾木 馬越 本城 湯之尾

桑原郡五ヶ所

吉松 栗野 横川 日当山 踊

始羅郡五ヶ所

蒲生 山田 帖佐 加治木 溝辺

曾於郡九ヶ所

曾於郡 清水 国分 敷根 財部 末吉

市成 福山 恒吉

肝属郡八ヶ所

内之浦 高山 始良 大始良 申良 鹿之屋

高隈 百引

大隅郡八ヶ所

牛根 桜島 垂水 大根占 小根占 田代

佐多 新城

熊毛郡一ヶ所

種子島

馭謨郡一ヶ所

屋久島

日向一郡

日向五郡之内諸県郡

吉田 馬関田 加久藤 飯野 小林

高原 高崎 野尻 綾 高岡

穆佐 倉岡 高城 山之口 都之城

勝岡 松山 志布志 大崎 須木

五二八 (卷之七 三六五号文書に同じ、本文略)

五二九 (卷之七 三三一号文書に同じ、本文略)

五三〇 (卷之七 三四〇号文書に同じ、本文略)

五三一 (卷之七 三五二号文書に同じ、本文略)

五三二 (卷之七 三五一号文書に同じ、本文略)

五三三

經濟引例參考

船数及運賃

四枚帆以上

四百三十式艘

内、八拾九艘

拾七艘

式百五拾八艘

内、東目百三拾九艘

西目百拾九艘

諸島六拾九艘^(八カ)

船運上大坂ニテ米穀積上候刻、壱石ニ壱分宛、小船ハ
年中帆壱端五分、運賃西目小松原ヨリ大坂江壱分三合

五勺、同所ヨリ江戸江式分四合五勺、此外所ニヨリ段々

高下有り、

五三四 (卷之七 三四八号文書に同じ、本文略)

五三五

名所

薩州出水之内

隼人ノ瀬戸

同川辺郡之内

沖ノ小島

同川辺郡坊津

唐ノ港

隅州国分ノ郷

奈気木ノ森

気色ノ森

以上五ヶ所、

五三六

島数

硫磺島

黒島

竹島

七島

口之島

悪石島

中之島

諏訪之瀬島

平島

臥蛇島

宝島

薩州飯島郡

上飯

▽上同(御問条御答書写より補)

下飯△

隅州大隅郡

桜島

▽隅州熊毛郡(御問条御答書写より補)

種子島△

同馭謨郡

屋久島

同

永良部島

以上十島、

五三七

山嶽数

薩州穎娃郡穎娃

開聞嶽

同川辺郡加世田

野間嶽

▽同薩摩郡串木野(御問条御答書写より補)

冠嶽△

同阿多郡田布施

金峰山

同出水郡出水

矢筈嶽

▽同伊佐郡鶴田(御問条御答書写より補)

上宮嶽△

隅州肝属郡高隈

高隈嶽

日州諸県郡

霧島嶽

同飯野

白鳥山

同高岡

法華嶽

以上十山、

五三八

(卷之九 四三八号文書に同じ、本文略)

五三九

式内之神社

加紫久利神社

右、延喜式ニ薩摩国二座之内ニテ出水郡加志久利神社、

(牧開カ)
牧開神社

右式内、薩摩国二座之内穎娃郡小牧開神社、天智天皇

后ノ靈廟、牧開ヲ俗ニ開門書ケリ、

鹿兒島神社

右式内ニ大隅国五座之内桑原郡一座大鹿兒島神社ト有

リ、今国分郷正八幡、社領七百三十拾石、

大穴持神社

国分郷

宮浦神社

福山郷

韓国宇豆峰神社

国分郷

右式内ニ大隅国曾於郡三座並

益救神社

右式内ニ大隅国馭謨郡一座小、式内ニハ益救ヲスクヒ

ト有リ、馭謨郡屋久島ニ有ル益救神社ナリ、古昔屋久

ヲ益救ト本朝文碑ニモ其通リ、

霧島神社

霧島山別当寺隅州ヒナキヤシケ
曾於郡 錫杖院花林寺

右式内ニ日向国四座並之内諸県郡一座、霧島神社、地

神三代 瓊々杵尊降臨之地、日本最初之峰トアリ、社

領高五百四拾四石、右之外三座ハ御領地ニ無シ、

但、別当花林寺ハ隅州之内ニ有リ、

式外之神社之數

八幡新田宮

薩州水引郷ニ有リ、

右者地神三代 瓊々杵尊之靈廟可愛陵ナリ、高ク城千

台故ニ郡名高城郡ト号シ、此辺ヲ千台ト今ニ唱フニ、

千台ノ字ヲ後(千代・川内カ)千代川又ハ内トモ書ク、

往古 禁裏並將軍家・執權・探題・国主ヨリノ文書等

許多有リ、社領高八百六拾七石余、

日吉山(山王カ) 真言宗衆集院別當寺台明寺

右、上代之靈地ニテ繪旨其外文書等多ク有リ、 天智

天皇之御宇青葉ノ笛竹貢獻之地ニ被定証文等有リ、

住吉三所大明神

右日州諸県郡隅州境ニ在リ、今ハ隅州之内ニ有リ、隅

州曾於郡末吉郷支配之内ナリ、是則住吉神之本社ナリ、

櫛ヶ原ニ櫛明神之社有リ、右靈跡ハ日本記並神社考・

釈日本記ニモ筑紫日向国櫛原ニ出現云云、小戸池橋ノ

嶽ノ靈跡髓有リ、(上瀬カ)上津・(中瀬カ)中津・(下瀬カ)下津之神社ト云モ有リ、

是皆右神書ニモ記セリ、 神功皇后撰州墨ノ江ニ御遷
宮云云、神祇長官吉田兼連朝臣、右住吉明神之縁記ニ

当所ヲ本社ニ究タリ、

日州志布志
山口大明神

天智天皇御下向被遊、此地ニテ崩御有之候ヲ、山口大

明神ト崇為申由申伝候、

同大崎

(飯隈山カ)飯熊山新熊野三所大権現

(照倍院カ)飯熊山飯福寺照倍院

右、古跡之院家ニテ別當代々本山派山伏先達ニテ、從

(道尊法親王)聖護院宮様薩摩・大隅・日向諸県那年行司職ニ被補候、

御証判致頂戴年々禁裏ニ御札守献上ノ勅願所ナリ、先

住持蓮光院事中院内大臣様御猶子トナリ、其子当住蓮

光院事中院大納言様御猶子ニナリ、 聖護院宮ヨリ木

(欄カ)欄色衣御免許着用ス、社領高四百三拾石余、

五四一

御朱印寺有之候哉ト於御尋者、薩摩守領内ニハ御朱印寺

社無御座候、乍然国分宮内五山派靈鷲山正興寺者利之内(上脱カ)

ニテ御座候、先住玄昌西堂事文之和尚之權現様御判之公帖事ニテ候

三通頂戴仕置、近頃之先住持守弟西堂常憲院様御印之公帖(稱吉)

帖(行カ)一一通致頂戴置候得共、是ハ御朱印寺ト申ニテハ無御

座候ト可申上候、

真言宗

医王正智院泰平寺(医王山カ)

右者、元明帝手自薬師之像ヲ御彫割被遊、和銅元年

当寺御建立有之候、然者叡山之本堂・京都因幡堂・当

寺之本尊合三薬師ト申伝候、曆応三年源直義朝臣院宣(二年カ)

ヲ承一國一基之塔婆ヲ立、仏舍利一粒宛奉納被成候、

直義之御証判有之候、天正十五年大関秀吉公当国御勅(勅座カ)

座節、此寺ヲ御本陣ニ被遊、義久入道龍伯於当寺被致

御目見候、当分寺領式拾石余、

此前者泰平寺薬師堂医王宝殿之額掛置候由、当分不相

見得ト御尋候ハ、右額者薩州伊佐郡二大願寺ト申候

テ天台宗之古跡御座候、右寺之薬師堂ニ將軍鹿苑院義

満公御筆ニテ医王宝殿ト被遊候御寄付被成置候、然処

ニ右大願寺中古破壊之節当寺江預置候処、幸当寺之本

尊薬師ニテ候故、右額掛置候、然処当国三代前之国主

願被申、右大願寺ヲ城下江引移置被申候故、右額本之

通近年大願寺江相返候ニ付、此方ニ無之由御答可申上

候、

日州志布志

律宗 秘山密教院宝満寺

右者、正和五年開基

花園法皇勅願所ニテ南都西大寺之末ニテ御座候、曆応(二年カ)

三年源直義朝臣蒙院宣一國一基之塔婆ヲ建立、仏舍

利奉納之寺ニテ御寄進状ニ今致箇藏候、寺領高三拾石

有之候、右之通、仙洞御所勅願所故、帝王様御讓

位有之又ハ住持入院之節者致院參、御札卷数致献上來

候、

濟家 関山派龍興山大慈寺

右者、曆応三年依勅願創建寺ニテ御座候、寺領四百

四拾六石御座候、当住者万安和尚ト申候、紫衣之僧ニ

テ御座候、

薩州坊津 真言宗

如意珠山一乘院西海金剛峯寺

右、後奈良院勅願所ニテ西海金剛峯之宸筆之勅額有之候、敏達天皇之御宇百濟国日羅居士来朝候テ開闢之寺
ニテ御座候、(寺積力)寺積二百五拾六石有之候、

同伊集院
濟家
南禅寺派泰定山広濟寺

右諸山之内、古昔之寺ニテ御座候、寺領三拾石御座候、
曹洞宗
法智山妙円寺

右、古昔之寺ニテ候ヲ薩摩守先祖兵庫頭義弘入道惟新
菩提所ニ仕、寺領三百七拾五石被致寄付置候、

同加世田
曹洞宗
龍護山日新寺

右者、薩摩守先祖相模守忠良入道日新菩提所ニテ、寺
領貳百三拾三石有之候、

権現様御宮御代々様御位牌所有之候哉ト御尋候ハ、当地
城之引統ニ奉崇置候、此行鹿府ニテ御答申上候趣、御答可申上候、
城下ニ奉崇置候、此行外城ニテ御答申上候趣ト

御別当寺有之候哉ト御尋候ハ、南泉院ト申候テ御別
当寺有之候ト御答可申上候、

何之頃ヨリ被建置候哉ト御尋候ハ、当薩摩守祖父大
隅守代申上、御遷宮・御遷座仕置候ト御答可申上候、
御別当寺寺領御尋候ハ、五百石致寄付置候ト御答可
申上候、

寺領者前々ヨリ被寄付候哉ト御尋候ハ、以前者藏米
ニテ諸事相調候、近年知行高ニテ致寄付候ト御答可申
上候、

御別当寺ハ前々ヨリ有之候哉、今度被取建候哉ト御尋
候ハ、大願寺ト申候テ天台宗之古跡ヲ大隅守代申上
引移置候、近年(公并法親王)上野准后様江相願南泉院ト御改被遊被
下候ト御答可申上候、

山号之儀御尋候ハ、大雄山ト申候由御答可申上候、
住持之儀御尋候ハ、從准后様和州吉野山願王院權僧
正ヲ南泉院兼住ニ被仰付置候ト御答可申上候、

此前者住持者何方之人ニテ候哉御尋候ハ、當領之儀
往古者天台宗致繁昌候処、中古ヨリ致衰微天台宗少ク
候ニ付、御別当寺致永住候程之無之候故、薩摩守菩提
所福昌寺ト申候禅宗寺ヨリ兼職ニ相勤、御年回之御法
事等禅宗ヨリ相勤、又ハ領分日州之内ニ有之候神徳院

ト申候天台宗モ罷越御法事相動候、然共右通ニテハ得
ト不致事ト薩摩守存、在中准后様工申上、天台宗之住
(近年カ)
持ヲ相定候ト御答可申上候、

鹿兒島中祈願所・菩提所高之儀御尋候ハ、薩摩守先
祖代々方々ニ菩提所ヲ立置申候、先城下ニ有之候分左
之通、

真言宗

經團山宝成就寺大乘院祈願所

右、寺領八百八拾貳石程、

曹洞宗

玉龍山福昌寺菩提所

右、寺領千三百五拾石、

曹洞宗

松原山南林寺菩提所

右、寺領四百六石、

曹洞宗

覚照山妙谷寺菩提所

右、香積三百八拾石、

曹洞宗

(太平山カ)
大平山興國寺菩提所

右、香積貳百石、

外仏餉料現米六石、

曹洞宗

恵灯院

右、香積百七拾石、

外仏餉料現米拾貳石、

(時衆カ)
時衣宗

松峰山無量寿院淨光明寺菩提所

右、香積四百石、

右之分者城下ニ有之候祈願所並薩摩守先祖菩提所ニテ、

相応ニ寺領高被致寄付候、

濟家

五山派瑞雲山大龍寺

右、寺領現米三拾石、

浄土宗

(養泉山カ)
泰泉山無量寺不断光院

右、寺領貳拾石、

右ニケ寺者薩摩守菩提所ニテハ無之、於城下一家之触

五四二	(卷之三十一 二〇五五号文書に同じ、本文略)	五六一	(卷之三十一 一八九四号文書に同じ、本文略)
五四三	(卷之三十一 二〇五六号文書に同じ、本文略)	五六〇	(卷之三十一 一八九五号文書に同じ、本文略)
五四四	(卷之三十一 二〇五七号文書に同じ、本文略)	五六二	(卷之三十一 一八九七号文書に同じ、本文略)
五四五	(卷之三十一 二〇五八号文書に同じ、本文略)	五六三	(卷之三十一 一八九八号文書に同じ、本文略)
五四六	(卷之三十一 二〇五九号文書に同じ、本文略)	五六四	(卷之三十一 一八九九号文書に同じ、本文略)
五四七	(卷之三十一 二〇六〇号文書に同じ、本文略)	五六五	(卷之三十一 一九〇〇号文書に同じ、本文略)
五四八	(卷之三十一 二〇六一号文書に同じ、本文略)	五六六	(卷之三十一 一九〇一号文書に同じ、本文略)
五四九	(卷之三十一 二〇六二号文書に同じ、本文略)	五六七	(卷之三十一 一九〇二号文書に同じ、本文略)
五五〇	(卷之三十一 二〇六三号文書に同じ、本文略)	五六八	(卷之三十一 一九〇三号文書に同じ、本文略)
五五一	(卷之三十一 二〇六四号文書に同じ、本文略)	五六九	(卷之三十一 一九〇四号文書に同じ、本文略)
五五二	(卷之三十一 一八八七号文書に同じ、本文略)	五七〇	(卷之三十一 一九〇五号文書に同じ、本文略)
五五三	(卷之三十一 一八八八号文書に同じ、本文略)	五七一	(卷之三十一 一九〇六号文書に同じ、本文略)
五五四	(卷之三十一 一八八九号文書に同じ、本文略)	五七二	(卷之三十一 一九〇七号文書に同じ、本文略)
五五五	(卷之三十一 一八九〇号文書に同じ、本文略)	五七三	(卷之三十一 一九〇八号文書に同じ、本文略)
五五六	(卷之三十一 一八九一号文書に同じ、本文略)	五七四	(卷之三十一 一九〇九号文書に同じ、本文略)
五五七	(卷之三十一 一八九二号文書に同じ、本文略)	五七五	(卷之三十一 一九一〇号文書に同じ、本文略)
五五八	(卷之三十一 一八九三号文書に同じ、本文略)	五七六	(卷之三十一 一九一一号文書に同じ、本文略)
		五七七	(卷之三十一 一九一二号文書に同じ、本文略)

五七八	(卷之三十一 一九一三号文書に同じ、本文略)	五九七	(卷之三十一 一九三二号文書に同じ、本文略)
五七九	(卷之三十一 一九一四号文書に同じ、本文略)	五九八	(卷之三十一 一九三三号文書に同じ、本文略)
五八〇	(卷之三十一 一九一五号文書に同じ、本文略)	五九九	(卷之三十一 一九三四号文書に同じ、本文略)
五八一	(卷之三十一 一九一六号文書に同じ、本文略)	六〇〇	(卷之三十一 一九三五号文書に同じ、本文略)
五八二	(卷之三十一 一九一七号文書に同じ、本文略)	六〇一	(卷之三十一 一九三六号文書に同じ、本文略)
五八三	(卷之三十一 一九一八号文書に同じ、本文略)	六〇二	(卷之三十一 一九三七号文書に同じ、本文略)
五八四	(卷之三十一 一九一九号文書に同じ、本文略)	六〇三	(卷之三十一 一九三八号文書に同じ、本文略)
五八五	(卷之三十一 一九二〇号文書に同じ、本文略)	六〇四	(卷之三十一 一九三九号文書に同じ、本文略)
五八六	(卷之三十一 一九二一号文書に同じ、本文略)	六〇五	(卷之三十一 一九四〇号文書に同じ、本文略)
五八七	(卷之三十一 一九二二号文書に同じ、本文略)	六〇六	(卷之三十一 一九四一号文書に同じ、本文略)
五八八	(卷之三十一 一九二三号文書に同じ、本文略)	六〇七	(卷之三十一 一九四二号文書に同じ、本文略)
五八九	(卷之三十一 一九二四号文書に同じ、本文略)	六〇八	(卷之三十一 一九四三号文書に同じ、本文略)
五九〇	(卷之三十一 一九二五号文書に同じ、本文略)	六〇九	(卷之三十一 一九四四号文書に同じ、本文略)
五九一	(卷之三十一 一九二六号文書に同じ、本文略)	六一〇	(卷之三十一 一九四五号文書に同じ、本文略)
五九二	(卷之三十一 一九二七号文書に同じ、本文略)	六一一	(卷之三十一 一九四六号文書に同じ、本文略)
五九三	(卷之三十一 一九二八号文書に同じ、本文略)	六一二	(卷之三十一 一九四七号文書に同じ、本文略)
五九四	(卷之三十一 一九二九号文書に同じ、本文略)	六一三	(卷之三十一 一九四八号文書に同じ、本文略)
五九五	(卷之三十一 一九三〇号文書に同じ、本文略)	六一四	(卷之三十一 一九四九号文書に同じ、本文略)
五九六	(卷之三十一 一九三一号文書に同じ、本文略)		

薩藩例規雜集

一〇

薩藩例規雜集一〇

目錄

薩隅日

三ヶ国惣廻り

御分国御判物

三州御分国田島及ヒ山林高結

御領国来由

御判物

御領内島敷ノ事

宇治島草力キ島

監察使答問抄上

里数ノ事

御領國中諸浦敷及ヒ郡分

薩隅日莊院

繁榮ヲ促ス訓諭

着笠用ル達書

年頭供列定

他藩ヘ対シ分限ノ訓示

毎朔ノ御条書

元和二年武士令

人売買禁令

寛永十二年令条

御領國中人体

私領人名(一所持トモ唱)

新築地(一名鶴江崎)

寺院総数

江戸邸在勤人員数

切支丹御禁制

真宗由緒

(以下五行、本文より補) 訴人御条書

起請文前書

帯解之事

壁書留書拔

一向宗御禁止ノ事

薩藩例規雜集一〇

六二七	(卷之五十六)	四四〇六号文書に同じ、本文略)	六二七
六二八	(卷之五十六)	四四〇七号文書に同じ、本文略)	六二八
六二九	(卷之五十六)	四四〇八号文書に同じ、本文略)	六二九
六三〇	(卷之五十六)	四四〇九号文書に同じ、本文略)	六三〇
六三一	(卷之五十六)	四四一〇号文書に同じ、本文略)	六三一
六三二	(卷之五十六)	四四一一号文書に同じ、本文略)	六三二
六三三	(卷之五十六)	四四一二号文書に同じ、本文略)	六三三
六三四	(卷之五十六)	四四一三号文書に同じ、本文略)	六三四
六三五	(卷之五十六)	四四一四号文書に同じ、本文略)	六三五
六三六	(卷之五十六)	四四一五号文書に同じ、本文略)	六三六
六三七	(卷之五十六)	四四一六号文書に同じ、本文略)	六三七
六三八	(卷之五十六)	四四一七号文書に同じ、本文略)	六三八
六三九	(卷之五十六)	四四一八号文書に同じ、本文略)	六三九
六四〇	(卷之五十六)	四四一九号文書に同じ、本文略)	六四〇
六四一	(卷之五十六)	四四二〇号文書に同じ、本文略)	六四一
六四二	(卷之五十六)	四四二一号文書に同じ、本文略)	六四二
六四三	(卷之五十六)	四四二二号文書に同じ、本文略)	六四三
六四四	(卷之五十六)	四四二三号文書に同じ、本文略)	六四四
六四五	(卷之五十六)	四四二四号文書に同じ、本文略)	六四五
六二五	(卷之五十六)	四四〇四号文書に同じ、本文略)	六二五
六二四	(卷之五十六)	四四〇三号文書に同じ、本文略)	六二四
六二三	(卷之五十六)	四四〇二号文書に同じ、本文略)	六二三
六二二	(卷之五十六)	四四〇一号文書に同じ、本文略)	六二二
六二一	(卷之五十六)	四四〇〇号文書に同じ、本文略)	六二一
六二〇	(卷之五十六)	四三九八号文書に同じ、本文略)	六二〇
六一九	(卷之五十六)	四三九九号文書に同じ、本文略)	六一九
六一八	(卷之五十六)	四三九七号文書に同じ、本文略)	六一八
六一七	(卷之五十六)	四三九六号文書に同じ、本文略)	六一七
六一六	(卷之五十六)	四三九五号文書に同じ、本文略)	六一六
六一五	(卷之五十六)	四三九四号文書に同じ、本文略)	六一五

六四六 (卷之五十六 四四二五号文書に同じ、本文略)

六四七 (卷之五十六 四四二六号文書に同じ、本文略)

六四八 (卷之五十六 四四二七号文書に同じ、本文略)

(卷之五十六 四四二八号文書に同じ、本文略)

六四九 (卷之五十六 四四二九号文書に同じ、本文略)

六五〇 (卷之五十六 四四三〇号文書に同じ、本文略)

六五一 (卷之七 三五八号文書に同じ、本文略)

六五二 (卷之七 三五九号文書に同じ、本文略)

六五三 (卷之七 三六〇号文書に同じ、本文略)

六五四 (卷之七 三六一号文書に同じ、本文略)

六五五 (卷之七 三六二号文書に同じ、本文略)

六五六 (卷之七 三六三号文書に同じ、本文略)

六五七

監察使答問抄上

太守重年公宝曆五年乙亥六月十六日於江府御逝去、 嗣

君重豪公御幼年之故、依大法国御目付京極兵部高主御使、

青山七右衛門成親御書薩州工被差下、依之國中大小事以

糸書被相尋、於是吉田用右衛門御記録奉行、追田太次右衛門

長崎御 御答方被仰付、時々御答書被差出、此時得能通昭通昭国御

目付方勤被仰付置、問答書不殘令熟覽記憶之、退出後大

略筆記之者也、

六五八 (卷之七 三三一号文書に同じ、本文略)

六五九 (卷之七 三三二号文書に同じ、本文略)

六六〇 (卷之七 三三三号文書に同じ、本文略)

六六一 (卷之七 三三四号文書に同じ、本文略)

六六二 (卷之七 三三五号文書に同じ、本文略)

六六三 (卷之六十七 五一九号文書に同じ、本文略)

六六四 (卷之六十七 五二一七号文書に同じ、本文略)

六六五 (卷之三十五 二三三九号文書に同じ、本文略)

六六六 (卷之三十五 二三四〇号文書に同じ、本文略)

六六七 (卷之六十七 五八二〇号文書に同じ、本文略)

六六八

每朔ノ御条書

(吉實) 総州様御代御家老島津帯刀殿、後ハ隱居シテ(睡力)睡雲卜為申

人書記被置候、其時分ヨリ毎月朔日御役人限計御弘メ為

有之由候へトモ、享保四年 (継世) 隅州様御代御家老島津空殿 (久憲)

へ六組与頭中ヨリ御条書ノ儀不苦儀候ハ、与中ノ面々

へ承知為仕度候間、御下被下旨被申出候処、空殿ヨリ御

留主中年々一兩度定可為読聞旨被仰渡、其節ヨリ与中へ

御弘有之候ヨシ、

六六九

元和二年武士令

定

一 武士ノ面々若党ノ儀ハ不及申、中間輩ニイタルマテ一

季居切被置ヘキ事、

一 人売買事、一円停止タリ、若売買致候輩ハ売損買損ノ

上被買候者ハ其身ノ心ニマカスヘシ、并句引売ニ付テ

ハ売主ハ成敗、ウラル、者ハ本主人可返事、

一年季ノ事、三ケ年ヲ限ルヘシ、

但、三年過ハ双方可為曲事、

一 於町自然火事出来時、奉公人下々至迄一切不可出入事、

一 手負タルモノヲ隠置ヘカラサル事、

一 主ナシ宿カリノ事、(証人方) 請人ノ手形ヲ町奉行へ上、兩人ノ

裏判ヲ以宿ヲ可借事、

一 辻立門立スヘカラサル事、

一 ホウカ、ケ其外何ニテモフカク顔ヲツ、ムヘカラス、(カラケカ)

其族アラハ見合ニ成敗タルヘキ事、

一 タハコ作事同売事被 仰出御書付ノ如ク堅可為停止事、

右、可相守此旨也、

元和二年十月 日

六七〇

(御触書寛保集成 二二五号)

人売買禁令

一 人売買一円停止タリ、若猥ノ輩於有之ハ其軽重ヲワカ

チ、或死罪籠舍或過錢タルヘキ事、(ケシ)

付、口入同罪ノ事、

一 男女抱置事十ケ年ヲ限ルヘシ、過十年、可為曲事事、(ケシ)

一 古ヨリ其領内ニ在来輩タリトイフトモ、他所へ相越ヘ
(領)ト望者妻子ヲモ令所持、其上科無之者、呼返儀可為停

止事、(之)

一 手負タルモノヲ不可隠置事、

(品川) 江戸迄

一 江戸ヨリ品川駄賃錢一駄、付テ無荷物印ニ乗者、(四拾式文) 式

拾七文、川崎え五拾文、荷物なしにのらハ三拾三文△
婦^馬リ駄賃同然タルヘシ、

但、荷返^{夜通}シニ相通ル輩^計ハ荷^物ナシニ乗トイフトモ、
夜^之分ハ一駄^ノ積^ニ駄賃^取事、

一御伝馬并駄賃ノ荷物一駄四十貫目タルヘシ、

但、四十貫目ヨリヲモキ荷物ハ秤ニカケ、ヲモキ分
可除^之旨、荷主ヘ申断ヘシ、若除マシキト申輩アラ
ハ幾度モ申断、其上ニモ承引無^ニ者^ハ馬ヲ出スヘカ
ラサル事、

一人足^之荷物一人ニ付五貫目ヲカキルヘシ、ソレヨリヲ
モキ荷物ハ荷主ヘ断リ、^秤ヲモキ分可相除^之、自然除
マシキト申候^{ナシ}ニオイテハ先条ノコトクタルヘシ、人足
賃^ハ馬ノ半分タルヘキ事、

付、人馬^之御朱印ヲ伝馬次ノ所^ニテヒテ物見イタ
シ、御書付^之其外一疋一人タリトモ^{不可}出^之事、

一宿賃ノ事、^新飯令代共^ニ老^人ニ付^高銭十六文、馬^二ハ五十^文
タルヘキ事、

一人馬ノ賃宿賃以下、御定ノ外マシ錢ヲ取候者^在ハ三十
日籠舍タルヘシ、并其町ノ年寄過料タルヘシ五貫文、

其外八家一軒ヨリ百文ツ、可出^之事、
一御伝馬駄賃ノ荷物等揃次第可出^之事、

但、駄^實馬高札^ハ二入時ハ其町ヨリ在々所々ニヤトヒ、
荷物滞^遅無^之様ニ雨風ノ時^分モ可出^之事、

一往還ノ輩高札ノ面ヲ相背キ理不尽ノ儀不可有^之、又往
還ノ者ニ対シ其所ノ族^者非儀^ニテヒテハ可為^曲事、
右、可相守此旨者也、仍執達如件、

万治元年十月 日

六七

寛永十二年令条

条々

(御触書寛保集成 一〇号)

一忠孝ヲ励シ礼法ヲ正シ、常^二文武芸^一心懸義理ヲ專
ニシ、風俗ヲ不可乱事、

一軍役如定、猥^猥弓・鉄砲・槍・甲冑・馬皆具諸色兵具等
人積無相違可相嗜^之事、

一兵具ノ外不入道具ヲ好ミ私ノ奢不可致万儉約^用ヘシ、
知^行知水損・旱損・風損・虫付、或船破損或火事、此外
人モ存タル大ナル水墜^失ハ各別件々子細ナクシテ身体ト

□ス、奉公難勤輩ハ可為曲事事、

一屋作小身ノ族Vに至迄、近年分に過美麗におよぶ、自今以後、△身体ニ応シ、其例ヲ承合輕ク可致事、

一嫁娶ノ儀式、近年小身ノ輩ニ至マテ甚タ美麗、向後諸道具以下分ニ応シ結構イタサス可用儉約、タトヒ大身タリト云トモ長持柄釣輿三十丁、長持五十棹ニ過ヘカラス、総テ此數量ヲ以テ応分限可沙汰事、

一振廻ノ膳木具并盃台金銀彩色停止也、

但、高貴人珍客ニハ木具不苦、或晴ノ会合、或嫁娶ノ時時金銀器龜足可為其定次第、総テ振廻ノ儀輕ク可致事、乱醉ニ不可及、

一音信^之禮儀太刀馬代黄金巻杖、或ハ十枚随分^限以此内^を可減少、或銀一枚・青銅三百疋・礼物百疋ニ至迄可用之、并小袖十如左可減少之、雖為大身^可過之、

総テ諸色^之以此積^可用遣之、大名ハ禮儀^{取かわし}ノ時モ此上ノ花麗不可致、勿論酒肴等モ可為輕少事、

一被行死罪者有之刻ハ被仰付輩之外、一切其場ヘ不可^懸集事、

一喧嘩口論堅禁制^畢□、若有之時令荷担者其咎可重於本人、

總テ喧嘩口論ノ刻一切不可馳集事、

一於殿中万一喧嘩口論有之節ハ番切可相計、猥ニ自他之^{ナシ}番寄集ルヘカラス、番無之座席ナラハ其所ヘ近キ輩可計之、事ニモ成間敷儀ヲ見ナカラ、惡事イタサシムヘカラサル事、

一火事若令出来ハ役人并免許ノ輩ノ外不可一集、

但、役人差図ノモノハ可罷出事、

一本主ノ構有之者^{ナシ}不可^を相抱、叛逆・殺害・盜賊人之者有之ハ急度返スヘシ、其外輕キ咎ノ者ニ至ルマテ役者届次第追払ヘシ、小者・中間ハ可返之、於難決者番頭・

組頭令相談可濟、番頭無之者ハ其並ノ輩可致談合、若^所滯者有之ハ役人ヘ達シ可受差図事、

一於諸国中大犯人有之、タトヘ親類縁者タリトモ直^{言ふと}參ノ輩^{取持かこぶ}相抱ヘカラス事、

一知行所務諸色相定候年貢所馬其外ニ非法ヲナシ、領地亡所ニイタスヘカラサル事、

一知行境^野山水論并屋敷境於何方モ私ノ爭論不可致、若^申中分有之者番頭・組頭ニ可令相談、番頭無之者ハ其並^{ナシ}之輩ニ及談合^に可濟事、V有滯儀は、達役者、可受其

旨事、△

一 組中并与力同心他ノ組分申分有之時、其組ノ荷担イ
タス番頭・組頭互ニ及相談可濟之、若滯儀有之ハ役者
ニ達シ可受差凶事、

一 百姓公事、双方自分ノ知行所タルニラヒテハ其地頭可
計之、相地頭ノ百姓ト事イタスハ其類ノ番頭・組頭
以相談サハクヘシ、番頭ナキモノハ其並ノ者輩寄合可
濟、滯儀有之ハ役者ニ達シ可受差凶事、

一 跡目ノ儀、養子ハ存生ノ内可致言上、末期ニ及ヒ忘
却ノ刻申ト云トモ不可用、勿論無筋目モノヲ申立ヘ
カラス、タトヘ雖為実子筋目違タル遺言立間敷事、

一 結徒党致荷担、或妨ヲナシ、落書・張紙・轉突・不行
儀ノ好色、其外侍ニ不似合事業仕ヘカラサル事、
一大身小身トモニ自分用所之外買置、商買利潤之構不
可致事、

一 歩行若党衣類、サヤ・チリメン・平島羽二重・絹・紬
等ノ外停止之事、

付、弓鉄砲之者、絹紬布木綿之外不可着之、小者・
中間衣類、帶二布木綿可用事、

一 総頭諸役人万事ニ付テ不可致依怙、並諸役者其外ノ
品々常ニ致吟味不可油断事、

一 上着之タトヘ如何様ノモノ申渡ト云共不可違背事、
右、可相守此旨、若於違犯之族者糺其咎ノ輕重急度可
処罪科者也、

寛永十二年十二月十二日

六七二 (令条記卷二十九 三七九号)

犬ヲ切者有之ハ其屋敷ノ者出合、何方迄モ追掛留置、
脇差ヲ取り子細ヲ相尋、奉行所ヘ可注進、若刀脇差不
出、スマヒ候ハ、討捨候テモ不苦若、右ノ者追留候時ハ
先々ノ屋敷ヨリモ急度出合可留者也、取紛ハ昼夜に

よらず、屋敷之前にて人を切候事、不知においてハ其△
屋敷之番人油断タルヘキ事、

▽ 寛永六也巳△六月廿日
右、寛永年中被仰出候趣也、今以用之、

六七三 (卷之七 三六四号文書に同じ、本文略)
六七四 (卷之七 三六五号文書に同じ、本文略)

六七五 (卷之七 三七七号文書に同じ、本文略)

六八六

(卷之三十四 二二六四号文書に同じ、本文略)

六七六 (卷之七 三七八号文書に同じ、本文略)

六八七

(卷之三十四 二二六五号文書に同じ、本文略)

六七七 (卷之七 三七九号文書に同じ、本文略)

六八八

(卷之三十四 二二六六号文書に同じ、本文略)

六七八 (卷之七 三八〇号文書に同じ、本文略)

六八九

(卷之三十四 二二六七号文書に同じ、本文略)

六七九 (卷之七 三八一号文書に同じ、本文略)

六九〇

(卷之三十四 二二六八号文書に同じ、本文略)

六八〇 (卷之七 三八二号文書に同じ、本文略)

六九一

(卷之三十四 二二六九号文書に同じ、本文略)

六八一 (卷之七 三八三号文書に同じ、本文略)

六九二

(卷之三十四 二二七〇号文書に同じ、本文略)

六八二 (卷之七 三八四号文書に同じ、本文略)

六九三

(卷之三十四 二二七一号文書に同じ、本文略)

六八三 寺院総数

六九五

(卷之一 八〇号文書に同じ、本文略)

御領内寺数千六十六ヶ寺

六九六

(卷之一 八一号文書に同じ、本文略)

五百八ヶ寺

六九七

(卷之一 八二号文書に同じ、本文略)

薩州

六九八

(卷之一 八三号文書に同じ、本文略)

内、百十八ヶ寺

六九九

(卷之一 八四号文書に同じ、本文略)

三百十八ヶ寺

七〇〇

(卷之一 八五号文書に同じ、本文略)

二百四十ヶ寺

七〇一

(卷之一 八六号文書に同じ、本文略)

日州

七〇二

(卷之一 八七号文書に同じ、本文略)

六八四 (卷之三十四 二二六二号文書に同じ、本文略)

七〇三

(卷之一 八八号文書に同じ、本文略)

六八五 (卷之三十四 二二六三号文書に同じ、本文略)

七〇四

(卷之一 八九号文書に同じ、本文略)

七〇五

(卷之一 九〇号文書に同じ、本文略)

七〇六

真宗由緒

西本願寺

御領高三百石余

初親鸞聖人

一名善信、別号愚禿、承安三癸巳誕生、高倉院治世五年、弘長二年壬戌十一月廿八日入滅、満九十歳、龜山院治世三年、

二如信上人

正安二年庚子正月四日、六十二、大納言、

三覚如

諱宗昭、号毫撰、法印権大僧都、中納言、觀

四善如

応二年辛卯正月十九日、八十三、(康応元己巳カ)諱俊玄、法印権大僧都、大納言、康暦元己未

(二カ)五月廿九日、五十七、

五綽如

諱時芸、勅号周円上人、権大僧都、明德四癸

酉四月廿四日、四十四、

六巧如

諱玄康、号証定閣、(証定關カ)法印権大僧都、永享十二

年庚申十月十四日、六十五、

七存如

諱円兼、法印権大僧都、中納言、長祿元丁丑

六月十八日、六十二、

八 中興開山

蓮如

諱兼寿、号信証院、法印権大僧都、中納言、

明応八己未三月廿五日、八十五、

九実如

諱光兼、号教恩院、法印権大僧都、大納言、

大永五乙酉二月二日、六十八、

十証如

諱光教、号信受院、法印権僧正、天文廿三年

甲寅八月十三日、三十九、

十一顕如

諱光佐、号信樂院、法印権僧正、文祿元壬辰

十一月廿四日、五十、是ヨリ東西相分ル、

十二准如

諱光昭、号信光院、法印大僧正、寛永七庚午

(理カ)十一月卅日、五十四、

十三良如

諱光円、号教興院、法印大僧正、寛文二壬寅

九月七日、五十一、

十四寂如

諱光常、号信解院、法印大僧正、享保十乙巳

七月八日、七十五、

十五住如

諱光澄、号信順院、法印大僧正、元文四己未

八月六日、六十七、

十六甚如

諱光啓、号信曉院、法印大僧正、寛保元年辛

酉六月八日、二十七、

法如^{十七} 諱光闡、号信慧院、法印大僧正、寛政元己酉十月二十四日、八十三、

文如^{十八} 諱光暉、号信入院、法印大僧正、寛政十一己未六月十四日、五十六、

本如^{十九} 諱光撰、号信明院、大僧正、文政九丙戌十二月十二日、四十九、近代ノ智識ト云、

本如代ニ越前平乗寺功存事、本山能化相勤学力有之僧ニテ、自己ノ見識ヲ立、(願主生帰命弁ト)願主生帰命弁ト申書ヲ致著述、三業派ト唱、其説ヲ弘メ修学隨身ノ諸生数多有之、勢ヒ広

大ニ相成、功存相果、其弟子京都ノ智洞師僧ヘ不劣学力有之、不相替三業ノ説ヲ弘メ、勢ヒ甚敷本山ノ妨相成、

三業派根絶 公辺ヘ願有之、智洞事糺方ノ上獄中ニ繫レ、終ニ牢死、夫ヨリ三業派禁制相成候ト相見得候、
広如 諱光沢、大僧正法印、

徳如 東本願寺

初 慶長十九年甲寅十月五日、五十七歳、大僧正、
二 宣如 万治元年戊戌七月廿五日、五十五歳、大僧正、
三 琢如 寛文十一年辛亥四月十四日、四十七歳、大僧

常如 元禄七年甲戌五月廿二日、五十四歳、大僧正、
四如 元禄十三年庚辰四月十三日、五十二歳、大僧正、
一如 正、

六 真如 延享元年甲子十月二日、六十三歳、大僧正、
七 從如 宝曆十年庚辰七月十一日、四十二歳、大僧正、
八 乘如 寛政四年壬子二月廿二日、四十九歳、大僧正、

七〇七 訴人御条書左之通
条々

一 依一向不料家来其外ノ者百姓被召来、依願訴人被仰付
置、応御奉公ノ功本ノ身分被仰付、子々孫々迄可致訴
人旨被仰渡、其段忘却仕間敷旨致誓詞候者不勤ニ付、
先年来段々申渡之趣有之候処、近年弥以勤方大形ノ者
有之由相聞得、甚以不届候事、

一 従前々諸所ヘ一向宗ノ者有之候処、訴人ヨリハ不申出
脇々ヨリ相顕レ候儀多々有之、是訴人ノ儀ハ御用モ有
之候間、宗門改役所ヘハ折節罷出筈候処無其儀、其上

依人ニハ一切不罷出者モ有之由、是又別テ不届ニ候、

向後訴人ノ儀ハ右宗旨ノ者密々聞立無用捨可遂披露、

若御奉公疎略ノ者ハ最前ノ通、百姓被召来候歟、亦者

依時宜可被処嚴科事、

一 訴人死失ストイヘトモ其子孫・養子・養孫等訴人可申
付事候条、隠居・家督・養子成又ハ死失ノ訳無遅滞宗
門役所ヘ可申出事、

一 一向宗ノ者共其身ヨリ本尊道具等為差出可申候間、御
咎目ノ儀御免被下様ニト訴人共ヨリ申出候ハ其通可令
免許、右ニ付訴人ヨリ非法ノ失墜等不申懸様稠敷可申
聞置事、

一 右之趣、訴人共相守可出精モ勲功ニ依テハ吟味次第御
褒美可被仰付候、縦令不経年数候共、御奉公堅固ニ相
勤メ功相積候者ヘハ本知行可被下之事、

右之通、先年以来段々申渡有之事候得共、至頃日忘却
イタシ訴人不勤ノ者モ有之由候付、宗門改役ヨリ此旨
屹度申渡、猶又諸門ヘ廻勤ノ節々右之趣委敷可申渡候
也、

四月

和泉

石見

七〇八

起請文前書

一 御家御代々一向宗御大禁之儀乍存、右宗旨之頭取亦者
門徒ニ罷成、重科不輕儀奉存候事、

一 此節悔先非自身ヨリ御断申上候付、其科被相定候儀、
誠以難有次第奉存候事、

一 今日抱替誓詞被仰付候上ハ再一向宗ニ志毛頭執行仕間
敷候、尤、以後右宗旨ノ者於有之者親類高下ノ無差別
言上可仕事、

右条々、偽於申上者、

七〇九

一 一向宗御不審有之、会議ノ上相究候者并自身申出候者、
真言・法華ニ宗替ノ神文為致、其寺ノ且方ニ申付置先
例候処ニ、田舎寺ノ儀ハ且方ノ蔭迄ヲ以寺役相勤事候
故、且方及減少別テ致迷惑寺院モ有之由其聞得候、依
之此以後右式ノ者ハ其者ノ檀那寺ニテ向後一向宗ノ志

仕間敷旨、神文直ニ其寺へ可召付置候、且那ヨリモ一
向宗執行會テ為仕間敷旨ノ書付宗門改所へ可取置之候、

右之通候故去々年子十二月以来自身申出候者、會議ノ

上一向宗ニ相究候トモ真言・法華ニ宗替ノ神文申付、

其寺々へ召付置、此節元旦那寺へ召付候付此旨可申渡

候、且又且那寺ヨリ右ノ者共一向宗執行仕間敷旨書付、

宗門改役所へ可取置之候、

右之通被仰付候付奉得^(其カ)意堅固ニ被申渡候、右ニ付テ

ハ其寺々へ門宗ヨリ申渡有之事ニ候、以上、

宝永七年寅七月三日

異国座

宗門改所

帶解之事

一 頭取ノ者斬罪、妻并子共門徒同格之高屋敷關所、家内

人数御内被召放、其所ノ百姓、

一 与中拾五匁ツ、科銀、

一 同屋敷右同拾五匁ツ、拾五才以上誓詞、

一 門徒ハ關所ニテ百日籠舎、

一 士ハ關所ニテ高屋敷被召揚、家内人数御内被召放、其
所ノ百姓、

一家来下々ハ遠方ノ百姓并寺社門前者ノ下人ニ被召来、

遠方移百姓、

一 妻ハ百日籠舎ニテ遠方百姓ノ下女、

七二一

一一 向宗頭取人ヲ訴出候ハ、訴人ノ御奉公一家部ノ功

可致候、

一 右同本尊老人ヲ

一 右同書物持式人ヲ

一 右同仏具持式人ヲ

一 右同門徒四人ヲ

一 帶解頭取老人ヲ

一 右同本尊持老人ヲ

一 右同書物持老人ヲ

一 右同仏具持老人ヲ

一 右同門徒持老人ヲ

一家部

一家部

一家部

一家部

一家部

一家部

一家部

一家部

一家部

右之通格式被相定候付、向後此旨ヲ以相シラヘ可申出

候、以上、

享保十二年八月 日

(權山久初)
主計

宗門改所

本文赦免シラへ御奉公數ノ儀右朱書之通被相減候旨、
享保十九年七月李殿(島津久義)ヨリ被仰渡候付、朱書之通書入置
候間、後年朱書ノ御奉公數ヲ以相シラへ筈也、
右之通書拔、当座吟味ニ相添差出候処、都テ吟味通被
仰付候故、朱書之通被仰渡候事、

七二二

壁書留書拔

一切支丹改ノ儀、此以前ハ於異国座有之候得共、元禄二
己巳年ヨリ宗体座へ被召付候由、高橋右門殿ヨリ桂杢
之助御取次ヲ以被仰渡候、

右之通、当座二階七番櫃蓋ニ書記有之候、

七二三

本御小姓与徳田名字ノ納衛門嫡子
鹿兒島比志島村森田門名字
善藏

右同人二男

善次郎

右両人事、天保九戌年親納衛門一向宗帯解致執行、右
依科身分被召放、右之通近在百姓被仰付置候処、安政
二卯年当座訴人被仰付度同席方へ相付願申出候付、同
席中及吟味訴人申付置、然処安政三年辰三月右善次郎
親類鮫島淳庵両人同道ニテ又々同席方へ参リ、右通難
有訴人被仰付置候得共、イツレ同宗不相成候テハ隱密
聞合且詮議相成候儀探付不申候付、何卒宗旨入御免被
仰付被下度願申遣候、則同役中及吟味、同年同月十一
日同席兩人出殿、掛リ御家老衆へ形行、巨細口達ヲ以
申上候処、委細御聞届ニテ願通申付候様御即答承知、
則善次郎へ宗旨入被仰付候ハ、折角隱密御用申出候様
申渡相成候事ノ由、

安政三年辰三月

右二付、本尊・仏具等モ暫ノ拝借願出、左之通相渡置
候由、

一 厨子本尊一体

一 高僧和漢一冊

一 珠数巻掛

辰三月廿七日善次郎へ相渡、尤、右ノ条々訴人帳へ委細有之、

不肖其旨様々可申付候事、

七二四

一向宗御禁止ノ事

一日新公從御代被仰渡置候処、寛永四年猶又稠敷御禁止

右三ヶ条、各地頭所へ可申渡候、法人体悔前非 御内被召放候儀無面目存候ハ、其所中其外近所へ右宗旨執行ノ輩於有之ハ宗体改奉行座へ致訴人励忠功候、撰其厚浅ノ志漸々 御内ノ者二可被召成、此等ノ趣能々 相心得可被申聞者也、

万治二年亥正月廿日

(兼田政有)
源左衛門 印

被仰渡候、然処明曆ノ初頃一向宗流領真宅トイフ者別テ宗旨手広ク法義弘メ候段相顯擲取候処、党類共多人 数二相及候事、

(町田入則)
勘解由 印
(新納入彦)
右衛門 印
(島津入彦)
中務 印
(島津入頼)
筑前 印
(島津入通)
図書 印

七二五

覚

一御代々一向宗ノ儀御禁制不疎候、殊ニ近年ハ稠敷被

仰付候付、士衆ニハ有之間敷ト被 思召候処ニ、非其

七二六

儀被及 聞召、曲事深重ニ被 思召上候条、永々御内

本文寛文四年ヨリ御前帳ニ有之、

被召放候事、

一御道具ノ者御中間庄屋以下ニ至迄、御扶持被下候御内

一 一向宗門徒ノ者先年申ノ年穿鑿之上、彼宗旨ニ被相究置候、其後成ノ年三匁科銀被仰付候、然処ニ右類ノ者

ノ者ハ右同断ノ事、

ノ内右三匁科銀上納ノ事、其宗旨無御座候得者、科銀

一此度就御支配田畠作人無之所へ右ノ者共可被遣之間、

サへ取納仕候得者無効能候由宗体方ヨリ申懸、非遣ニ

科銀納サセ候通ニ此節申出者御座候由、其間得御座候
後科銀上納仕儀一向宗ニ焼印程ノ儀ニ候付、能々不取

極候テハ上納可仕事ニハ左様成申分仕候者御札被成、

御穿鑿ノ上ニテ実否御究サセ可被成哉ノ事、

朱書

科銀上納ノ人体ハ如何様ノ申分雖有之請付有間敷候、

若其理相達候者札改終候テヨリ委御僉議ノ上札ノ肩書

御消可被成候、且又大形成申分仕不相達人体者曲事深

重ニ候間、一廉其含可被仰付ノ旨被仰出候、

一一向宗門徒ノ中ニ士有之、御札肩書御赦免被成被下度

以訴訟候事、

朱書

諸士ノ中ニ一向宗門徒有之候処ニ、札肩書御赦免御断

申出ノ由不可然候、就中吟味役仕候人体ハ別テ曲事ニ

被 思召候間、地頭方へ被仰渡、向後彼役儀可被思留

哉ノ御出合ニ候、惣テ門徒科銀上納ノ人者不依士又内

札肩書等被仕候様ニ可申渡様被 仰出候、

一切支丹ノ儀ハ不及申、宗旨疑敷者於有之ハ早々可申出

之、品ニヨリ急度御ホウビ可被下之、尤、同類タリト

イフトモ其科ヲユルシ、アダヲナサルヤウニ可被仰

付候、若隱置後日於頭ハ可為曲事候旨、今度江戸自御

老中様被仰渡事候、謹テ可相守之、此旨下々女童ニ至

迄委細申含、毎度申付候コトク宗旨改、弥以入念候様

支配中へ堅可被申渡者也、

貞享四年卯八月九日

(新納久了)

又左衛門 印

(島津久元)

帶刀 印

(喜入久亮)

右衛門 印

(表紙)

薩藩例規雜集

一一

薩藩例規雜集一一

目錄

櫨樹栽培由来

(以下十三行、本文より補)

皂莢栽培由来

櫨樹栽培由来小根占郷申出書

櫨樹由緒(桜島申出)

衾寝丹波履歴

小松家家譜抜抄

諸薬種

御薬園

唐物御取締

表方御代官(御役原記鈔)四人賦

帖佐与御代官

国産物他国へ不出品

三都邸費

御趣法方調子掛

歴代国号歌

薩隅日三州府君歴代歌

御譜略

神農堂及ヒ医学院創設

聖堂創建

学制大綱

明時館

学制

風俗言語容貌改良諭達

言語容貌改良訓令

桂庵和尚小伝

参考

櫛樹栽培由来

櫛樹要集抄

御国櫛生蠟御仕建始候ハ元禄年間ノ比ニテ候哉、桜島
 衆中村山四郎兵衛ト云者有之、山ヶ野金山在在之時分、
 山崎(役名) イタシ金山者一人抱置候、此金山者四郎
 兵衛ト申候者桜島村山へ櫛木間々相見得候、実成宜敷
 相見得候、生蠟ニ垂調見申度ト申ニ付、生蠟垂様存居
 候哉ト相尋候処、拙者儀ハ本国奥州会津ニテハ(四字
 不明)
 以生蠟ニ垂調候、櫛実成之様子該実ニ似寄之者ノ由申
 ニ付、垂道具相調、村山ニ有之櫛実致取納垂調候処、
 生蠟出来、別テ調法相成候ニ付、夫ヨリ年々垂調候テ
 (重玉力)
 鹿兒島へ持越相払、勝手為相成由候、此儀漸々相聞得
 御物御計ニ相成、其節ハ御用人高崎伊之介殿御取次ニ
 テ、右四郎兵衛へ生蠟垂方并櫛木植方迄主取被仰付御
 仕建相成候、島中田地無之島地迄ノ所ニテ候故、高尙

石前ニ付櫛代実五俵ニ合其節ハ壹俵三拾四本ノマ、入定納ニ被仰付候
 テ、現地ニ植付上納可仕ト島中受合候テ、過分御仕立
 ニ相成、夫ヨリ桜島地方ニ似寄候顯娃仙田方限・小根
 占・牛根杯へモ被仰付候由ニ候、

右、桜島島高尙石前ニ付五俵ニ合ノ割ニテ、余外城櫛
 実壹俵ニ付七升ニ合五勺ニ相究由ニ候、

右通故、海辺ノ暖氣之所櫛木致相応、諸所御仕建被仰
 付、櫛方檢者ヲモ被仰付、過分之御仕建ニ相成候由、

櫛方檢者伊集院源左衛門ト申人ナト最初被仰付、其後
 櫛方郡奉行被仰付、後高奉行へ御役替被仰付候由、

元文ヨリ延享ノ始迄、生蠟別テ高直ニテ格別御勝手有
 之、郡奉行之内ヨリ仁礼彦右衛門地方御用無構被差分
 候、

延享五年辰之比ヨリ櫛生蠟漸々近国ニモ出来下直ニ相
 成、櫛方郡奉行地方打込ミ被仰付候、

明和七寅ノ比ヨリ生蠟直段三兩位相成候、近年生蠟出
 来高別テ相減及御吟味候処、櫛木以前ニ相替諸所共大
 形成り来、櫛木聊爾ノミ有之ニ付、又々堀喜平次・大
 窪半衛櫛方郡奉行被差分、以前ノ通地方御用無構相勸

候様被仰付候、

平右衛門櫛木者六十七年前桜島藤野村へ平右衛門卜申者植出シ、油多ク垂味宜敷故、方々接立ニ相成候処、

地浅之海辺石交リ之所ニハ別テ致相応候、地深ノ山蔭ニハ甚タ不致相応候、

平右衛門櫛御勝手ニ相成候ニ付、諸外城共々平右衛門ヲ接立候様当分ニ相成、地深ノ諸所所平右衛門櫛却テ

害ニ相成候処ノミ有之候、地深ノ所々へハ古櫛ノ類宜候、

平右衛門櫛ハ遅熟之櫛ニテ、梅雨遅節ハ平右衛門櫛痛候、古櫛ノ類ハ早熟之櫛ニテ、梅雨早節ハ痛候間、平

右衛門櫛相応之所ニテモ見合植交置候、宜由日高武右衛門咄之由候、

平右衛門櫛ハ早成実相付候付、四五十年ニモ相成候へハ成り上り候モノ、ヨシ、寺山太次左衛門杯被申候由、

土地ニヨリ左様ノ勘弁イタシ成り上り候木ハ早伐除苗木植次候方宜候、

明和九卯秋堀喜平次物奉行へ御役替被仰付、其跡櫛方郡奉行植村長蔵へ被仰付候、

以前櫛方郡奉行三人被仰付置壬年ニ被差廻候、当分兩

人ニテ兩手へ差廻候テハ届兼申儀モ有之候間、今一人同役被相重度旨、御内意ヲ以申上候処、明和十辰正月

坂元万兵衛・内山治郎左衛門兩人被相重、都合四人被仰付、三手廻ニテ一人相残リ御座御用相弁候様被仰付

候事、近年櫛実見掛被為止候得共、不締ニ有之段御シラベノ上、明和九卯秋ヨリ見掛被仰付候、

以前櫛実一俵代米七升一合二勺ニテ相成候得共、去ル年四升ニ被相減置候処、櫛方郡奉行ヨリ段々申出ル赴

有之、明和十辰秋ヨリ五升ニ被仰付候事、

一桜島 一穎娃 一拾町村 一坊泊
 一小根占 一甑島 一長島 一佐多
 一内之浦 一出水 一串木野 一荒川

一福山 一華倉 一指宿
 右諸所ハ平右衛門櫛都テ致相応候間、三部ニ平右衛門

櫛、三部一正左衛門櫛類接方イタシ植方宜候、

一大根占 一大始良 一始良 一串良
 一高山 一小根占 一志布志 一国分
 一清水 一野田 一高尾野 一阿久根

一高城川内 一東目出水 一岡手串木 一市来

一加世田 一伊作 一阿多 一田布施

一久志秋目 一川辺 一鹿屋 一高隈

一川上村 一溝辺 一帖佐

右諸所、溝辺場所石交原阜平右衛門櫓相応イタシ候、

迫留ハ正右衛門櫓・平山古櫓之類致相応候間、五部一

平右衛門櫓、五部四古櫓之類致方土地相応之吟味ニテ

植方宜候、

一水引 一高江 一隈城 一敷根

一財部 一福山 一嘉例川 一末吉

一田代 一穎娃坂ヨリ上諸所 一隅州山田

一荒田村 一皆房村 一華棚村

一比志島村 一草牟田村 一坂元村 一小野村

一上伊敷村 一吉野村岡手

右諸所、平右衛門櫓不相応ニテ候間、正左衛門櫓之類

仕立方宜候、依所平右衛門櫓成実相付候モ間々有之候

得共、古櫓之成実ニハハ不及候、

一郡山 一伊集院 一樋脇 一百次

一山田 一東郷 一中郷 一山崎

一大村 一横川 一鶴田 一踊

一松山 一小山田村 一蒲生 一吉田

一犬追村

右諸所、三十年以来為御試御仕建有之候得共、地深ニ

テ迫留ノミ植付有之、櫓相応不致候間ニハ成実相付候

モ有之候得共、木数準備得ハ別テ有少ク、当分之通御

仕建方却テ御損毛多候間、有来之内不納木ハ時々伐除、

少々実成候者被召置、先一往接櫓被為止候歟、無左候

ハ、平右衛門櫓接方一切無用ニ申渡、都テ正左衛門櫓

類相仕建試被仰付度候、

七一八

皂莢栽培由来

皂莢サイカチ、シンシヒシイ名、年ヲ経テ大樹トナル、

刺アリ、大者ハ二寸許リ、刺又枝トナル、刺バカリ葉ニ

用ユルコトアリ、葉ハ細ク合歡似テ大也、枝ニ密生ス、

品類アリ、本邦ニアル長白莢ト云是也、冬月ニ莢落ツ、

長サ一尺、巾八分許リ、輪箇ス、褐色中ニ扁小ノ実アリ、

中華ヨリ猪牙皂莢ト云テ長二三寸細クシテ猪牙ニ似タル

アリ、少シ曲ル、和産ナシ、本条ノ一名玄房、仲長統輟耕録、走葉木採取、月令付録鬼皂莢以下不明、

肥皂莢和産ナシ、莢ハカリ舶来ス、長サ四寸、円クシテ

扁ナラス、豆ノ熱シタルカ如シ、又蚕豆莢ニ似テ小ナリ、

莢甚厚硬シ、開ケハ中ニ黒色ノ子アリ、(無患子カ)無患子ノ如シ、

種ノ少キ者益良ナリ、付方ニ独子皂莢トハ是ニヨレバナ

リ、

(漆カ)黍文彫、説文木汁可以髹物、広韻膠黍通作漆、

漆類篇与黍同、木可以髹物、

(椅カ)椅集韻以箸取物也、又類篇俱為切載也、

(椅カ)椅音椅、説文梓也、詩彫風椅桐梓漆、陸璣草木疏梓実桐

皮曰椅、埤雅椅即是梓、梓即是楸、蓋楸之疎理而白色者

為梓、梓実相皮曰椅、其実両木大類同而小別也、爾雅翼

郭氏解椅梓云、即楸又解楸榎云、大而鼓楸、小而鼓榎、

説文亦曰椅梓也、梓楸也、(榎カ)榎楸也、然則椅梓楸榎一物四

名、

(櫛カ)漆類篇桔機器、集韻巨九切、同柏、正字通ノ即柏ノ字、

函史作柏、又集韻同櫛、

櫛音栢、礼雜記暢白以櫛、註疏暢鬱鬯以栢為白以桐為杵、

柏杵桐潔於神為宜、

櫛説文柱上柎也、又杲名、(果カ)呂覽本味篇杲之美者箕山之東

青島之所有甘櫛焉、相如賦正字通ト同シ、又木也、(一カ)へ名

黄櫛、一名楊櫛、一唐本草楊櫛又名空疏、所在皆有、生

離垣間其子為莢、

蠟音葉獵拉、函史樹可放蠟、煎汁為油可作燭、今江南兆

放蠟者、謂之水蠟樹、其樹似女貞而異、

蘭山記ニ梓アレトモ、字典ノ如ク漆ト同物ノコト見ヘス、

又日本紀ノ天ノ梔弓アリ、亦(記カ)仁聞ノ梔子ハクチナシノコ

ト薬用ノミヲ記セリ、又楊櫛アリ、ウツキト訓ス、唐本

草櫛ト一物ノコトアヘス、

同記聞ニ、実赤ヲ冬青トシ、黒ヲ女貞トストアリ、

七一九

天正ノ比堺ノ商人納屋助左衛門小琉球ニ渡リ、呂宋ニ至

リ文祿三年帰朝ス、葉壺五十個、傘・蠟燭各十挺、活麝

香疋ヲ秀吉ニ献ス、

文祿年中迄ハ日本ニ蠟燭ナシ、右助左衛門献スル燭ニ倣

テ製始ス、蠟ヲ取ルモノ凡ソ五種アリ、漆樹・荏・桐・

榛タマノ木・烏白木、マタ女貞木イボクモ取ト本草ニアリ、雍

州府志ニ黄白ノ蜜壺(蜜カ)ノ底ニ凝滯ヲ取テ蠟トス、唐蠟燭ハ

真ニ葭ヲ用ユ、ヨツテ立消スルモノナリ、本朝ノ人コレ

ヲ考エ灯心ヲ巻テ真トス、甚上品ナリ、昔ハ軍用ニ用ル

松明ヲ常ニ用タリ、年中行司書タル昔ノ絵ニ大晦日ニ掛

取ノ帳ヲ持タル人ニ松明ヲ持セタリ、

仰願寺蠟燭世俗誤テコウウ江戸山谷崖ノ仰願上人記ス所ナリ、

別時念仏ヲ修セラル、ノ時、内仏ノチイサキニ蠟燭ノ大

キナルハワヅラハシク又小キハ事シレシ、ヨツテ細クス

グレテ長キ蠟作ラシム、今ニ至テ持仏堂ノラフソク専ラ

用也、

伽羅油正保・慶安ノ比京室町髭久吉売始ム、其後三条ノ

市宇賀繩手ノ五十嵐コレヲ製ス、江戸ニテハ芝ノ大好菴

背虫喜右衛門ナト始ナリ、其以前ハ胡麻ノ油ニ白檀・丁

子等ヲ浸シテ匂ヒトス、

祢寝右近太夫重長小根占領分之節、檀木被相仕建、其処

今ニ檀木馬場ト相唱候由、何村之内何ト申所ニテ其節ノ

檀木今ニ相残居候事共ハ無之候哉、

右古跡有之、古檀古木等有之候ハ、何ト申種類ノ檀何様

ノ仕向之訳者不相見得候哉、

重長者天正八年庚三月被致死去候由、然者右一件ハ都テ

以前ノ事ト相見得候、

小根占川南村之内水流ト申所へ若宮八幡之遺跡有之、其

所へ檀木有之、当分倒檀ト相唱候由、右檀木者前条重長

時代植付之場所ニテハ無之候哉、無左候へハ何比植付且

右檀ノ古木種類ハ何ニテ候哉、

元祿之比有之哉、小根占へ檀御仕立為有之由、右年間書

留等ハ不相知候哉、尤、平右衛門・正左衛門檀并ニ古檀

ト申種類御仕立之由外ニ右重長時代ノ檀類ハ無之哉、

小根占へ垂蠟所始テ被召建候年間ハ何比ニテ候哉、

先年西道・藤野村へ馬数有之候処、吉野へ被召移候由、

右年間何比ニテ候哉、

鹿兒島上町ノ九兵衛ト申者桜島中へ檀実一手御免ニテ、

藤野村仁兵衛屋敷内ニハ致垂蠟候由、右年間相知レ候哉、

桜島垂蠟所最早藤野村藤崎正兵衛所ニテ、其後西道村・

小池村・横山村へ被召移候由、右銘々年間相知レ候哉、

白浜村村山四郎兵衛・藤野村藤崎松右衛門へ垂蠟方檢者

被仰付何比候哉、

右古正兵衛并二右松右衛門何年間ニ致死去候哉、
(正兵衛之)

右四郎兵衛山ヶ野金山召抱置候筋、又ハ隅州山田之久藏

与申者召抱置候由而説有之候、何ノ方正説ニテ候哉、

重長君小根占へ櫛御仕建候場所今櫛木馬場ト申ス所、当

分彼郷何村ノ内何ト申所ニテ候哉、

右ノ時分垂蠟所ニテモ有之、右之生蠟時々他所へ被為差

遣儀ニテモ有之候哉、

右御仕建ノ櫛今ニ相残居候木共ハ無之候得共、其木何比

迄相伝居候哉、且右之櫛何ト申種類ノ木御仕建候訳ハ不

相知レ候哉、

清雄様江戸御詰ハ何年間ヨリ何比迄ニテ候哉、尤、数度

御詰有之候ハ、銘々右之年間相知居候哉、

右同穎娃御地頭職ハ何年間ヨリ何頃迄ニテ候哉、

吉利へ御物垂蠟所被召建候者何年間ニテ其後伊作へ被相

移候由何比ニテ候哉、

同所へ御物垂蠟有之候節、桜島衆中為檢者差越候由、名

前ハ不相知候哉、

御書付之内江田宮一山ト申名前相見得候、元禄之比此御

方御抱人九々一三後ニ宮齡斎ト申人江戸表へ被罷居候由、

右一山ハ此人別人ニ候哉、

飛心燭ノ古事趙宝文知建安曰、以_三真紅春羅命ニ匠者作

燭心、匠以絹易之、及然却用剪余燼名匠詰之、伏罪蓋真

紅春羅焼時、心自飛去也、

(後漢三才圖會略カ)
倭漢三方圖會洲曲礼注云、古者未有蠟燭、以炬火照夜、

四声字苑云、器照曰灯堅烧曰燭、○錦繡方花谷云、九經

中有燭字、無灯字、至漢行宮調太一、自昏至晓然灯云々、

蠟燭礼記燭不見跋、注云、古者未有蠟、呼火炬為燭、火

炬易尽故藏其残本世、(也カ)本綱云、蠟燭即和油洗燭、自元以

来始知之、今則為日用物矣、有蜜蠟燭・虫蠟燭・柏油燭、
(牛脂燭説カ)

按唐式云、少府監每年供蠟燭七十挺、則以前既有之矣、
(元カ)

有数品而多用木蠟・牛脂蠟也、有油洞子蠟豆蒼耳子等為
(桐カ) ソラメナモミノミ

蠟者、火易滅、有鮪鱈油為蠟者其燭甚臭、牛脂蠟亦臭、
(鮪カ) カクスクシ

近年製精去其臭氣、故多以牛蠟偽為木蠟、神仏灯明不可
(密蠟虫蠟柏油、蠟未用之也)

木蠟漆樹ノ子、奥州会津ノ産為良、越後村上・羽州最上

次之、伊予・備前・薩摩・丹波・阿波・因幡等次之、又

有蒼蠟、出於備前、深青色而性硬、予州亦少有之、

造法用葦_(蠟カ)纏卷灯心為心、木蠟一貫目・油壱升和合煉掌塗

之心、待乾又塗之、如此数次而成、謂之卷掛、牛蠟・魚蠟皆筒掛也、以竹筒二破復合為筒、入心於中以蠟流入筒、
紙蠟一方焰硝硫黃等分黃丹少許以水和勻(均カ)納燃紙為(燭脱カ)火不

消、

灯心草ヲ明礬湯ニヒタシ置ハ心不瘦ヨシ、

七二〇

檀樹栽培由来小根占郷申出書

祢寝右近太夫重長小根占領地之節、檀木被相仕建候事有之、其所于今檀木馬場ト相唱候、右場所何村之内何ト申所ニテ、其節之檀古木于今相伝候事共ハ無之哉ノ旨被仰渡相糺候得共、重長時代小根占ヘ檀被相仕建候儀、書留又ハ申伝等モ無御座、尤、于今檀木馬場ト相唱候地(地名カ)石等モ無御座、且其時節小根占ニテ垂蠟等相調候儀共申伝迄モ無御座候、

但、右一件天正己前ノ事ニ候ヘハ爰許之儀、先年地頭屋敷焼失、諸帳面等致焼亡、古代ノ儀相伝フシ、猶又祢寝家改易己前ノ儀、年代久遠ノ故事蹟相知不申候、

小根占川南村之内水流ト申所ヘ若宮八幡宮ノ遺蹟有之、其所ヘ檀古木有之、当分倒檀ト相唱候由、右檀木重長時代植付ノ木共ニテハ無之哉旨被仰渡相糺候処、川南付水流ト申所当分倒檀ト相唱候場所若宮八幡之宮跡ト申伝、山野地ニテ檀古木数本有之候ヘ共、重長時代植付ノ木ト申伝等無御座、尤、何比植付之儀モ相知不申、右檀者平右衛門檀ノ種類ト相見得候、

元禄前後小根占ヘ檀御仕建為有之由、右之年間帳ニ相知居候哉ノ旨被仰渡候ヘ共、右申上候通先年地頭飯屋焼失故古書留等無之、何年間ヨリ小根占ヘ檀御仕建ノ儀共相知不申、尤、爰許之義專平右衛門檀・正左衛門両品ヲ專御仕立有之、外ニ重長時代ヨリ之檀種類扨ト申伝候者相伝不申候、

右者急成御用御見合相成候間、早々相糺何分書付ヲ以届可申出旨被仰渡相糺候ヘ共、年代久遠之儀、殊ニ先年地頭飯屋焼失之故、元禄年間己前ノ儀者帳留等相伝不申候間、此段御届申上候、以上、

酉十一月廿九日

檀諸掛

橋樞十郎

郡見廻

河野四郎左衛門

郷土年寄櫛方掛

下村甚左衛門

櫛方
御郡方

七二一

櫛樹由緒 (桜島申出)

御国櫛実生蠟御仕建始り候ハ元禄年間ニテ、桜島衆中村
山四郎兵衛ト申者白浜村へ居住ニテ候処ニ、山ヶ野金山

金堀頭山崎イタシ候、金山者一人相抱置候処ニ四郎兵衛

江申候者桜島村山ニ櫛木間々相見得候、成実宜相見得候、

生蠟ニ垂調見申度ト申候付、垂様存居候哉ト相尋候処ニ、

拙者奥州会津生立者ニテ候、生国ニテハ漆ノ実ヲ以テ生

蠟ニ垂調候、櫛之実成ノ様子漆ノ実ニ似寄タル者候付、

垂道具相調、村山ニ有之櫛実致取納垂調候処ニ、生蠟出

来、別テ調宝(重宝カ)ニ相成候由ニテ、夫ヨリ年々垂調候テ、鹿

兒島へ持越相弘、勝手ニ為相成由候、此儀漸々相聞得御

物御計ニ相成、其節ノ御用人衆高崎伊豆殿御取次ニテ、

右四郎兵衛へ生蠟垂方并櫛木植方迄主取被仰付御仕建ニ

相成候由、夫ヨリ桜島地方似寄之諸所顯娃之内仙田方限

リ・小根占・牛根ナトへ御仕立被仰付由、

垂蠟始之儀ハ宝永年鑑之始ニテモ御座候哉、藤野村居住

藤崎古正兵衛居屋敷之内へ木屋ヲ建三年程垂蠟有之、夫

ヨリ櫛過分ニ相成候故西道村へ相直り候処ニ、蔵地セマ

ク候テ小池村へ被召直、其後又々横山村へ被召直候哉ニ

承居候、檢者ノ儀ハ藤野村衆中藤崎松右衛門ト申人并白

浜村右同村山四郎兵衛兩人へ被仰付相勤候由、夫ヨリ翌

年鹿兒島へ檢者衆伊集院源左衛門殿ト申人最初被仰付為

被差越由候、

先年出火有之、其節御引直ニテ当分小池村之内方崎へ有

之候事、

右者、別紙ニ通ノ通御頼被仰越候由ニテ、御尋被仰聞赴

委細拜見仕候、御仕建櫛木一件之儀取シラベシ候処、太

概右之通トモニテハ有御座間敷哉ト相考申候、尤、先方

へ御答之儀ハ年鑑マテ被仰遣候テ可然答ト相考申候、余

者後日御見合ニモ相成可申哉ト書記差上申候間、無御痛

様御精勤第一奉存候、余ハ御面上旁可申上候、以上、

十月廿二日

上山十郎右衛門

横山源次兵衛様

二白申上候、櫛木之儀御国ニテハ爰(元組カ)元組ニテ小川ト申

所へ有之候ヲ見出被成タル由、別紙書付ニ相見得候得共、白浜ノ内古川原字名共ニテハ有御座間敷哉、小川ト申小名何方ニテ候哉、是迄言伝不承候、且別紙ニ通相添相返候、以上、

七二二

祿寝丹波履歴

一寛文八年戊申十二月二十四番組頭及番頭被仰付、且

隅州大根占地頭職被仰付、

一延宝元年癸丑十月二十二日大守綱貴公御丁国(補国カ)ニ付、為

謝使即日為被罷登由ハ相知レ居申候へ共、帰国之所月

日相知居不申候、

一同三年乙卯四月以番頭役寓東武時禁裏有造替遷幸、清

賢奉光久公之使詰洛、(詰カ)同年十二月使節事終而後発京師、

再到江府芝邸復命、帰国之月日不詳、

一同六年戊午五月二日以番頭役扈役綱貴公赴東武、同七

年己未九月從テ帰国、

一貞享元年甲子十月朔日光久公有命薩州頼娃地頭職ニ転

補、外ニ地頭へ被移候儀相知不申候、

一元禄五年壬申十一月十日奉綱貴公命為執事職、賜田二千石、

一同六年癸酉二月十六日以執事職扈從綱貴公赴東都、

一同七年六月朔日綱貴公ニ隨テ薩摩ニ下ル、

一同年七月二十八日承綱貴公命發途赴東武、夫ヨリ在府、

一同十二年己卯正月二十七日終不祿芝邸享年五十四、(法名歌斐道人大居士カ)

葬礼武州大円寺、

七二三

小松家家譜抜抄

一小松家家譜之内ニ卯年御老中仰渡并御返答申上候帳留

之内ニ左之通り五十八ト印ヲ付ケタリ、

一都之城家中へ補米可被下旨申出候ニ付、先比書付ヲ以

申上候云々ノ末ニ御蔵入之儀ハ五合、給地ハ二合役米

之内ヨリ被仰付候得共、中略、入作人之儀ハ我々

身上為持百姓格護之地方ヲ乞ヒ請ケ作式仕候云々、

一清雄様惣郡野御勤(座カ)之節被仰出之内(清雄ハ即チ丹波ノ

実名ナリ)

一所々ヨリ材木無之所丈(又ハカ)ハ植木可仕立所者祿寝八郎右衛

門見計ヲ以可申付事、

一 牧内円者狩倉内ニテモ仕明ケ可仕ト申出候モノハ家中(家老衆)無構、祢寝八郎右衛門見計ヲ以可申付候間、自然所ヨリ難洪申出候共、家老中受付有之間敷候事、

一 諸所山野島方ニ致仕明者於有之テハ右之通八郎右衛門以見計可申付之、右ニ付所ヨリ申分家老中取上有間敷事、

右ノ三ヶ条、諸所地頭領主御厩方・山奉行方へ被仰渡候、尤、植木仕明ケ上リ之モノハ直ニ惣郡座江申出候様ニ可被仰渡候、押札ニ此ヶ条申出之通ニ可申渡候、一 諸所之百姓其外以下ノ者、家老中ヨリ為心付諸事被申付以来會テ有間敷候事、

右百姓其外以下ノモノト御座候者士外之モノ之義ニテ候哉、御尋申上候事、(押札略ス)

一 山川・指宿ニハ百姓共弥以植始立候様ニ八郎右衛門へ被仰付候、

右之両所ハ百姓薪用之木無之所ニテ候間、植立候松三ヶ一ハ公義へ被召上、三ヶ二ハ植立之百姓へ可被下候間、其通可被申渡候事、

二月二十八日

右之通重テ被仰出候間奉承知、宜様可被申渡候、以上、
丑三月十六日

祢寝八郎右衛門殿

一天和二年戊八月ヨリ被仰渡帳、惣郡座ヨリ申出帳留ニ、一 長島浦浜之モノ共、近年獵一円無之勞入候云々略ス、一 長島中へ植木植付候者、公私之勝手可罷成候間、見合

ヲ以来同島同前ニ可申出旨上意候事、外ニヶ条略ス、右之四ヶ条、上意之赴(趣)函書殿・中務殿・帶刀殿・大學殿・甲斐殿・主殿々・又左衛門殿今日列座ニテ被聞召置候事、

戊十二月二十七日

御使
寢占八郎右衛門

右同帳ニ、

一 穎娃表定年貢ノ外ニ大山野仕明ケ并(槽)櫛植立等之儀、

其外山方之事被仰付候間、右御利潤銀ハ向後国分与御藏へ入レ置可申、若右之内相弘刻ハ国分与藏衆へ取払申付候テ如何可有之哉奉伺候、已上、

子七月三日

祢寝八郎右衛門

一 從薩州様被仰出候御分国中道乗究之儀、目ニ不立様ニ

漸々ニ申付、一里塚余リ大キニ無之百姓ヲ不費様可被
申付候、中略ス、一里塚之上ニ樹木植付ケ可申候、
以下略ス、

十月九日

(尾畔カ)

一 小畦ヨリ常盤谷へ被遊御越候切通シノ儀見合セ可申旨

上意候事、中略ス、

一 両御屋敷穂材木之処へ並木植付可申由上意候事、

寅二月七日

右、於小畦被仰出候事、

一 延宝ヨリ元禄迄ノ間諸所覚書帳之内ニ在リ、左之通り、

文政五年午七月末川周山殿(久慈)へ被進候留帳、并ニ天保二

年卯六月十日名勝志御再撰ニ付、植立ノ一冊御用有之、

書写元書候留帳トアリ、

一 系図ノ内ニ、清雄惣郡座ノ命ヲ奉シタルハ貞享四年丁

卯十月二日登願書(発願書)ニ念風不揺壤蝗不傷稼、仍自ラ戒テ

夏日不揮扇、都テ七ケ年ナリ、

一 祢寝丹波清雄初清賢、安千代、七郎、八郎右衛門、孫

左衛門、丹波、

正保三年丙戌七月廿三日鹿兒島ニ生ル、母ハ北郷讀岐

忠致女、黄門光国卿祢寝家之系図ヲ見ン事ヲ望ミ玉ヒ、
水戸臣森尚謙伏ス云々、光国卿ノ親書アリ、光国卿ハ
梅里山人ト云フ印ニ水戸光国トアリ、

元禄六年癸酉二月十六日執事職ヲ奉ス、

系図ニ備後鞆津ノ小松寺ニ平重盛卿ノ牌アリ、

寝占、祢寝ノ文字ヲ為氏用之何レ乎是ナリ哉、平松中

納言時量卿曰ク、自分祢寝ノ文字ヲ用ユヘシ、且一円

中上羽蝶ヲ為家紋ト云々、

一 享保十一年丙午七月薩隅日田島大支配ヲ命セラル、国

老種子島彈正久基宰タリ、

一 薩州ノ属島宝島、右伝祢寝御堂、依之清雄造立重盛ノ

像、今茲元禄九年ナリ、

一 丹波清雄元禄十二年己卯正月晦日江戸芝郎ニ死ス、五

十四歳、法名歇叟道久大居士、号大心院、大円寺ニ葬

ル云々、

一 諸所覚書拔ニ延宝ヨリ元禄迄ノ間トアリ、末川周山へ

被遣候云々、

一 清雄在江戸之時分所帯方不宜候得共、御奉公方モ勤直

候云々ヲ以田宮一山ト云浪人ニ入魂ノ人故、何歟之咄

序二一山へ被申聞云々ハ延宝元年比ナリトナリ、旧領
祢寢院江十六代祖重長榿木仕立勝手ニナリタリト丹波
被申二一山被申候、尤ノ事ナリトテ夫ヨリ私領吉利へ

榿木ノ仕立方被申付云々、其後天和二年戊辰惣郡座勤
被仰付、其後向島(桜島)仕立方為有之赴(趣カ)ナリ、

一其後享保元年子十月顯娃郷地頭職被仰付、夫ヨリ顯娃
ニモ仕立方為有之赴二候、

一吉利郷へ初植初メノ場所今ニ榿ノ木馬場ト申伝、其節
之花木(古カ)モ有之候事、

一顯娃地頭ノ節ハ狩夫銀取納無之、呉レ切ニテ其引替ニ
夫一人ニ榿木五百本ツ、植付為致タル由、其後右ノ三

ヶ条(所カ)之榿ニテ御利潤有之、追々御領國中一統ニ植付相
成候由ナリ、

一榿実ノ生蠟漸々過分之利潤相見得候ニ付、後年榿過分
ニ相成り候故、不詮ノ時節モ可有之候間、其時ハ速ニ

伐除候様ニト為被申由ニ候事、
一肝付様へ御進メ被申、喜人郷へ榿植付有之候故、丹波

殿へ御挨拶ニ植付候処、勝手宜敷、夫ヨリ段々植付為
有之由ニ候事、

一御物榿ノ実申木野ヨリ阿多迄ハ吉利ニテ占メ来候処、
其後垂蠟所伊作へ御直ニテ御座候由、此時ハ清雄養子
清純代ニテ右元祿・宝永ノ間ニテ候事、

一榿接立方男木女木杯之儀、細密ニ植付方之一帳有之処、
其帳焼失致候旨申出相成候事、

一鹿兒島御作事方外廻り堀ヲ清雄代ニ堀立候旨記有之候
事、

一八郎右衛門領分吉利へ榿木沢山ニ仕立、此節モ見事ナ
ルロウソク過分進上、何ヨリ御重宝ニ被思召上候記有

之候事、
一榿(榿カ)楮壹万四百本、顯娃之内御領村・牧ノ内村・郡村、
内二百五十本男榿式本代、

但、去春重久早右衛門殿御越ノ節、作掛リ男榿得御

下知、百姓方へ被下候代榿トシテ植立申候、
右、当春二十三ヶ所へ植立申候員數如御下知、差出帳

如斯御座候、以上、
貞享四年卯二月二十二日 庄屋 安山源之丞 印

地頭様
御役人衆中

覚

植櫨木十万二千本

(仙田カ)
山田村

池田村

十町村

右ノ分任御下知植調召置キ申候故如斯ニ候、以上、

貞享四年卯二月廿九日

庄屋

河野兵衛

印

伊集院覚右衛門殿

(左カ)
(河野次兵衛カ)

一天和三年亥七月二十日郡座樺山藏之助・岩切諸右衛門

兩人ヨリ、楮見舞松下五郎右衛門へ之書付中ニ、当年

ヨリ諸所楮植被仰付候ニ付、楮苗用意此内度々被仰渡

候条、此節見舞被差廻候条諸所嚶衆・郡見舞・庄屋へ

引合、楮仕立場得ト可談置候云々、

一楮植場之儀ハ不依御藏入・給地、現島地竿境并畑ト畦

且又大山野地ニ被仰付候条云々、

一於諸所御物楮此程植調候、尤、盛長可致地方ニテモ拵

大形故云々、

元禄十年(丑カ)巳七月ヨリ同十一年寅七月迄ニ東叡山本堂御

造営ニ付、丹波勤方有之候条、云々、

其帳留モ焼失致候云々、

右、御造営ハ数ヶ月過分之人夫召仕ヒ候事ニテ、賃錢

ツカミ取りニ可為致申渡、壺ニ乱レ錢ヲ入レ置、其中

ニ一歩銀ヲ交置為取候ヨシ、壺之口小ク候故、百文ツ

カミ取り者ハ少ク、大形ハ六七十文程ツカミタルヨシ、

然共間ニハ一歩銀ヲツカミ当リ候故競テ出候由、夫故

賃錢余程減シ候云々、

江戸ニテ丹波棒ト云モ此時丹波発明ナリ、或ハ米俵ヲ

以屋敷ニ道ヲ掛候、入用併テ其米ハ売払過分之勝手ニ

相成候由云々、

右之本堂ニ葵ノ御紋ヲ付候ヨシ、是後ニ修補ヲ避ン為

致候由云々、

取納米ノ儀、昔者七先キ之定法ニテ候処、清雄惣郡座

勤之節五先キニ召遣候ヨシ、当分之起シ枘ニテ取納致

候者何ツ頃ヨリ起シ取納ニ相成候哉不相替候云々、

顯娃表定年貢之儀、大山野地仕明ケ并楮櫨之植立御利

潤相見得候云々、国分与御藏へ入置云々、

子七月三日

祢寝八郎右衛門

一棒仕立之儀、差当リ得分モ不相見得候得共、此度ハ損

得ノ考ニテ無之候云々、

伊集院之内古城村

一 櫓之儀ハ当分差当リ之得分相見得候云々、海辺ニテ無

一 高四百石壹斗九升余

之候ヘハ所務忙ハ敷ク、尤、海辺ニハ櫓ヲ仕立、海遠

右同所入佐村

キ地ニハ漆楮之ニ品可仕立云々、

右両村、御蔵入・給地共ニ孫左衛門持高ヲ以繰替被仰

一 漆ハ吉野^(全百)ニ可仕立候云々、

付候、中略、當時楮仕立段々被仰付候ニ付、櫓楮

一 南部仙台ノ通りニ馬屋生立之約ヲ以云々、此仕様ハ別

大山野地ノ儀ハ以來御物支配ニテ、大山野地ノ内ニテ

紙通ニ云々、

毛櫓楮仕立被仰付候云々、

一 上町築地ノ儀ハ清雄代ニ取立候云々、

一 薩州日置郡ノ内

一 清雄惣郡座其他御用相勤候訳ヲ以二千石被下、其後千

延享二年乙丑四月

五百石被下候、

吉利村

一 清雄ハ郡座ニテ未定ノ儀ハ自分^(全百)失ヲ以仕立申候云々、

高三千三百三十七石二斗一升二勺

一 御領國中道乗竿之儀、御本丸御門橋之口ヨリ為打候由

伊集院西俣村之内

云々、

高百三十六石四斗一升二合八勺

右之數十ヶ条、小松家々譜之内十冊ノ中ヨリ櫓楮ノ事

合高三千二百七十三石六斗二升三合

要用之分書抜候、此外ニハ何モ不分明、帳留焼失ノ故

右之分為返地被遣候、但、五斗出米納ノ分以員數可遣

ナルベシ、

旨、於京都右治部様御談合相定候、若加増之儀有之候

江戸浪人田宮一山ト云人ハ出産之処モ詳ナラス、

者御両殿ノ御意次第ニ可被致分別ニ、本目錄ハ追テ可

一 高百九十石九斗三升余

祢寝孫左衛門

為御給如此、

文祿四年九月三日 本田下野入道三清華押

伊集院右衛門大夫入道幸華押(傳脱カ)

根占七郎殿

此文ヲ以広貫考ルニ、当時高一石分之所務ハ五斗納ナ
リシ証ナリ、四斗納トナリシハ其後ノ事ナラン、

一 小松氏ハ、祢寢郷ヲ領シタル者元祖清重法師行西以來
ニシテ、重張ニ至リテ十七世凡四百余年ニシテ吉利郷

ニ移封セラレ家臣悲嘆ス云々ヲ記セリ、

一家譜中ニ重張ノ死シタル時、中納言家久公ノ御詠、

おもひきや春の別れの夕霞

いさなわれつ、きらん物かは(トカ)

三月廿九日ニアリ、

一 十三代尊重和歌ヲ能クス、後柏原院天皇ニ聞へ上タル

歌ノ内ニ、

旅なからたびにもあらぬ心にて(モカ)

花になくさむ志賀の山越

(文亀カ)
文祿三年癸亥十二月十六日任右兵衛尉ト口宣アリ、

一 十七代重張、童名菊千代丸、七郎、右近大輔、安芸守、

母ハ肝付河内守兼統女、天正十年壬午肝付氏ト和ヲ破

ル、

関ヶ原ノ役ニ從軍シテ大ニ功アリ、慶長七年正月十五

日鹿兒島ニ帰ル、関ヶ原ノ役ハ同六年八月十五日ナリ、

帰リタルハ六ヶ月目ナリ、其間諸所ニ潜居セシナラン、

一 久光公御作

松関紅葉(問カ)

木公錯見布青茵 染不成乾可惜春

文繡飾心相試否 問風是安令迎賓(要カ)

一 小松氏(祢寢正統系図には「清重隠称父祖之姓用舅氏關州之主建部清房之姓冒建部姓」とあり)中比ニ建部ノ姓ヲ冒ス、清重ノ父祖寢氏大隅国

土建部清房ノ姓ナリ、

一 小松氏吉利郷ノ移封ハ(文祿カ)元祿四年九月三日依大閣秀吉公

台命、義久公・義弘公降命、転重張ハ旧領祢寢院賜薩(之カ)

州日置郡吉利郷、是ヨリ先キ(伊集院幸佩領)高三千

百三十七石、同国伊集院西俣ノ内高百三十六石、惣計

高三千二百七十三石余云々、

一 平姓祢寢氏ハ小松内府重盛卿ノ正嫡高清ノ一子清重賜

鎌倉頼家之印奉始テ、村大隅国祢寢南俣院而累世連続

而為履重張遷移于薩州之内吉利邑云々、

一 宝曆十一年辛巳李秋念九日拝恩許之証書復本氏小松云々、(季冬カ)

清香ノ代ナリ、

一 清香ハ清重ヨリ二十四代ノ孫ナリ、重張ハ十七代ニ當ル、

一 大守繼豊公ノ袖判之証書ヲ以小松氏ノ称号ニ復スヘキヲ免シ玉ヘリ、重テ宝曆十一年辛巳十二月十五日文免

テ小松ノ称号ヲ免サル、初 吉貴公ノ末男安之介殿清香カ養子ニ賜フノ日延享二年正月二十五日ナリシカ、

安之介殿島津因幡忠郷ノ後副(嗣カ)トナリテ小松家ヲ辞セラル、嫡子代々小松ノ号ヲ充サレシニ又称寝ヲ唱ヘタリ、

宝曆十一年巳十二月十五日願ニ依リテ免サレシヨリシテ、後代々唱呼トナレリ、

安永六年丁酉明時館ヲ創建セラル、清香奉命シテ督ス、同八年己亥八月落成ス、伺天台測午表・推歩器等ヲ具

フ、

一 小松家秘藏

岩切笛 一管

横笛 一管

右二品ハ小松重盛卿ノ御所持品ナリト云、

翁ノ面 二ツ 春日作

平家円旗 二流

旗 一流

右、尊氏卿ノ御名刺(刺カ)アリ、外ニ数品ハ爰ニ略ス、

一 二十七日清猷相馬ト云、琉球在番奉行ニテ死ス、安政二年六月十七日(七日カ)、

一 二十八代清廉、尚五郎、帶刀、殿(從四位カ)四從、玄蕃頭、肝付家ノ三弟ナリ、維新ノ大功蹟アリ、初肝付尚五郎、齊

彬公小姓役ナリ、後小松氏ヲ相統シテ帶刀ト改ム、一 小松家系圖六貼、明治十五年一月七日預リ置候、丹波

清雄ノ履歷取調方ノ依頼アリ、其時分預リ置、取調済ノ上返ス、此取調ハ宮内省ヨリ御達シニ依リテナリ、

一 清盛

二 重盛

三 惟盛

四 高 清

一 清 重

二 清 忠

三 清 綱

四 清 親

五 清 治

六 清保
 七 清成
 八 清有
 九 久清
 十 清平
 十一 元清
 十二 重清
 十三 尊重
 十四 重就
 十五 清年
 十六 重長
 十七 重張
 十八 重政
 十九 福寿丸
 廿 重永
 廿一 清雄
 廿二 清純
 廿三 清方
 廿四 清香

廿五 清宗
 廿六 清苗
 廿七 清猷(釋九)
 廿八 清廉帶刀
 廿九 清直当代明治十八年九月

七二四 (卷之十一 六〇三号文書に同じ、本文略)
 七二五 (卷之十一 六〇四号文書に同じ、本文略)
 七二六 (卷之十一 六〇五号文書に同じ、本文略)
 七二七 (卷之十一 六〇七号文書に同じ、本文略)
 七二八 (卷之十一 六〇八号文書に同じ、本文略)
 七二九 (卷之十一 六〇九号文書に同じ、本文略)
 七三〇 (卷之十一 六一〇号文書に同じ、本文略)
 七三一 (卷之十一 六一一号文書に同じ、本文略)
 七三二 (卷之十一 六一二号文書に同じ、本文略)
 七三三 (卷之十一 六一三号文書に同じ、本文略)
 七三四 (卷之十一 六一四号文書に同じ、本文略)
 七三五 (卷之十一 五五五号文書に同じ、本文略)
 七三六 (卷之十一 五五六号文書に同じ、本文略)

七三七 (卷之十一 五五七号文書に同じ、本文略)

七三八 (卷之十一 五五八号文書に同じ、本文略)

七三九 (卷之十一 五五九号文書に同じ、本文略)

七四〇 (卷之十一 五六〇号文書に同じ、本文略)

七四一

表方御代官 (御役原記鈔) 四人賦

御代官ノ儀八年代久敷有之候職掌ニテモ、(納力) 万治二年ノ記

録ヲ按スルニ、御郡代方取調奉行・御国仕方代官トテ有

之、御郡代方ニ日州与・南与・出水与三組有之、是ヲ三

組代官ト相唱三与代官ノ儀、慶長御国仕方代官ニ類娃与・加世

田与之二与有御座筋ニ相見得申候、右両職ノ名ヲ五与代

官ト相唱候由、寛文十年以来ハ日州与・南与・出水与迄

ニテ三組代官ト相唱、一組ニ兩人ツ、相勤候処、天明二

年ニ至リ兩人被相減四人ニテ十二万石御藏入方相勤候様

被仰付、右三組代官ノ儀ヲ表方代官ト相唱来候処、天明

六年丙午七月代官ノ事御代官ト被相改候段被仰渡候、尤、

正徳二年壬辰正月代官御役料ノ義持高五十石以下ニハ銀

八枚可被下旨被相定候、

七四二

帖佐与御代官

初名新田方代官、帖佐与代官付録郡座付代官

四人賦

寛文五年乙巳郡座付代官被相建、伊藤孫左衛門祐豊・宮

里五右衛門正行ヲ以被補之、同十一年辛亥ヨリ帖佐与代

官ト相唱候、然ル処延宝三年乙卯二月帖佐与ニテ新田方

古田方ト二与ニ被相分、国分与ノ新田高八千七百五十石

帖佐与へ被召付候、其後天明三年癸卯十二月古田新田相

混勤役被仰付候、左候テ、貞享四年丁卯十一月新田代官

座ト相立、帖佐与代官東郷伴右衛門重依ハ新田方代官被

仰付置、元禄八年乙亥五月帖佐与代官被相疊右新田代官

座ニ被召付、同年十一月新田代官座ヲ帖佐与代官座ト可

相唱旨被仰渡候、

七四三 (卷之六十三 四七三〇号文書に同じ、本文略)

七四四 (卷之七十一 六四九〇号文書に同じ、本文略)

七四五 (卷之七十一 六六三五号文書に同じ、本文略)

七四六

御趣法方調子掛ノ文字、以来子ノ字相除調掛ト相認候様
被仰出候段申来候、

文化十四年丁丑五月

(新納人命)
内藏

七四七

歴代国号歌

天皇地皇人皇氏

名曰三皇居上世

太皞炎天及軒轅
(帝カ)

唐虞紹之為五帝

太皞伏義氏、在位七千一百一十五年、寿一千一百五十

才、姓ハ風、名ハ昊、伏義妹女媧氏取世、女媧崩シ玉

フモ柏皇氏世ヲ治ムル、イクホトナク薨シ央皇氏次之、

炎帝神農氏、其子明宜、其子来、其子裡、其子節莖、

相繼テ天下ヲウケツキケルカ、節莖ノ子克、其子榆罔、

軒轅榆罔ヲ亡シテ天下ヲ定メ、

黄帝軒轅氏、罔ヲ亡シテ位ニ即、其子玄囂立ツ、是ヲ

小昊天子ト云ヘリ、其後帝子ニ云ク、兄昌意ノ子高陽

子ヲ帝トス、コレヲ顓頊ト云、センキョク崩シテ小昊

ノ孫嚳立、コレヲ高辛氏ト云フ、在位七十年ニシテ崩

ス、子ノ摯帝立、シテイ無道ナルニヨツテ諸侯摯帝ヲ

ハイシテ弟ノ堯ヲ立ツ、

唐堯帝在位七十二年、寿一百九十八歳ナリ、

堯帝舜帝ニ讓ル、

虞舜帝在位六十有一年、寿一百一十歳ニシテ崩ス、禹

ニ讓ル、

夏商周秦東西漢

後漢魏呉三国判

夏禹崩ス、在位二十七年、寿百歳、禹直子啓帝在位九

年、寿五十八才ニシテ崩ス、子ノ太康立ツ、太康不君

ニシテ被廢弟仲康立、

年寿四十有二歳、子ノ相帝、后羿ト云フ者相帝ヲ殺ス、

在位二十七年、寿四十二歳、后羿立ツ、国窮ト号ス、

羿カ臣寒浞百姓等ニ流言シテ羿ヲ殺、寒浞立、帝相ノ

子少康起兵、寒浞ヲ誅シテ昔ヲ中興シケル、在位一十

三年、寿四十四歳ニシテ崩ス、子帝杼位ヲ嗣ク、

漢亡于魏魏禪晉

晉遂平吳天下定

其子貞久名道鑑

舍弟六人國為隣

擾西晉者為五胡

天下瓜分南北隅

和泉孫子今殆尽

佐多新納共相親

南為東晉居江左

宋齊梁陳踵其都

樺山北鄉今猶盛

其中石坂跡独泯

北則五胡而後魏

東魏西魏分為二

道鑑有子号川上

子孫至今更詠々

東伝北齊西禪周

周又滅齊禪隋帝

氏久齡岳六代主

創建即宗迹未陳

隋能平陳海宇周

曾幾何時禪唐室

元久恕翁創福昌

一子為僧(載力)載烏巾

唐祚中兮為五季

梁唐晉漢周相繼

有弟久豐号義天

挑惠灯来尚循々

宋代周兮天下平

中南渡兮迫于金

忠国大岳其諱譽

深固院古栽松筠

誅金滅宋是胡元

左衽中原九十年

舍弟樵夫薩摩守(松力)

題橋豐州武威純

自堯迄元幾春秋

三千七百二十四

出羽伯耆亦叔季

有五兄弟德已均

帝王神器已有傳

大明一統百千億

忠国宗子称天勇

不嗣父位異天倫

七四八

薩隅日三州府君歷代歌

高祖忠久号得仏

始領三州日島津

忠治蘭窓名津友

寺名興国近城闔

二世忠時称道仏

此時上古其風淳

勝久主国々將滅

忠隆興岳不終晨

三世久経称道忍

攻亡礼部安我民

欲讓貴久以家国

幾殺忠臣自沈淪

給黎町田其孫子

伊集院亦骨肉均

貴久老父問誰家

国乱其約皆不真

忠宗道義建長間

都鄙謂之為歌人

日新無由散鬱憤

一瓢之子称日新

從是三州諸家士

辛未林鐘二十三

海潮修梵南林寺

義久治国猶起古(超少)

以歌鳴世是余事

令人景慕何至此

新創妙谷預修善

令弟義弘兵庫頭

匪啻普声動我國

婦依三宝修妙円

久保朝鮮撫軍日

家久多年在朝鮮

國務余力嗜儒学

就中心学探其頤

細大不捐芸非一

球王來降何歲月

吾君命運幾多少

仰見貴久悉称臣

正是大中辞世辰

香煙不斷日輪困

是時六国臣伏臻

惟德被民々婦仁

遐齡猶祝八千椿

碧瓦朱甍疊魚鱗

武威振世重千鈞(鈞カ)

朝鮮八道誦名頻

無人不道希世珍

惜權微恙化作塵

擅施威武似有因

其本不乱孝修身

入禪教門軛阿輪

揮劍揮筆共彬々

慶長己酉在蕤賓

孫枝子葉億万春

七四九

御譜略

清和帝皇冒六孫王

將軍家庶子豊後守

忠久慶誕住吉社頭

維時高倉帝治承三

元曆二年元服鶴岡

降命封侯西州旧都

後堀河帝嘉祿丁亥

母弟若狭島津今亡タネカワリノマト、兼女

二代忠時母重忠女

卒龜山帝文永壬申

旁支武通山田瓜葛志布志新城 マツヨリ

同産子宫里失履歴

三代久經嘉祿元生

穢蒙古賊日勳拔群

于宮崎役所名道忍

忠經令嗣給黎町田

中沼給黎遺殖既殄

泉源綿々頼朝將軍

忠久公乃島津大祖

明神眷祐王燭照闇

奇哉嘉応亦深有以

將軍賀授鳩作匕首近衛家

基通更賜藤去惟宗

六月十有八逝鎌倉

息忠經勤王没宇治

土御門帝建仁二生

長忠繼側室曰山田

弟忠綱樹家伊越前若狭ト、郡城種子高田布施 シナンス、

知覽宇宿越前卑属

銜命鎮護筑前宮崎

卒後宇多帝弘安七

弟中沼阿蘇谷忠經

伊集院亦忠經少孫ノスエマコ

阿多飯牟礼町田胤

伊集院衆族十七家

郡城加世田横川川辺外多高岡
伊鹿倉日置麦生田

大重有屋田黑葛原

市来外多財郡外多
土橋飛松四本入佐

大田南郷松下丸田

伊作外多加世田外多大口外多
古垣春成堀内繩七

各出嫡出庶遠近殊

四代忠宗諱称道義

崇道撫民訴思八雲

三十一字載在瓊篇

後深草帝建長三生

後醍醐帝正中二卒

舍弟久長領伊作郷

是謂伊作家伝重器

勞若松恒吉西石見

五代貞久文永六生

後村上帝正平十八

孟秋月冊卒諱道鑑

賢弟六人和泉佐多

新納樺山北郷石坂

并稱七人島津德隣

石坂浜北郷派神田

又伊佐敷佐多遠房

首子頼久暨号川上

一泉今名小原山口

元胤宗久短十九殤

六代師久胞弟氏久

大人須薩隅立両主

師久総州守薩定山

正中二生天授二逝

伯子伊久讓德無私

授元久變世宝刀鏡

仲子久安碇山始良

忠朝相馬伊久次門

氏久奥州兼擁日隅

後醍醐帝嘉曆三生

元中四卒齡岳即心

弟氏忠裔也号石垣

高祖城木牟礼臻此

咲隈内城師久碇山

正平十八生隅吾平

葉月初六卒称怨翁

八代久豊天授元生

憫然自立匡頼久僭

義天存忠卒諱惠灯

義教命討大覺義昭

庶兄友久天勇相州

日新四十七金王鳴

田布施貫久暨伊作

笠陝共三城日新領

文明二正念於別府

淑弟四桂薩摩用久

豊久義岡志和地祖

西川栗川岩越薩家

十代立久節山龍雲

文明六卯月死魄卒

次弟勝久桂氏遠祖

氏久交移東福吾平

七代元久氏久世子

後小松帝応永十八

独子守邦入仏仲翁

宰高城聞兄元久計

応永卅二正元月廿一

九代忠国応永十生

恃賞新拜南倭琉球

嗣一瓢其養男日新

本生父伊作家善久

義久義弘萃誣城地

忠国卒後土御門帝

神封小城祠諱深固

豊州季久大島有久

大田大野吉利寺山

倉山黒岡平山豊州

後花園帝永享四生

弟久逸承襲伊作家

叔忠経迫水流吉満

季忠弘有苗緒喜入
 十一代忠昌名興國
 肝屬兼久螢火猾^{ニシ}隅^{メル}
 揆乱不果独奈黔首
 時日何祀^{トシ}後柏原帝^フ
 十二代忠治号津友
 卒永正十二歲廿七
 後土御門明応六生
 永正十六卒諱隆盛^(龍カ)
 十四代勝久忠隆弟
 後柏原帝文龜三生
 天正元下元^{フケマツル}附隆盛
 十月十五日
 忠辰繩武龜山鼻祖
 十五代貴久日新子
 兼帶伊作相州兩家
 自元久七世在清水
 伯圍大中実天命君
 二弟一忠將廻陣亡^{福山ニ}
 剋業佐土原為列侯

余三子修浮屠無後
 寛政四生^(正カ)円室源鑑
 新納忠武烏合後^{コツメス}距
 悼哉激卯永訣清水^{大興寺山}
 永正五二月望夜分
 後土御門延徳元生
 十三代忠隆忠治弟
 戮^{和泉守國秀}三宅党拔吉田^{シロ}壩^{シロ}
 廿三恨二世不天年
 莫人解除不就根國
 没身他壤豊後沖浜
 児忠良其三男忠辰
 亜子僧還俗号藤野
 生永正十一端^{五月五日}午日
 仰為中興富哉治功
 公播遷伊十院^{大興寺}御内
 元龜二逝五十有八
 自以久其次男忠興
 以久嫡彰久垂水主

細滝末川俱垂水^{タイ門トノ}池^{ワケレ也}
 内記トノ右平太^{トノ}門
 基太村大熊其別門
 十六代義久称龍伯
 前久殿下伝授古今
 東^ノ敵伊東^ノ東^ノ庄^ノ倒大友
 七奇不足論固詭術
 貫明存忠克光前烈^{ワホヒニス}フクセトハ
 二生不期親子和歌^{チキランモ}ノワカレト子^ソ
 富隈堡障茅茨不飾^{ソテノアハ}ソレトモシレ^{クワリシハヤト}
 徒隼人城闕降攸^{ヤトリシ}茂
 慶長十六正月廿一
 妙谷逝春秋者稀九
 十七代義弘義久弟
 舳舻浮海文祿壬辰
 明兵動地来遍新寨
 公軍一万^{ミナコニス}鑿明廿万
 人称有神助一挙火
 天朝威靈明国震懼
 於公神武^ア唯^{ヒト}伏^{トリ}韓地
 関西危急九月三五
 即今升平盍懷昔時
 一尚久息忠長山林^{四書トノ}
 近江^{トノ}下
 還川久保出基太村
 後奈良帝天文二生
 勸誠風化本治国要
 桓々乎卓九州一人
 草野風尚六国靡徳
 惟沢流昆虫百姓足
 使鬼神猶感矧太閤
 徒隼人城闕降攸茂
 妙谷逝春秋者稀九
 天文四生惟新妙円
 朝鮮八衝忽掃塵埃
 実慶長三年十月朔
 俘誠三万八千七百
 由来天道不容人偽
 韃靼乘虚居然清王
 施覃万邦異域革命
 爾来幾年百八十八
 嬌々英雄感恩命輕

帖佐劍ノ
岩劍龜城栗野平松

元和五文月廿一日
七月

令弟歳久意氣貫虹

正文祿元夷則十八

亞弟家久選銳三千

息豊久瘞骨関原上

有係嗣号九良賀野

家督久保宗英德器

可惜齡廿一諱皇德

十八代家久諡慈眼

昌原獲兩虎如羈羊
ホッスカ

慶長四殫幸侃伏見

割拠十二砦似蜘蛛

不日賊營陷師凱旋
テサ

三千元師樺山平田

屢陪大樹累登黃門
家康秀忠家光公

至尊奎翰衛府御劍

有弟忠清谷川上祖
伊賀トノ

二廿三薨薨六十三

更移居終逝加治木

松齡自貞壽八十五

雖罔極空托魄白雲
左衛門トノ數馬トノ

裔赤山坂鼻時山岡
時山トノ

殖隆信六万授有馬

不獲名壯士淚沾襟
ウツメ

掛橋本城借斯旁親
登トノ
ワカレシテ

夙嬰病痾畢命巨齊
カラン

時文祿二菊月八日
九月

天正四生日加久藤

凶象千載俾人興起

逆子忠真叛都城寇

反矢可畏天誅焉免
カヘキ

同七城ニ上山ニ名鶴丸
イカワネ

艦征南倭捷虜尚寧
フトニ

辱拜天上後水尾朝
トホカリノ

遠鷹琴寮鞍馬天賜

花心琴月寬永十五
コシノクナ

佳兒男女凡有卅二

十九代光久諡寬陽

于文于武不慙乃祖

孫謀不徹四十有一
ミコノ

厥中三崎平屋柳氏
藤馬トノ
求馬トノ

弟忠朗基加治木家

又忠広三木原郷原
平馬トノ

逝元祿七霜月廿九

寬陽適綱久諱泰清

未襲封俄爾賓黃靡

黎臣承諱哭表考妣

嘗靈元帝寬文十三

二十代綱貴諡大玄

大玄御州四方帰心

逝武東山帝宝永元

廿一代吉貴諡浄国

幕府無儲闔国孰何

磯館退居個儻無人
カミナツキ
十日

延享四霏十逝磯館
イロ
ミムス

比年娣龜姬女満君

是時歇藤原復源姓

国饒家富社稷永安
カクス

枝葉扶疏固帶濬祗
カクス

創建新室準男有序
主右衛門トノ

谷崎村橋此其支属

元和二六巳魄生覺
奉憲慈温カ

泰温慈雲年七十九
正カ

明照帝寬永九生江

関山良無東嶺道阻
テケ、ル

天乎不知収涕嘔嚅
テケツクス

更衣十九四十二歳

後光明帝慶永三生
安カ

尚素禁治昌道元新
九月

梢秋中九齡五十五

靈元帝延宝三生覺

倅哉公言有德莅營

占廟松峰亦不忘本

七十三諱天清道熙
家久公

同嫁近衛殿不弱天

前宝永二後正徳五

弟久儔美濃トノ村森知萃岡

(卷之二十八 一七三四号文書に同じ、本文略)

三男忠紀興起前麿

六男忠郷繼和泉絶

七五一 (卷之四十 二八七四号文書に同じ、本文略)

廿二代繼貴生江戶(兼カ)

元禄十四臘月廿二十二月

七五二 (卷之六十七 五三〇四号文書に同じ、本文略)

翁主竹姫綱吉義女

益賜宅地結青莖園

七五三 (卷之六十七 五三三四号文書に同じ、本文略)

宥邦逝薨円鑑亨盈

宝曆十長月念六十九月、ハツカ

七五四 (卷之六十八 五八四九号文書に同じ、本文略)

廿三代宗信生東藩

中御門帝享保十二

七五五 (卷之七十一 六四六九号文書に同じ、本文略)

無那齡算不仮此君イカニスルコト

慈徳登棄世才廿三ニ

七五六 (卷之六十七 五一九七号文書に同じ、本文略)

寛延二曆七月周旬十日

恵化賛頌俊巖良英

七五七

廿四代重年生鶴城

享保十四仲春十一

桂庵和尚小伝 (石室秘稿鈔)

續第宗信緒無為行コノカミ

覚満良義逝江関邸

桂庵和尚ハ周防山口産ノ人、済家宗ノ出家、大明国へ七

宝曆五水無月既望六月

貴庚亦廿七諡円徳ミトシ

ケ年致滞留居、朱子新住ノ儒道学ヲ学得帰朝仕候、折柄

廿五代太公生本府

延享二十一月七日

文明十年 (忠島) 円室公鹿兒島へ被召呼、別テ御帰依ニテ上射

廿六代今公生芝邸

安永二十二月六亥

場地坂辺ニ桂樹院ト言寺迄御建立ニテ被召置、御自身

文治二季歳在丙午

元祖忠久造領三州ハシメタ

新注書経ヲ始テ御学被遊候事細事伊地知氏一向宗ノ記、又小

至今茲天明七丁未

星籍総六百有二年

浜氏雄記ニ臨済宗ノ僧也、応仁元年勅ヲ奉シ大明ニ渡リ、

我公運祚奚翹倍載オシノ、ノミナラフ

璽橋賢梓火温水潤

程朱ノ学ヲ伝ヘ始テ本藩ニ来リシ人也、島陰(著カ)雜暑・島陰

方今祥瑞見此良邦

道德淵源常奉一人トコシヘ

漁唱ヲ著ハス、永正五戊辰六月十五日寂ス、

七五〇 (卷之四十

二八六七号文書に同じ、本文略)

又種子田遊世文集書云、上伊敷梅カ淵手前海道ヨリ式拾

間余有之シルシ石ニテ慶庵ノ墓有之、百姓家ノ後元寺有

木村探元 田原武左衛門

之タル由、或人云、生国周防国山口ノ人ニテ、京都南禅

右ハ、霜クヘ等ニテ文字不分明大概写也、

寺ヘ居候人ニテ唐ヘ南禅寺ヨリ十九歳ノ時被渡候、夫ヨ

右、上伊敷村ノ内中フクラ上ノ門周助家ノ後ニアリ、

リ十九年唐土ニテ諸文稽古被致、帰国ニテ坊ノ一乘院ヘ

居寺ニテ、其後伊敷ヘ一庵ニ居住ニ候、朱子派学書此人

ヨリ日本ヘ被始候古人和尚也、拙者モ通掛致参詣候、仍

テ聞伝候形行左之通、文明ノ比ノ人ニテ候、八十余才ニ

テ死候人ト石銘有之、

永正五戊辰六月十五日于寂

正興三十九世前南禅桂庵玄樹大和尚禅師墓

世寿八十二東帰菴開山也

師之墓上一字不知(曾カ)有大杉樹、近年(崩脱カ)亡株根僅存

殆单泯波其処故立石議之、(乎カ) (役カ) (識カ)

于時享保七年壬寅十一月十日現住大龍六世朔叟宗玉書、(刑カ)

後ニ妙谷十七世(通字海門カ)通山岸海門 仁礼正膳五

右脇ニ

大龍寺現住宗玉 町田権兵衛 本田与兵衛(市右衛門カ)

施主 鎌田醒雲 四本正蔵 越山蔵右衛門(茂カ)

一乘院現住堯田(周カ) 鳥井如見 笹山慶嘉(實カ)

薩藩例規雜集

一一一

御判物高数

三年御取毛之事

浮所務之事

諸物相場之事

七五八

参考 金銀銅貨制度ノ二

御領国兩替之事

銀座並兩替所無之三町年行司所ヲ判屋ト称シ、銀善惡遂吟味付目相究、銀包二年行司判印イタシ、国中通用直成者時々不定、当分小判一兩六十一匁九分、一部金一切十五匁五分、錢一貫文十四匁替ナリ、

七五九

御借金之事

宝永七年

二万七千九百兩

六万八千五百兩

江戸

御国元

薩藩例規雜集 一一一

目錄

(以下十四行、本文より補)

御領国兩替之事

御借金之事

古今錢相場

借金売物部合並諸式直段定

為替之事

新錢鑄造禁令

惡錢エラヒ札

貸借

万口錢定

島津久通砂金採取

十三万六千両

京都

十万千両

大坂

一万千五百両

長崎

合計三十四万五千両

宝曆五年

三万九千九百両余

江戸

廿五万五千七十八両余

京

五十三万七千四百一十一両

大坂

五万三千六百六十両

御国中

合計八十九万六千七百五十両余

七六〇

一菜種子

生蠟

樟腦

右三品、上方長崎ニテ御扱、江戸御統御用相成、

七六一

一呉服

布類

ホワタ

薬種

織木綿

鍋釜類

銅

椀折敷類

右之内、御国調茂有之候得共、国用不足故従他国買入
通用、

七六二

(卷之五十八 四五五六号文書に同じ、本文略)

七六三

(卷之五十八 四五五八号文書に同じ、本文略)

七六四

(卷之五十八 四五五九号文書に同じ、本文略)

七六五

(卷之五十八 四五五七号文書に同じ、本文略)

七六六

(卷之五十八 四五六〇号文書に同じ、本文略)

七六七

(卷之五十八 四五六一号文書に同じ、本文略)

七六八

(卷之五十八 四五六二号文書に同じ、本文略)

七六九

(卷之五十八 四五六三号文書に同じ、本文略)

七七〇

(卷之五十八 四五六四号文書に同じ、本文略)

七七一

(卷之五十八 四五六五号文書に同じ、本文略)

七七二

(卷之五十八 四五六六号文書に同じ、本文略)

七七三

(卷之五十八 四五六八号文書に同じ、本文略)

七七四

(卷之五十八 四五六七号文書に同じ、本文略)

七七五

(卷之五十八 四五六九号文書に同じ、本文略)

七七六 (卷之五十八) 四五七〇号文書に同じ、本文略)

七七七 (卷之五十八) 四五七五号文書に同じ、本文略)

七七八 (卷之五十八) 四五七六号文書に同じ、本文略)

七七九 (卷之五十八) 四五七二号文書に同じ、本文略)

七八〇 (卷之五十八) 四五七三号文書に同じ、本文略)

七八一 (卷之五十八) 四五七一号文書に同じ、本文略)

七八二 (卷之五十八) 四五七四号文書に同じ、本文略)

七八三 (卷之五十八) 四五七九号文書に同じ、本文略)

七八四 (卷之五十八) 四五七七号文書に同じ、本文略)

七八五 (卷之五十八) 四五七八号文書に同じ、本文略)

七八六 (卷之五十八) 四五八〇号文書に同じ、本文略)

七八七 (卷之五十八) 四五八一号文書に同じ、本文略)

七八八 (卷之五十八) 四五〇九号文書に同じ、本文略)

七八九 (卷之五十八) 四五一〇号文書に同じ、本文略)

七九〇

新錢鑄造禁令

一新錢之儀、御連枝之所ニテモ無御免一切不可鑄之、若

違犯之者有之者可為曲事事、

右条々、堅可相守之者也、仍執達如件、

明曆元年八月二日

七九一

一諸国在々所々ヲヒテ新錢鑄出事カタク御停止也、若カクシ鑄候族アラハ可申出、タトへ同類タリトイフトモ其科ヲ免シ御ホフヒ被下ヘシ、自然脇ヨリ訴人於有之者、本人者不及申五人組同罪ニ行ヘシ、并其所之者迄可為曲事事、

未二月

七九二

悪錢エラヒ札

一大カケ 一ワレ錢 一カタナシ 一コロ錢

一新悪錢 一ナマリ錢

右六錢之外者御藏へ御納候間エラフヘカラス、金子壹部ニ壹貫文之売買タルヘシ、若彼錢之外者押而ツカフ者有之ハ糺明之上其面ニ焚印スヘキ也、仍所定置如件、

元和二年五月十一日

七九三 (卷之五十八 四五二一號文書に同じ、本文略)

七九四 (卷之五十八 四五二二號文書に同じ、本文略)

七九五 (卷之五十八 四五二三號文書に同じ、本文略)

七九六 (卷之五十八 四五二四號文書に同じ、本文略)

七九七 (卷之五十八 四五二五號文書に同じ、本文略)

七九八 (卷之五十八 四五二六號文書に同じ、本文略)

七九九 (卷之五十八 四五二七號文書に同じ、本文略)

八〇〇 (卷之五十八 四五二八號文書に同じ、本文略)

八〇一 (卷之五十八 四五二九號文書に同じ、本文略)

八〇二 (卷之五十八 四五三〇號文書に同じ、本文略)

八〇三 (卷之五十八 四五三一號文書に同じ、本文略)

八〇四 (卷之五十八 四五三二號文書に同じ、本文略)

八〇五 (卷之五十八 四五三三號文書に同じ、本文略)

八〇六 (卷之五十八 四五三四號文書に同じ、本文略)

八〇七

島津久通砂金採取

寛文中島津久通ノ領地薩州伊作郡宮城河流ニ砂金ヲ得タリ、久通穿工ニ命シテ所出ヲ求シム、浜ルコト五里、同

郡長野村ノ山中ニ至テ金ヲ得タリ、寛陽廟ニ告テ是ヲ穿

ラシム、費耗許多ニシテ得ル処寡シ、國中拳テ誹ル、寛

陽廟モ亦財ヲ費シ民ヲ苦シメムトス、

或時寛陽廟船ヲ江上ニ浮ヘテ鮪魚ヲ釣り、終日ニシテ一

ヲモ得ス、近臣曰、鮪ヲ釣ルハ久通カ金山ニアラサレハ

得ルモノナシ、其故ヲ問フ、答テ曰、多ク得ンコトヲ欲

スレハ、餌ヲ与フルコト多カラサレハアタワス、与フハ

目前費ニ似テ大利アリ、於是其言ニ從テ魚ヲ得ル事甚多

シ、寛陽廟直チニ久通ノ家ニ入り盃ヲ拳テ久通ニ賜フテ

曰ク、始汝カ金山ヲ疑テ國家ノ費民人ノ憂トス、今日魚

ヲ釣ノ術ヲ聞テ金ヲ得ルノ道ヲ知レリ、久通謝ス、万治

中ニ至テ果シテ金十萬兩ヲ得タリ、是ヨリ本朝ノ金始テ

自由ヲ得タリトイフ、

八〇八

御判物高数

御判物高七十二万九千五百六十三石六斗三升一合

内、三十一万五千五百六斗

薩摩國

十七万八百三十二石四斗五升一合

大隅國

十二万二十四石五斗八升 日向国諸県郡之内

八一〇

諸県郡ノ内須志田村、森永村・竹田村・本庄

浮所務之事

村・塚原村御料、伊佐生村・三名村・木脇村・

銀六百二貫五百目

(岩知野力) 岩野村・嵐田村・吉野村高鍋余合十二ヶ村高

酉年

七千九百九十四石三斗三升二合六勺三才

銀五百五貫七百目

薩州領村数二百六十五

戌年

都合二百七十六村

銀五百五貫四百目

十二万三千七百石余

琉球国

亥年

八〇九

八一

三年御取毛之事

諸物相場之事

高六十万五千八百六十三石六斗三升一合

薩隅日

米一石亥

酉年米十九万九千九百九十九石四十二石七斗一升九合

五十四匁

高一石付三斗三升一才二七四三四一二

子九十九匁八分

戌年米二十万九千九十石三斗五升八合

大麦一石

高一石付三斗四升五合一勺一才一二五四九一

三十九匁

亥年米二十万九千九百四石五斗八升二合

三十六匁五分

高一石付三斗四升六合四勺五才五一六一二

小麦一石

三ヶ年平均高一石付三斗四升五勺二才六三八五六

六十八匁

六十匁五分

大豆一石

五十二匁

六十七匁五分

上木綿一反

七匁九分

九匁四分

中木綿一反

六匁七分

七匁七分

下木綿一反

五匁五分

六匁三分

上布一反

七匁五分

九匁

中布一反

六匁七分

七匁九分

下布一反

五匁八分

六匁三分

薩藩例規雜集

一三

薩藩例規雜集一三

目錄

總覽
義弘公征韓功勞拝受高

文祿四年ノ檢地条例

全国石高

御朱印高細調

苗代川朝鮮人仲伸李朴四家帰化由来
(朱書)〔諏訪稲荷神祭由来史官上書〕

吉野村牧場由緒概略

七島郡司職来由概略

惺窩先生入唐説

布帛定尺 (令条記鈔)

重豪公政務御介助御帰国御一門四家へ御諭達書

城下士待遇達書

雜事高札

居屋敷普請之儀御触書

寺院造作之御触

奉公人作法御条目

下々給分定之事

急養子判元見分之事

同上

新築地

旅人御領内差通候付テ於諸所申付様覚

葬式心得達書

年季奉公人賃金定

里程標木建設達書

牛馬改

道中荷物賃銭定

刑法

薩藩例規雜集 一三

八二二

義弘公征韓功勞拜受高

御知行方目錄

壹万九千七百廿八石六斗九升五合

壹万石

壹万石

六千三百石

三千石

總都合五万石

右、於今度朝鮮国^(西力)湍川表、大明・朝鮮人催猛勢相勦候処、

御父子被及一戰則被切崩、敵三万八千七百余被討捕之段

御忠功無比類候、依之為御褒美薩州内御蔵入給人分有次

第一円二被充行訖、并御息又八郎殿被任少将、其上御腰

物長光、義弘へ御腰物正宗被為拜領候、於当家御名譽之

至候也、仍状如件、

慶長四年正月九日

長東大藏大輔^(正家)

石田治部少輔^(三成)

増田右衛門尉^(長盛)

浅野彈正少弼^(長政)

德善院^(前田玄以)

羽柴薩摩少将殿^(家久)

八二三

文祿四年ノ檢地条例

秀吉文祿四年豊太閤九ヶ条ノ法制ノ中ニ、天下ノ賦税三

分ノ二ハ地頭取之、三分一ハ百姓自取之ト云々、

當時ノ田賦ハ田段ニ稻一石六斗、粟八一石二斗ヲ首トシ

テ、村ノ位次ニ斗下リニ賦シ、又下々村ノ畑ハ下村ノ畠

ヨリ一升下ノ賦ナリ、其賦米ノ升ハ今ノ升寸法内法リ潤^(内法サカ)

サ方四寸九分、深サ二寸七分ニシテ弦掛ケタル者ナリ云々、

平壤録ニ云ク、秀吉将薩摩田地丈量起税、以京倭撰之至

於肥前肥後、是謂文祿税法、村里ノ上中下共二田一段ニ

米一斛ヲ租トシ、市地ハ一斛三斗ヲ租トス云々、

八二四

御触書天保集成 四六二(号)

全国石高(天保三年四月廿一日調査令)

御書付

諸国御国高御改被 仰付候二付、銘々領分知行所其外一
 村限新田高等不洩様書出可申旨、先達テ被 仰出候処、
 只今迄不書出新田高等書出候テハ宜敷間敷哉ト万一心得
 違ノ向モ可有之哉、畢竟年久シク御改モ無之候ニ付、此
 度御改被 仰出候事ニ候間、是迄書出相洩候新田并改出
 高等書出、前々ノ郷村高帳ト相違ノ廉等有之候共不苦候
 間、銘々新田高ハ勿論高外ニテモ作付等致シ、收納有之
 場所ハ高帳ノ末ヘ一村毎ニ反別認分、不洩様委細ニ相札、
 御勘定所ヘ可被差出候、時宜ニ寄村々札方被 仰付候儀
 モ可有之、其節書出相洩候場所所有之候テモ不容易ノ儀ニ
 付、急度御沙汰モ可有之間、兼て其段相心得候様△可
 被致候、其儀外相分兼候儀、有之候ハ、明楽飛彈守・
 大久保讚岐守・館野忠四郎ヘ談候様可被致候、
 右之趣、万石以上以下領分知行有之面々并寺社領トモ
 不洩様可被相触候、

四月

八一五 (卷之五十六 四四〇〇号文書に同じ、本文略)

八一六	(卷之五十六 四四〇一号文書に同じ、本文略)
八一七	(卷之五十六 四四〇二号文書に同じ、本文略)
八一八	(卷之五十六 四四〇三号文書に同じ、本文略)
八一九	(卷之五十六 四四〇四号文書に同じ、本文略)
八二〇	(卷之五十六 四四〇五号文書に同じ、本文略)
八二一	(卷之五十六 四四〇六号文書に同じ、本文略)
八二二	(卷之五十六 四四〇七号文書に同じ、本文略)
八二三	(卷之五十六 四四〇八号文書に同じ、本文略)
八二四	(卷之五十六 四四〇九号文書に同じ、本文略)
八二五	(卷之五十六 四四一〇号文書に同じ、本文略)
八二六	(卷之五十六 四四一一号文書に同じ、本文略)
八二七	(卷之五十六 四四一二号文書に同じ、本文略)
八二八	(卷之五十六 四四一三号文書に同じ、本文略)
八二九	(卷之五十六 四四一四号文書に同じ、本文略)
八三〇	(卷之五十六 四四一五号文書に同じ、本文略)
八三一	(卷之五十六 四四一六号文書に同じ、本文略)
八三二	(卷之五十六 四四一七号文書に同じ、本文略)
八三三	(卷之五十六 四四一八号文書に同じ、本文略)
八三四	(卷之五十六 四四一九号文書に同じ、本文略)

- 八三五 (卷之五十六 四四二〇号文書に同じ、本文略)
- 八三六 (卷之五十六 四四二一号文書に同じ、本文略)
- 八三七 (卷之五十六 四四二二号文書に同じ、本文略)
- 八三八 (卷之五十六 四四二三号文書に同じ、本文略)
- 八三九 (卷之五十六 四四二四号文書に同じ、本文略)
- 八四〇 (卷之五十六 四四二五号文書に同じ、本文略)
- 八四一 (卷之五十六 四四二六号文書に同じ、本文略)
- 八四二 (卷之五十六 四四二七号文書に同じ、本文略)
- 八四三 (卷之五十六 四四二八号文書に同じ、本文略)
- 八四四 (卷之五十六 四四二九号文書に同じ、本文略)
- 八四五 (卷之五十六 四四三〇号文書に同じ、本文略)
- 八四六 (卷之三十八 二七五九号文書に同じ、本文略)
- 八四七
- 苗代川朝鮮人伸李朴四家帰化由来
- 一 伸水石慶長三年冬串木野へ着船、六ヶ年居住ス、同八年冬苗代川へ移サレ、明年朝鮮人二十四家ニ居屋敷ヲ賜フ、且高七十八石七斗ヲ二十四家ニ下サル、三年無年貢ニ耕作ス、三年ノ後出来上納仰渡サル、朝鮮人等

国法ヲ知ラス、物成上納ノ事トオモヒ高目録差上タルトイフ、其子水山利用ト共ニ苗代川押役ヲ勤ム、其子新川御切米四石ヲ賜フ、庄屋ヲ勤ム、御飯屋ヲ立ラレテ後御飯屋守トナル、禄前ニ同シ、其子倅屯父ニ継テ御飯屋守タリ、苗代川役人三人ニナサレケル時役人兼役仰付ラレ、禄七石六斗ヲ賜フ、其子伸守山御飯屋守ニテ四石ヲ賜フ、

一 伸守碩ハ守山カ叔父ナリ、別ニ家立テ役人トナリ、年俸三石六斗ヲ賜フ、

一 李仁上慶長三年十八歳ニシテ朝鮮国ヨリ子利官庄屋トナリ、年俸四石ヲ賜フ、役人三人ニナサレケル時役人トナル、七石六斗ヲ賜フ、其子李欣勝役人ニテ三石六斗賜フ、其子李欣達父ニ継テ役人ニテ三石六斗ヲ賜フ、

一 朝鮮女高麗町(鹿兒島)ニ在リ、鹿兒島士藤崎吉右衛門ニ嫁シ一男ヲ生ム、鹿兒島士タル事ヲユルサス、朝鮮人トナリ唐春トイフ、寛文年中苗代川ニ移サレ、其子朴春勝後ニ役人トナリ、年俸三石六斗ヲ賜フ、

右四家、外城衆中同格仰付ラレ帰化朝鮮人ヲ支配ス、

吉野村牧場由緒概略

一川上家吉野御馬追御棧敷御規式、諏方御神事御規式御相伴、年頭福昌寺四首柱八首権御規式ノ節御家老ノ上席タリ、御馬追ニ支族ヨリ名代勤ルニハ下座ニツク、諏方御神事ニハ支族勤ルニモ上席タリ、其ユヘ川上家モ知ラス、

一御家駟馬ヲ禁サラル事ハ氏久公筑前国金隈御敗軍ノ時(北之)

家久公御落馬ニテ御逝去、忠昌公召サセラレ御生害、

上総介久世切腹ノ時皆駟馬ニ乗ラル、故ニ世々是ヲ禁止セラレテ乘玉ハス、

七島郡司職来由概略

七島郡司ノ事、応永ノ比迄継目・家督・御目見仰付ラレ候、古ヨリイルナル格式相知レス、郡司ト仰付ラレ候得共書下シ苗字ヲユルサレ、大小帯シ、敷舞台ニテ御目見仰付ラル、元禄ノ比ヨリ郡司家ノ者ハ郡司タラスト雖トモ二男三男マテ片書苗字ユルサレ、其後横目家筋モ同前

ニユルサレン事ヲ訴ヘ免許セラル、郡司御扶持ノ願申出ケルニ、扶持ハ給リ郡司役名ハ止ラルヘキ旨仰渡サル、

是ニ由テ扶持米願申下ケ郡司役モトノゴトシ、然ナカラ郡司浮免高ヲ給リ、島中男女十五才ヨリ六十才マテ人別銀六分ヲ出サセ郡司是ヲ収ム、今ニ至テ如此、役儀内ハ家内マテモ在郷ヲ除カルトイヘトモ、役儀ヲユルサルノ後ハ片書名字ニテ在郷ノ場ニ入ル、然ルニ願ノ故アリテ首尾能役儀ヲユルサレシ者ハ其身一世役儀内同前ト仰付ラル、郡司口ノ島肥後仁右衛門・中島日高十右衛門・臥蛇島肥後源左衛門・平島日高利右衛門・諏方瀬島肥後長左衛門・悪島有川権之丞トイフ(悪石島カ)(七島名唱広狭前卷二記ス)、

惺窩先生入唐説

一京都明寿院惺窩先生入唐ノ心サシ有之、薩州山川ノ濶(正龍寺之)ニ至テ渡唐ノ順風ヲマタレケル時、此所ノ青龍寺ト云フ寺ニ入被申ケルニ、四書ノ素誦ヲシケル小僧有、其書ニ点ヲシテ傍ニモ又略ヲシマセリ、先生其点者ヲト

ハレケルニ、此ノ国ノ城下国分ト申所ニ文之和尚ノ点

ナリト言ケレハ、其書ヲ求テ望ミタレリトテ入唐ヲ止

ラレシトナリ、屋久島ヘ益救島トモノ本仏寺日蓮宗如

竹上人ハ初京都本能寺ヘ学シテ被居ケルカ、其刻此事

ヲ聞テ薩州ハ四書新任ノ点源ナリトテ本能寺ヲ辞シテ

当国ニ罷下リ、文之和尚ノ門人トナリ数年僧ヲ学ヒケ

ル人ノヨシ也、

八五一 (卷之五十八 四五八二号文書に同じ、本文略)

八五二 (卷之五十八 四五八三号文書に同じ、本文略)

八五三

重豪公政務御介助御帰国御一門四家へ御諭達書

各事格別ノ家柄ニテ依事名代ヲモ被相勤身分候故、平日

之政事向被差構儀ハ無之候而モ、國中異変モ有之候而者

氣ヲ付内沙汰等モ被致候事共特別之事ニ候、此節家老以

下役々多人数進退且又役場モ規定事引弘等モ有之、國中

騒ケ敷江戸表ヘモ相聞得イロ々々風説イタシ、剩 公辺

ヘモ相響、国家之大事候处、各一言沙汰被致候事モ不承

何様被相心得候哉、一門家ノ詮モ無之頼少キ事ニ被存候、
依難差言各存慮之程モ承度此旨申達候、以上、

六月十五日文化五年戊辰 荣翁(重豪公隱居名)

鳥津若狭殿 (忠貞、重富)

鳥津兵庫殿 (久照、加治木)

鳥津長門殿 (實品、垂水)

鳥津因幡殿 (忠厚、今和泉)

八五四

城下士待遇達書

覚

一鹿兒島并諸外城士以下ニ行達候節無礼ニ有之、剩ヘ於

途中不致下馬罷通亦ハ荷馬ヲ口付ナシニ遣ヒ、旁氣儘

ナル仕形ノ者有之ニ付、惣テ慇懃ニ可致旨先年ヨリ段々

申渡候得共、遂ニ不相守候間、向後右体ノ者於有之者

擲之、依其仕方窄込申付又ハ一旦路頭ニサラサセ、亦

者手鎖可申付候、

一士ニテモ下臈同様ノ為体ニテ罷在候節士ニ行達候節ハ

下臈同様ニ可致慇懃ニ、其身士ト存下臈ノ体ニテ罷在

候節モ致無礼候ハ、是又可及沙汰候、

右ノ趣得其意堅可相守、就中途中ノ儀ハ他国者モ罷通候故、高下ニ無差別風俗者御仕置不届筋ニ相見得別テ不宜事ニ候故、毎々其旨申渡候得共遂ニ不相守、別テ不届候、依之此節右ノ通申渡候間末々迄人別ニ申渡、支配頭ヨリ折々其沙汰可致候、不時ニ見分ノ者可差廻候間、聊緩セニ存間敷候、

但、其訳申渡候節其訳難間分、下々ノ者ヲ忝所ニ呼集埒明ニ申渡亦者名代ニ差出、若輩者忝ニ申聞候テハ兼テ其訳不相達筈ニ候条、此節申渡候趣ハ支配頭ノ者ヨリ人別ニ召出、其分致心得候様ニ具ニ可申聞置候、

右ノ通、支配中堅固ニ可申渡者也、

宝永八卯十月十六日 御家老座印

御勝手方

八五五 (卷之一 五十二号文書に同じ、本文略)

八五六 (卷之三十二 二二六九号文書に同じ、本文略)

八五七

(御触書寛保集成 一一七七号)

寺院造作之御触

一 梁行京間三間ヲ限ルヘシ、

但、桁行ハ心次第タルヘシ、

一 仏壇^つノ屋京間三間四間ヲ限ルヘシ、

一 四方シコロ庇京間一間半ヲ限ルヘシ、

一 小棟作タルヘシ、

一 臂本作ヨリ上之結構無用タルヘシ、

右、自今^{儀書}客殿・方丈・庫裏其外何レニテモ此定ヨリ梁

間ヒロク作ヘカラス、若シ広ク可作^之子細於有之者寺

社奉行所ヘ申達^同之、可伺^在差図候、以上、

▽二月△

八五八 (卷之一 四一号文書に同じ、本文略)

八五九

下々給分定之事

一 中間・小者・草履取給分之事、金式両式歩夫ヨリ下者

相对次第タルヘシ、

但、旧功成ニラヒテハ可任主人之事、

一 相定給分之上ニ四季セ（四季着乎）停止之事、

右之通可相心得也、

年月日匡補記スヘシ、

八六〇

急養子判元見分之事

一 急養子壹万石以上者大目付、壹万石以下頭無之衆者御

目付衆見被申候筈ニ付可得其意候、以上、

亥九月十八日年間匡同上

右総能勢総十郎・平秋田平太夫殿・主殿宮城主殿承之、

一 宛所之事、若御老中之御支配者、若御老中不残判元可

申候、御目付之名壹人、

一 右御老中之御支配者御老中不残判元見申候、御目付壹

人若先達而筑前守殿（）書人可申哉ト窺候得共、無

用之由可申事、アナタヨリ書人之出候ハ、其儘請取可

申候、右者秋元撰津守殿被仰渡候、

孫田中孫十郎カ・平秋田平太夫カ・津田平四郎カ・市土屋市之丞・長日根

野長右衛門承之、

亥五月十一日年間同上

八六一

同上

前紙欠損補記スヘシ、

右、急病人方ヨリ何時ニヨラス申来次第^(空白)ニ罷越見可

申事、

一 判元見申候以上ハ文言并願之品ヲ構申間敷事、

一 宛品者其支配方ニ可仕事、

一 御小人・御中間頭並之者ハ御徒目付罷越見可申事、

八六二

八六三

八六四

八六五

八六六

八六七

八六八

八六九

(卷之七 三八四号文書に同じ、本文略)

(卷之六十三 四七二二号文書に同じ、本文略)

(卷之六十三 四七二三号文書に同じ、本文略)

(卷之三十二 二二四五号文書に同じ、本文略)

(卷之六十四 四七八一号文書に同じ、本文略)

(卷之六十四 四八三九号文書に同じ、本文略)

(卷之十 五四六号文書に同じ、本文略)

(卷之十 五四七号文書に同じ、本文略)

- 八七〇 (卷之十 五四八号文書に同じ、本文略)
- 八七一 (卷之十 五四九号文書に同じ、本文略)
- 八七二 (卷之十 五五〇号文書に同じ、本文略)
- 八七三 (卷之十 五五一号文書に同じ、本文略)
- 八七四 (卷之十 五五二号文書に同じ、本文略)
- 八七五 (卷之十 五五三号文書に同じ、本文略)
- 八七六 (卷之六十三 四七五八号文書に同じ、本文略)
- 八七七 (卷之一 四四号文書に同じ、本文略)
- 八七八 (卷之六十五 四八六九号文書に同じ、本文略)
- 八七九 (卷之六十五 四八七〇号文書に同じ、本文略)

(表紙)

薩藩例規雜集

一四

薩藩例規雜集一四

目錄

甘藷史

甘藷播種ノ来由

伊時新宅落成

(以下三行、本文より補)

甘藷伝

旧邑主種子島久基小伝

大瀬休左衛門墓表

和蘭船沈没

台湾島略史

和蘭陀人

朝鮮征伐

唐物抜売琉球へ達書

煎海鼠鮑

外国輸出銅取締布達

長野山ケ野両金山起原

寛政元上使御答書

山ケ野金山由緒

薩藩例規雜集一四

八八〇

甘藷史

沖繩志ニ曰ク、慶長十年琉球米村(久米村カ)ノ総官野國蕃薯ノ種ヲ

得テ閩州ヨリ還ル、儀親(儀間カ)方真常其種ヲ乞ヒ栽培ノ法ヲ学

ヒ、之ヲ試ルコト数年、其利アルヲ知り遍ク国民ニ諭シ

テ栽培セシム、是ヨリ凶荒ノ年ト雖モ餓死スル者ナシ、

蕃薯ハ本呂宋島ノ産ナリ、島人其種ヲ外ニ出スヲ禁ス、

明國晋安ノ人陳振龍ト云フ者貿易ヲ業トシ、久シク呂宋

ニ留ル、振龍利ヲ土人ニ啗シメ其種ヲ得テ還ル、時二万

曆二十二年ナリ、支那蕃薯ヲ植ル之ヲ初メトス、後チ六七十年薩摩国山川邑ノ農利右衛門琉球ニ至リ、数莖ヲ得テ帰リ國中ニ試ム、遠近争ヒ求メ、遂ニ國中ニ蔓衍ス、寛永二年利右衛門死ス、郷人其墓ヲ称シテ唐薯殿ト曰ヒ、春秋祭祀ス、

八八一

甘薯播種ノ由来

甘薯芋ハ、薩隅日ノ三ヶ国ニ於テハ米穀ニ次テ闕クヘカラサル食料ナルハ多言ヲ要セス、抑モ我国ニ之ヲ播種シタル源起ハ今ヨリ百十余年前、享保四年薩摩国揖宿郡山川郷兎ケ水村ノ農民利右衛門ト云ヘル者、傍ラ船乗ヲ稼トシ琉球国其他大島諸島ニ往来スルニ、琉球国ニテ初メテ甘薯ヲ支那福州ヨリ国商某カ持帰リ播種シ食スルヲ見テ、僅カニ四五菓ヲ得テ帰郷シ、兎ケ水村ノ己レカ邸地ニ試種セシニ、地味氣候適シテ成果ヲ得タルヲ以テ而テ一村内ニ分種シ、年ナラスシテ薩隅日ニ伝播シ、今ニ至リテ民食ノ半以上ヲ助クルニ至レリ、実ニ其功偉大ト謂フヘシ、而シテ漸次全国ニ播種シ薩摩芋ノ名唱起レリ、

一説ニ、甘薯ハ「ホルトカル人種子島ニ齎シ来リ播種セリト云フ、此説詳ニ伝ルコトナシ、甘薯由来由記ノ説ヲ以テ証拠トスルノ外ナシ、

甘薯種類

屋久島芋 黄白二種アリ、黄色ナルヲ最上トス

ボケ芋

八里半芋 果実ノ名ヨリ出タルナラン、蓋シク九里ノ音相通ナルヲ以テ土俗八里半ト唱フルハクリニ半里辰レルヲ申レリ

ト云

赤芋

ゴイトセイ芋

ドンクウ芋

高須芋

ニタ色芋

長島芋

オランダ芋 琉名サンダシユウ芋

天向芋

四十日芋

ヒワ色芋

二十日芋

十五日芋

○甘薯ハ地味ニ依リテ味ノ優戾アルコト、

○屋久島・種子島其他南島琉球国等四季トモニ種テ絶間

ナク食用ニ供スル説、

○甘薯貯蓄法ノ説、

○從來薩隅日ニテハ七月中旬(旧曆)翌四月中ノ食品ニ

貯ヘシニ、オランダ芋則チアメリカ芋ヲ播種セシヨリ

今ハ四季芋ノ絶ルコトナク、大ニ民食ヲ助クルニ至レ

リ、此芋ノ貯法ハ屋上ニ棚ヲ造リ地氣ヲ除キ、貯フル

トキハ腐敗スルコトナシ、之レ安政五六年頃ヨリノ事

ナリ、此芋播種ノ説ハ後ニ詳記ス、

○酒ヲ醸造スルニハ霜ノ降ラサル前ニ取り上ケ製スルヲ

良シトス、臭気ナク酒良ク出来ルモノナリ、

○六月土用中ニハ高須芋出産ス、

○芋ノコッパ粉ヲ製スルハ皮ムキト云テ外皮ヲ剥キ去リ

タルモノ最良ナル説、

○民間ニコッパ飯ト唱フルアリ、多ハ五月頃ヨリ夏中ノ

食トス、桜島ニ専用ス、

桜島辺ニテハ芋栗ノミヲ炊ヒテ且夕ノ食トスルノ説、

○琉球ニテハ高貴又ハ富家ノ当主・嫡子ニ限りテ朝夕米

食シ、二男以下悉ク芋食ス、

○大島其他各島咸芋ヲ常食トス、

○琉球ハ斤目ヲ以テ売買ス、安政四五年頃ハ一斤ノ価凡

ソ一二厘許ナリ、

○鹿児島ハ今ヨリ十年許前マテハ、多量ノ売買ハ斤ヲ以

テ百斤幾錢ト唱へ、小売ハ一升幾千ト唱へ、田舎ニテ

ハカ、リ一俵幾千ト云フ、一カ、リ六升乃至七升入リ、

又所ニ依リテハ八九升一斗モ入ルアリ、

○諸県郡小林・高原辺ニテハ牛馬ノ食用ト焼酎製醸用ニ

作ル、民食ハ多ク用ルコトナシ、是米穀ノ産多キカ故

ナリ、

○近年ハ他県ニ輸出多シ、百斤五拾錢内外ナリ、

○芋ニ上下ノ別アリ、上ハボケ・屋久島芋・高須ノ三品

トス、此価ハ百斤ニ付拾二三錢高価ナリ、味美ナルカ

故ナリ(明治十七年ノ冬)、

○オランダ芋ト唱フル種類ハ広貫琉球国在勤中、安政四

年ノ冬一俵ヲ家族ニ送り、之ヲ同五年ノ春田上村ノ別

莊地内ニ播種セリ、是ヨリシテ鹿児島地方味ノ美ト貯蓄ニ宜シキヲ以テ競フテ播種シ、三四年ニシテ近村悉ク此種ニ変シタリ、又同時ニ一俵ヲ齊彬公ノ御手元へ呈ス、山田壮右衛門・堅山八郎ニ就テ来由ヲ詳記ス、

○此芋ハ安政四年丁巳冬北米合衆國ノ軍艦一艘那覇港ニ渡来、予モ琉官吏ト軍艦ニ乘リシ時、恰モ食事ノ時士官等ノ食スルヲ見テ、其形状色沢等従来ノ芋ト異ナレル故、後子之レヲ産所ヲ問ヒシニ、南亞米利加ノ産ナルヲ答フ、船將ニ向ヒ一二課ノ恵与ヲ乞フ、將喜ンテ良品ナリ、播種シ試ムヘシト数百粒ヲ与ヘタリ、携ヘ歸リ一二粒ヲ蒸シテ食フニ味甚タ美ニシテ、従来ノ品ト同日ニ語ルヘカラス、而シテ琉官吏ニモ三四粒ヲ分チ即チ蔓ヲ生セシメ試殖シ、四五ヶ月ニシテ成果ヲ見タリ、試ルニ味異ナルコトナシ、之レヲ鹿児島ニ送り播種シタリ、

○琉球ニテハサンダシユウ芋トモ唱フ、予カ僕ヲ琉名サシナダト云フ、其モノカ軍艦ヨリ携ヘ旅宿ニ歸リ苗床又ハ播種シタル故斯ク唱ヘタリ、笑フヘキ事ナリ、琉球ニテハオランダ芋ト通唱ス、一般外國ヲオランダト通

唱スルニ出タリ、

○此甘薯ハ通常ノモノヨリ蔓長ク延ヒス、又味美、又長ク貯フルニ堪ユ、爰ヲ以テ近年四季甘薯ノ絶間ナキハ全ク此芋ノ長ク貯ヘラルニ由リテナリ、従来ノ芋ハ二月彼岸過頃苗床ニ納ムル時分ヲ限リトシ、新芋ノ六月末頃ニ出テル間三四ヶ月ハ絶間アルモノナリキ、

○児ケ水村ノ利右衛門ハ享保四年七月五日死ス、琉球ヨリ帰帆シ児ケ水村ノ沖ニ碇泊中颶風ニ逢ヒ船ノ行衛ヲ知ラス、果シテ沈没セシナラント、之ヲ五日ナリト、因テ其日ヲ死日トセリト云々、今ヲ去ルコト(十八年)凡ソ百六十八年ニ充ツ、

○利右衛門ナル者ノ死シタル年齢ヲ詳ニセス、押シテ死年ヲ五十年許ナリト今児ケ水村ニ伝唱ス、之レヲ以テ甘藷ヲ琉球ヨリ持渡リシハ同人カ二十八九歳、三十歳許ノ頃ナラン、

○一説ニ、琉球ヨリ甘薯ノ鹿児島地方ニ渡リシハ元禄ノ初ナレト、其年契ヲ詳ニセス、元禄二三年頃トシテ今ヨリ凡ソ二百年ニ充タサナリ、マ、(サ)ル脱之尚ホ糺スヘシ、

○旧記ニ、享保ノ大饑饉ニ幕府ニ甘薯ノ種ヲ献ス、之レ

ハ享保五六年ノ頃ナリト、鹿兒島ニ移殖セシヨリ三年ニ過キサル頃ナリ、而シテ天下拳テ食料ノ要ナルヲ知り、年ナラスシテ天下ニ殖ヘタリト云、

○幕府ハ直ニ伊豆国式島ニ植ヘサシメタリト、此辺暖地ナルヲ以テナリ、將軍吉宗ノ親命ニ出タリト云々、

○明治十三年ノ夏鹿兒島ノ土木原正次郎(氏カ)キカ山川ノ土内田洋二、同郷平肥(平良カ)後善藏・宮田善平次・同野口善左衛門、社司鮫島浪速等唱主シテ社芋建築募金ヲ請願ス、

十二年十一月一日県令岩村通俊許可ス、

○利右衛門カ祠ヲ徳光神社ト云フ、蓋シ児ケ水村字徳光ト唱フル地名ヲ以テ先キニ区長椎原孝助氏カ名付ケラレタルモノナリ、又同氏カ其地ニ碑石ヲ建テ諡ヲ玉、曼大御食持命ト唱ヘタリ、明治六年五月建立セリ、碑文ハ今淵宏氏カ撰ナリ(俗名助左衛門ト云フ)、

○弘化三年丙午五月山川郷士佐々木広謙・河野通信児ケ水字堂ノ門ノ内ニ石碑ヲ建ツ、

○木原正次郎澄切氏ハ鹿兒島ノ士甚助翁ノ嫡男ナリ、同翁ハ藩政中造士館ノ助教タリ、儒学ヲ以テ有名ナル篤実温良ノ人ナリ、今ニ存在(明治十三年八十九歳、実

名ヲ澄矩ト云フ)

○利右衛門ナル者支那ニ漂流シテ甘薯ノ種ヲ得テ帰レリト、果シテ然ランカ、考フルニ、支那ニハ毎年一二艘

ノ琉商船又ハ隔年ニ進貢船カ往来スルノミニシテ、支那ノ来ルハ中山王ノ一世一代冊封使ノ来ルノミナリ、(船脱カ)

故ニ琉球人カ支那福州ヨリ甘薯ノ種ヲ齎シテ播種シタルモノナランカ、琉球ニ於テ播種スル来由詳ナラス、

又薩摩ノ商船カ琉球大島等二年々往来スルハ大小船數十艘ナリ、其船カ折節朝鮮支那ノ名所ニ漂流スルハ毎々アリタリ、其際利右衛門モ舟乗稼ノモノナレハ支那地方ニ漂流シテ甘薯ヲ持来リシモノニヤアラン、

○支那其他ノ近国ニ漂流シ、船体毀損セサレハ秘シテ官ニ告ルコトナク、風順悪シク長船中ナリシト云テ、誰咎ムルコトモナキモノナリキ、

○山川郷児ケ水村ハ薩摩國ノ極南ニシテ温暖ノ地ナリ、故ニ甘薯ノ播種セシハ疑ナシ、

○山川郷ハ藩政中植物園ヲ置キ、南地界寒ノ草木ヲ播種セリ、則チ巴豆・龍眼・荔子ノ類モ繁殖セリ、

○毛利理右衛門ノ唐芋ノ記 南浦文集

○種子島ニ蕃人カ甘薯ヲ持来リ、夫レヲ播殖サセ、其年曆ヲ詳ニセス、又屋久島ニ持渡リタリトノ説モアリ、何モ年曆或ハ其始末ヲ詳明セス、

○種子屋久ノ両島ハ昔ヨリ蕃船ノ来ル所ニシテ、天文十一年壬寅ノ年「ホルトガル」船種子島ニ来リ、小銃ヲ伝タル事ヲ以テ推考スルニ、凡百ノ草木等モ舶載セシニ疑ナシ、然リト雖モ今其伝説ヲ詳ニスルコト能ハス、利右衛門翁カ伝ハ普ク人ノ知ル所ナレハ此レヲ以テ確實トス、

○古慶長ノ頃ハ甘薯ノ説ハナク、煙草々棉等ノ船来ノ説ノミナリ、其比ニハ薩隅日ニテハ里芋ヲ常食ニ充テタルコトハ旧記ニ見ル処ナリ、関ヶ原合戦ノ前頃中馬大藏里芋畑云々ノ説アリ、

○甘薯栽培法ハ、苗床ハ春彼岸過キテ凡一七日乃至十日許ノ頃、畑ヲ堀ルコト凡(五六寸カ)四五町許、其幅凡三尺許、長ハ其畑又ハ種薯ノ多少ニ随ヒテ宜シ、其堀タル処ニ馬糞又ハ牛糞或ハ塵芥類ヲ三四寸位ヲ密布シ、而シテ其上ニ人糞ヲ注キ、而テ置クコト凡二三日ニシテ其上ニ種芋ヲ布キ並へ、而シテ其上ニ牛馬糞ヲ覆ヒ芋ノ見へ

サル様ニシテ、其上ニ土ヲ薄ク散布シ、又其上ニ塵芥ノ類ヲ被ヒ霜ヲ凌キ置クトキハ十余日ニシテ芋発芽ス、其時ハ上ニ被ヒタル塵芥ヲ祛除スヘシ、然ルトキハ発芽日ニ成長ス、而シテ人糞ヲ極メテ布薄ニシ一二日毎ニ注クヘシ、然シテ芋蔓盛ニナリ、七八寸ニ延ルトキ

伐リ取りテ肥膏ノ畑ニ移シ植フヘシ（之ヲ直シ蔓ト云フ、之ヲ苗蔓ヲ多クセンカ為ナリ、移シテ后發芽ノ宜シキヲ見テ糞汁ヲ注キテ培ニ播養シ、蔓三四尺ニ延ルヲ俟ツテ幾個ニモ伐リテ畑ニ移植ス）、而シテ伐リ取りタル苗床ニハ又人糞牛馬便等ヲ注ヒテ培養シ、蔓延ヲ俟テ伐リ取り移植ス、之レ其太略ナリ、咸ナ人知ル所ナレハ詳記セス、

○畑ハ余リ良地ハ蔓ノミ繁リテ実ノリナシ、中地ヲ宜シトス、

○松山ノ伐跡ハ究メテ宜シ、凡三年許リハ培養スルニ及ハス、

○荒野ヲ切明ケタル地殊ニ実成ニ良シ、或ハカブセ野ヲ宜シトス、

○培養ハ灰ヲ最良トス、或ハ牛馬糞或ハ人糞或ハ骨粉等

尤モ良シ、

○四五年モ同地ハ不良、

○蔓返シハ三回ヲ度トス、

○草ノ生スルハ宜シカラス、

○切上ケ植、高ウネ植ヲ良シトス、

○收穫ハ十月中旬霜一回降り蔓葉共ニ枯レタル後ヲ良シトス、成熟良シケレハナリ、

○苗木ヲナスニハ其土地ニ依リ寒温ノ差別アリ、其中ニ

アル柿樹ノ葉寬永通宝位ノ大サニ發生シタル候ヲ適度トスト云フ、同シ村内ノ地ニテモ地ノ方向ニ依リ寒暖

ノ差別アルカ故ニ曆面ニ泥シ難ク、因テ草木ノ發生ヲ

見テナスヲ宜シトス、

○安政三年鹿兒島製煉局ニ於テ甘薯分析ヲ命セラレタリ、

左ノ如シ、

糖分

四百分中

澱分

三

土分

一

剝篤亞斯

一

水

〇一

炭酸 〇〇一

塩分 〇〇一

酸室二素 〇〇〇二

右ハ屋久島芋ノ良種ヲ分析ス、芋ノ種類ニ依リ糖澱ノ

二ハ多少アルヤ勿論ナリ、

○利右衛門翁カ諡名 一翁宗源居士、(聞兒ヶ水村カ) 兄ヶ水村ノ内堂間

門ノ南墓地ニアリ、父子共ニ溺死スト云、子孫今ハ前

田清右衛門ト云フ、(左カ) 利翁ノ弟ヲ常右衛門ト云ヒシ由、

今其血統ナリ、現今ノ清右衛門ニ至リテ六世ナリト云

フ、

○元禄ノ初メ薩摩国ニ移植シテヨリ三十二年目ニシテ利

翁没スルニ当ル、死セシ年齡ハ凡ソ六十歳許ナラン、

芋種ヲ持チ来リシハ凡廿八九歳ノ頃ナラン、

八八二

元禄十一年八月廿四日伊時新宅落成 (二ノ丸取調書

ノ内)

茲年中山国王贈甘藷一籠於伊時、命家老西村権右衛門時

乗殖於吾采邑石寺之野、日本甘藷權興矣、

右、久基譜中、

八八三

久芳作甘藷伝記于左、

甘藷伝

古昔周公得禾以名其書、漢武得鼎以名其年、叔孫勝敵以名其子、是皆示不忘也、予亦書甘藷所由來示不忘矣、夫甘藷者異邦之產也、清康熙皇帝放官女於海島、經十有余年救而帰、其皮膚肥膏、血氣^{手也}手盛也、帝異之問云、孤島無人、無人則無五穀、無五穀則何以保命乎、今汝曲眉豊頬清声而便体、秀外何哉、云窮居而野処、升高而顧帝京、座茂樹以終日、山中有草、不知孰名、唯食其根而命至于今矣、即使官吏殖其草村落、而其根形円長、其氣味甘平、無害於百病、於是贈之中山国王、中山国王亦贈之大父久基、実元禄十一年戊寅三月也、久基珍之而使家老西村権右衛門時乘殖於吾種子島辺邑石寺之野、漸以二三年拡充於一島、其為用乎、作酢・作醬・作糖・作耐・作餌・作羹・作粉、其千變万化不可勝數、其功不出百穀之下也、爾來伝三州、而后汎濫於天下、而貴介公子、縉紳処士、

老幼卑尊、無不嗜者、況於犬馬麋鹿乎、以是官吏慶於朝、

農夫拊於野、餓者得食、病者以愈、使鰥寡孤独廢疾者而

養生喪死無憾矣、是豈不大父久基之盛德万人之洪福哉、

所謂声名光輝伝於千世、此之謂与、

宝曆十二年

種子島左内平久芳(花押)

右、久芳譜中、

八八四

旧邑主種子島久基小伝(補欠)

久基姓ハ平氏、通称彈正、始祖肥後守信基、十八世ノ孫藏人久時ノ長男ナリ、母ハ北郷作左衛門久精ノ女、寛文四年甲辰九月五日生ル、為人聡敏事務ニ練達ス、下ヲ待スル温恕、政ヲ執ル廉明、学ヲ興シ武ヲ勸メ民ニ農桑ヲ課シ、尤、意ヲ物産ニ留ム、是ヲ以テ家足リ人給シ、人民聊頼百制度大ニ備ル、称シテ種子島氏中興ノ主トス、天和ノ初年番頭兼組頭トナリ、兼テ琉球ノ機務ヲ管ス、元禄十一年戊寅三月国主久基ニ甘藷一筐ヲ贈ル、久基家老西村権右衛門時乘ニ命シ之ヲ邑地石寺ノ野ニ殖シム、其種子ヲ頒テ部内ニ布殖ス、爾來薩隅日ノ各地ニ伝播シ

民ノ頼ル所トナリ、始メテ饑餓ノ患ヲ免ル、ト云フ、累遷シテ国老トナリ、政化ヲ更張シ制度一新綱紀大ニ張ル、當時新納久了亦機務ニ関シ並ニ賢宰ノ名アリ、嘗テ郡奉行某々国分某ノ地ヲ墾シ民利ヲ興サント欲シ、官ニ聞スル數回、然トモ灌溉便ナラサルヲ以テ之ヲ危懼シ敢テ決スル能ハス、久基慨然奮勵、該地ニ蒞シ其地形水利ヲ察シ、郡奉行某々ト議シ遂ニ官ニ稟承シ大ニ役ヲ興シ、数年ヲ経テ數百頃ノ美田功竣ヲ告ク、於是人久基ノ明毅雄断ニ服ス、今ニ至マテ該地ノ民其沢ヲ戴クト云フ、其他政績見ルヘキモノ尠シトセス、元文元年丙辰老ヲ告テ致仕ス、太守經(兼カ)豐積年ノ勲勞ヲ嘉賞シ宝刀一口ヲ賜ヒ、世(前)子吉尊亦時衣一領ヲ賜フ、後退隱シ栖林ト号ス、寛保元年辛酉七月十六日没ス、享年七十八、鹿兒島故正建寺先塋ノ次ニ葬ル、究竟院日等大居士ト諡ス、嗣子久達統ヲ襲フ、頗ル政績アリ、越ニ文久三年癸亥二月別廟ヲ本源寺射圃ノ故址ニ創建シ、乃チ神ノ礼ヲ以テ祭り栖林大権現ト称ス、是ヨリ先キ我旧邑主種子島久尚ノ祖母松寿院夫人久基ノ功德大ニシテ遺沢民ニ存スルヲ歎仰シ、(家老カ)室老等ト謀リ此挙アリ、後明治ノ初年排仏ノ令下ルニ及ヒ久

尚祖先ノ靈ヲ其別廟ニ合祀シ赤尾木神社ト改号ス、春秋祭祀ノ典ハ尚旧貫ニ仍ル、後島民等相議シテ曰ク、初メ祠掌ノ設アルヤ、蓋シ久基ノ功德ヲ追慕頌揚スル所以ナリ、而今種子島氏祖宗ノ靈ヲ併セ焉ニ合食スルトキハ、則恐ハ其本旨ヲ失フニ近似シ、且ツ甘藷創見ノ功德モ亦從テ或ハ湮滅ニ属セン、以テ憾事トス、然ラハ則嚮ニ其合食スル所ノ者ヲ以テ之ヲ其祖廟ニ復シ、独リ久基ノ靈ヲ奉祀シ、而シテ久基ノ幽光ヲシテ昭代ニ發輝セシムル、是レ吾輩情義ノ在ル所ニシテ、而シテ終ニ已ム可ラサル者ナリト、即之ヲ旧邑主種子島久尚ニ稟シ、而シテ後官庁ニ請ヒ復栖林神社ト号ス、実ニ明治十三年四月也、抑島民甘藷ノ災アレハ祠廟ニ禱饗シ、甘藷熟スレハ必ス先ツ數顆ヲ賽献シ、而シテ後之ヲ喫ス、此レ蓋シ本ニ報スル所以ナリ、島民今ニ至テ話次苟モ其遺事ニ及バ必ス正襟改容、後ニ之ヲ聞キ涙ヲ揮ハサルナシ、嗚呼之ヲ遺愛民ニ在ル者ト謂ハサル可ケンヤ、

明治十一年戊寅四月下濤 前田讓藏謹撰

大瀨休左衛門墓表

明治十四年春大瀨兵七介余友長野実保請銘其祖休左衛門翁墓以顯揚其幽光、余諾之、未果近日親來促曰、吾有怙恃壽踰古稀每誡、吾曰、祖先之德不可沒也、吾二人余喘無幾願速視其碑銘子幸諒之、余曰、吁父子之志至矣、予曷以不文辭焉、按狀翁大瀨氏休左衛門其通稱、以元和七年辛酉某月某日生、以元祿十三年庚辰四月十三日歿、享年八十、叡諡曰德安居士、葬于西之表村下石寺、有一男曰休右衛門、襲家世居于下石寺、至六世孫兵之進者徙居于川迎、兵七即其子、翁以煮海為活、又業農、為人誠慤勤儉為里中之望、受知於邑主彈正君諱久基、特旨出入宮帷或召抵鹿兒島邸寵賚優渥、賜短刀一口及翁夫妻壽藏碑石一基、彈正君仕島津氏為當番頭兼管琉球國事、会国王尚貞贈甘藷一筐於君、君使室老西村(家老力)時乘掌栽培之事、時乘乃令翁植之、是為我邦甘藷權輿、実元祿十二年三月也、當是時無知栽培之方者翁挾屜中膏腴之地而植之、糞培具至數月、枝葉繁茂殆蔓延于數武之間、翁独怪不結実、竊意其根有実、試煎其蔓以挿之土中、又數月堀之、果得數

顆、堅而実類瓜而小食之甘美、翁踊躍取以獻彈正君欣然曰、有之哉、其功用必垂于稻梁者惟憾獲之、不蚤耳、宜蕃殖以助民食、汝其勉之、翁拜謝而出、厥明年植之候、其熟而收之盛諸苞得苞若干、彈正君乃使頒其種徧殖邑內、爾後民食給足絕無菜色者甘藷之功居多、後數年傳播于薩隅日、諸州延及上國、今上國稱薩摩甘藷者是也、或伝薩之山川邑有利右衛門者、獲甘藷於琉球創殖于我邦、然其說曖昧不足措信、甘藷之伝于我邦以彈正君為始、固不容疑而始植之者即翁也、夫物之顯晦有時、不可幸而致也、彈正君薩藩右族而為一時之名大夫、其卓識偉行至今國人稱之不絕于口、然如甘藷之事特湮晦而不著、及至輓近好事之士稍々聞而錄之、其功績之難著如此、況翁一介寒族托跡於蛋煙蛮雨之鄉、与草木鱗介相伍其泯、然無聞者不亦宜乎、方今世運隆興、賞功報勞而兵之進父子恍然悟祖德之不可沒、勤諸石以伝後世子孫使翁之名与、彈正君並著報本之義尽而昭代風化之厚亦可以觀也、余區々寒儒徒弄筆墨無益于時而得叨係姓名於金石、豈亦非其余慶歟、

銘曰、

明以創物 惠以施人 勒功貞珉 以榮子孫

明治十八年

多嶽
前田讓藏撰

八八六

和蘭船沈没

和蘭ノ沈ミ船

付、村井喜右衛門カ働キ和蘭陀国ヘ鳴ヒ、ク事、

有馬侯ノ発憤

朝鮮ニテハ金銭ヨリ米穀布帛ヲ第一ノ宝トシ、百姓町人
モ金銀ヲ蓄フル事ヲ禁シ、藏穀ノ多少ニテ貧富ヲ分ツヨ
シナリ、此ハ元来五穀ノ多カラヌ国ユヘカ、又金銭ハ寒
ヘテ着ラレス、飢テ食レヌナトイフ用心ノ為ニヤ(我日
本ニテ金銀ヲ得シ其初ハ朝鮮ヨリ来リシナリ、神代卷ニ
韓国ハ金銀多シ、我国ニ舟作ルヘシト素盞雄尊ノ申賜ヒ、
仲哀紀ニモ新羅国ニハ金銀彩色目カ、ヤク計ナリトモ見
ヘ、神功皇后三韓ヲ定メ金銀授ケント、神ノ教ニヨリテ
財ノ国ヲ得タリト宣ヒシナト、皆朝鮮ノ金銀ヲ得賜ヒシ
ヨシナリ。朝鮮ノ錢名ハ常平通宝トイフ)、董越カ朝鮮
ノ賦ニ貿遷一二粟布ヲ以テス、居積ニ随フテ以テ贏ト為
ス、用使尽ク金銀ヲ禁スナト、イフニテシルヘク、常ノ

取替スヘテ金銭ヲ用ヒス、皆米穀布帛ナルハイト重氣ニ
テ不自由ラシウ思ハル、モ、我国当時ノ習ハシヨリ見ル
ユヘナリ、又琉球ハ昔ハ鉄ノ少キ国ナリト見ヘテ、朱寬
カ琉球人ヲ俘ニシ鉄鉗鉄鎖ヲ懸引キ帰ル時、朱寬仁心ニ
テ鉄鉗鉄鎖ヲ解キ取セントスルニ、其囚人トモ逃去リテ
トカセス、世ニナキ宝ヲ戴ケリ、御慈悲ニハヤハリ此鉄
鉗ノマ、ニテオカセ賜ハレト願ヒシモカシ(今ノ人身
命ヲ亡スヲモ知ラテ、不義無道ノ財宝ヲ取ラントスルヲ
君子ヨリ見賜ハ、此琉球人ニヨク似タルヘシ)、和蘭陀
人ノ銅ヲ好ムハ又類ヒナキ事ニテ、日本ノ銅ヲ年々彼国
ヘ持行事限リナシ、コ、ニ寛政十戊午ノ年和蘭陀人(船
ノ長サ二十三間、石砲三十六挺、帆數十八片)例ノ我国
ノ銅ヲ思フマ、ニ満船ニ積載セ、順風ニ帆ヲ張り帰国セ
ント十月十七日暮前ニ長崎ノ蘭館ヨリ神崎脇ヘ乗出セハ、
跡ニ留ル蘭人モ送餞ノ祝ナト終リ、別ニ後ニ釣碇シ(ノ
ハシ置ケル碇綱ヲチ、ムル事ナリ)、暫シ程経ル間ニ俄
ニ風悪ク浪怒リ、大船ヲ揺リ上ケユリ下シ高鉾脇唐人カ
瀬ヘ(一名ハ隱瀬、ムカシ此所ニテ唐船沈メリ、因テ名
ツク)乗上ケ、船底ヲ大石ニテ磨破リ、其穴ヨリ水潜リ

入ルニ折シモ悪風暴雨、大海真黒ニ成テサシモノ蘭船モ
ステニ覆ラントス、平生大洋ニ習レシ蘭人十五六丈ノ大
帆柱ヲ大斧ニテ三本打切、ホンス忒挺ニテ(垢ヲクリ出
ス道具)船中水夫惣カ、リ死力ヲ竭シ働ケトモ、涌起ル
潮水ニ精力疲レ防キカネテ見ヘシ所、此船ノ崑崙奴(名
ハウ、ノス、カヒタンニ仕ハレ長崎ニ七年居リシモノナ
リ)進ミ出テ、オノレ命ヲ棄テ長崎ヘ注進シ救ヲ乞ハン
トイフニ、カヒタンヨクモ申タリトテバツテイラ(伝馬
船ノ事ナリ)ヲ下サセ、ソレ急ケトイフヤ否ウ、ノス箭
ノコトク長崎番船ヘ漕付レハ、役人(成田繁次・杉山勘
四郎)ウ、ノスト共ニ飛船ニテ大波戸(長崎上り場海程
凡二里)ヨリ上陸シ、蘭館ノ表門ヲ打叩ク、此夜ノ宿番
(乙名カ)
(乙女横瀬九左衛門・通詞本木庄左衛門)大ニ驚キ、此
ヨシヲ蘭人ラスヘシラセ、夫ヨリ惣通詞ヘ触渡セハ通詞
ニ(岩瀬弥十郎・塩谷庄二郎・早川作大夫)蘭人レッツテ
キ・ボケツト・ウ、ノストモ鯨船ニテ悪浪中ヲ命限リニ
難船ノ場ヘ馳寄セ、レッツテキハ難船ニ留リ、ボケツトハ
又上陸シ荷漕船數艘乞来レト、カヒタンカ指揮ニヨリ上
原市十郎ナトボケツト、共ニ漕返セハ、又鯨船ノ船頭ニ

云付テ木鉢浦小瀬戸辺ノ漁舟ヲ漕ヨセ助ケサセ、役人ト
モ粉骨ヲ尽シ火水ニ成テ大ニ働ク(竹田弥十郎・松本忠
次郎・卯野熊之丞・塩谷・早川ナトナリ)、其間ニ荷漕
船モ追々馳付ケ荷物ヲ分ケ移シ、數百ノ引船ニテ木鉢ヲ
サシテ引ヨスレトモ、風雨ハ烈敷浪ハ高シ、船底ヨリ潜
ル垢ハ湧カコトク、今ハカクヨト見ヘタルニ、鎮台ノ檢
使モ追々參ラレ、翌十八日朝六時ヨリ數百ノ引船ニテ引
ヨセ、八ツ時ニ土生田ノ浜ヘ引ヨセ、九十余人ノ蘭
人モ小船ニテ上陸ス、此比他国ヨリ長崎ニ湊カ、リシ居
テ蘭人ヲ乗セ荷物ヲ分ケ、積之漕廻リ船ニハ大坂ノ小新
艘九百加州ノ幸吉九百五十此等ノ船數十艘ナリ、蘭船ハ十
九日朝遂ニ土生田ノ深泥ノ底ヘ沈ミニケリ、此所ハ海底
ヨリ一丈三尺余ノ泥海ナリ、抑此蘭船ハ堅固丈夫ニ銅鉄
ヲ以テ巻包ミシ船ナレハ、イカナル暗礁ヘ乗上ケテモ岩
ハ碎ルトモ側底ノ裂ケ損スル事ナシトイヘトモ、今度ハ
船底ヲ岩角ニテ磨削ラレ、少ノ穴ヨリ垢潜リ入りテ船中
満水トナレルナリ(此舟新造ヨリ凡百廿年余ヲ歴ト云)、
十月十九日ヨリ木鉢浜辺ニ仮家ヲ建テ、沖懸リノ通詞
(石橋助左衛門・加福安次郎等)廿人余リ役員ヲ定メ嚴

重二備、沈船ノ上荷ハ不殘取上ケツレト、彼数十万斤ノ銅ハ一斤モ上ラス、是カヒタン第一ノ歎キニヨリ鎮台ヨリ、

紅毛船及難船、木鉢浜手ニ引寄有之、垢多ク差込過半沈ミ船ト成、殊ニ下積ノ銅有之、右着水線上ケ銅取揚ケ方等便利之手段存寄ノ者ハ申出ヘシ、

十月廿一日

出島乙名

紅毛通詞

尚モ浜手水練ノ者ニ命セラレ、大勢取懸レトモ上ラス、其上寒氣烈キ時ニ成、勇ムテ水底ヘ潜リ入モノハ大カタ溺死スルノミニテ、百計施スニ所ナク、イカナル者モ精力竭テ空ク月日ヲ送ルノミナリ、コ、ニ防州都濃郡櫛カ浜ノ喜右衛門トテ年来乾鯛ヲ商ヒ、肥前香焼島ニ漁場ヲ構ヘ、常ニ往来シテ近浦遠島ノ浜子供ヲアマタ引従ヘ豪勢ノ者有、未ノ正月通詞方ヘ沖紅毛ノ沈船ノ儀、私存寄有之候間、揚方仕度旨申立候処、此度各様ヨリ御上ヘ御願被下候テ、諸雜費入用等之儀如何相心得候哉之段御尋被下承知仕候、右諸雜費入用銀高等追テ申立候所存毛頭無御座、一切私之物入ヲ以テ浮キ方ニ相成候ハ、当秋紅

毛人入津之上、紅毛人ヨリ為謝儀白砂糖被指送候ハ、随分受用可仕候、勿論私手内ニテ浮方ニ不相成候節ハ謝儀タリトモ決テ受申間敷候、此段御尋ニ付以書付申上候、

以上、村井喜右衛門トソ書タリケリ、コレニヨリ浮方被仰付、正月十七日ヨリ手配リシ、廿九日午刻ニサハカリムツカシキ銅積ノ沈船ヲ銅トモニ喜右衛門カ方寸ヲ以テ引上ケ、暫時ニ土生田ヨリ木鉢ノ飯屋ノ浜辺ヘ引付シハ古今未曾有ノ手段妙策、最初ヨリ喜右衛門カ工夫一トシテの中セストイフ事ナシ、万国ニ勝レテ工深ク天地モ掌ノ上ニ測リ、百万里ノ大洋海モ隣アリキノ様ニシナセル和蘭陀人モ天災是非ナシト思ヒアキラメ手ヲ束ネイタリシニ、実ニ死人ノ蘇生セシコトク歎呼ノ声オヒタ、シ、此由 江府ヘ函面書付ヲ以テ注進有、又鎮台ヨリ喜右衛門ヘ当座ノ褒美トシテ、防州櫛ケ浜船頭喜右衛門、其方儀、沖紅毛船浮方ノ儀紅毛人ヨリ相願候処、指ハマリ致出精自身入用ヲ以テ早速浮船ニ相成、修理ニモ取掛リ候段誠ニ拔群ノ手柄、紅毛人ハ不申及当所一統安心満足ノ事ニ候、仍之為褒美銀三十枚被下之、未二月此事四国・九州・中州迄鼓動シテ感賞セストイフ事ナク、ヤカテ江

戸ヨリモ喜右衛門へ、其方儀、先達テ紅毛人沈ミ船取計
ヒノ始末、時ノ執政某殿ノ被為及御聞、抜群手柄ノ段御
褒美候、依テ御沙汰之旨申聞置、未二月 松平大膳大夫
殿ヨリ永代帯刀免許、上下拝領、宍戸美濃守殿領分百姓
惣触頭筆頭被申付候、喜右衛門由緒書松平大膳大夫殿内
宍戸美濃守殿領地都濃郡櫛ヶ浜村并喜右衛門^{当采四、右}
ノ者廿年前ヨリ領香焼島ニ旅宿ヲ構へ、西漁丸二人教七
八人ツ、乗組毎年八月比罷越、翌年五月比迄在留之商ヒ
ハ乾鯛ノ網元入ヲシ、網子ノ者共へ仕入銀毎年前借仕置
乾鯛高取入ルナリ、網船ノ船頭支配人肥前ノ内ニ廿一人
有、一人前ニ網船七艘ツ、所持ス、其網船大サ六十石ヨ
リ四十石余迄ナリ、今度モ喜右衛門弟亀次郎カ西吉丸・
西漁丸兩艘ト網船七十五艘ヲ引上ケ方ニ用ヒシトイフ、
浮方用具ハ車大小凡百余、本柱二本海中へ建ル、本柱廿
二本・同添柱百卅二本・カス五千斤・藁イチヒ檜網ノ
類五千斤、諸雜費五百金計トナン、扱紅毛船浮上リシ後
委ニシレハ、彼ノ垢ノ潜リシ穴ハ数点ノ星ノコトキ物ナ
レト、千丈ノ堤モ蟻ノ一穴ニテ遂ニ沈ミ船トハ成シナリ、
ヤカテ修理ニ懸リ松杉長サ十三間ニ廻リ、杓丈計リヨリ

長サ七八間ニ廻リ六七尺迄ノ帆柱桁ノ材ヲ十四五本被下、
五月廿三日ニ蘭人ハ愛度ジャガタラサシテ乗帰リシトナ
リ（長崎訳士ノ話ニ、唐蘭へ年々渡ル所ノ銅三十六万三
四千貫目ナリ、唐ニハ銅少ク又日本ノ銅ヲ焼詰絞リ取り、
黄金アレトモ大國ナレハ、陸地ハ運送費用多ク、東南ノ
諸州ハ不便利ナリ、日本ハ大海コソ隔ツレ舟路往来自由
ニシテ利分ヨロシケレハ、我國へ買ニ來ルナリト云シハ
理リニ聞ユレト、例ノ唐譽ノ口声ナリ、実ニ銅ヨリ黄金
ヲ絞リ出ス事ナキニアラス、一斤ノ銅ヨリハ黄金百五六
十目ハ出ヘシトイフ、此積リニセハ二百五十万斤ノ銅ヨ
リハ黄金二百万両余モ取ラルヘク思ハル、其人アラハ試
ムヘシ、オノレラカシレル事ニアラス、因ニ云、諸國
ノ海底ニ沈ミシ金銀其數限りナカルヘシ、昔年長崎ノ神
ノ島ノ海底ニ沈ミシ阿馬港^{アマカハ}ノ蜜船ニハ銀式千六百貫目余
リモ有由ナレトモ、此海深サ三十五尋モ有テ、其底ナル
船内ノ物ナレハイカニ金ホシカル人モ得イロハテ有シニ、
寛永十三子年長崎ノ好運名・京師ノ水学名此兩人ノ者官
ノユルシヲ受、心力ヲ尽シ銀六百貫目上ケシニ、兩人何
事ヲカ争ヒケン、上ケ負セスシテ半途ニ其事ヤミシハイ

ト本意ナシ、其後承応三年ニモ長崎ノ乙名共集議シテ三貫目ハ上ケシカ、此モ次第二深泥ニ成今ニ至迄千七百貫目ノ銀海底ニ遣レルハ世ニモ惜キモノナリ、彼海神ノ御女豊玉姫、火々出見尊ヲ恨ミ賜ヒ、君カ許ヨリ妾カ所へ来シモノハ必還サシト誓ヒ賜ヒシヨリ、海陸通路絶テ此土ノ金銀ノ龍宮ノ宝ニナレルハ恨メシキ事ナラスヤ、扱此アマカハノ船トイフハ、慶長十年ニ有馬^(晴信)修理太夫殿ノ船^{此時肥前國島原ノ城主ナリ}広南へ渡ラントセシニ悪風ニ逢ヒ、アマカハへ漂着セシヲ蛮人共天ノ与へト喜ヒ、船中人モ打碎キ満船ノ宝共皆奪ヒ取タリ(此破ラレシ舟ハ香木ヲ求メニ遣ハサレシニテ、逃帰リシ者三人有シヲアマカハ人ハ知ラサリシナリ。此アマカハニハ波^{ホル}杜^{トル}瓦尔^カルノ者住居スルヨシニテ、昔年日本へ使者奉リシ時、西域惣兵巡海務事又ハ西域奉行天川港知府事ナト、称セシヨシナルハ和漢ノ事ニモ通達セシ者ト見ユ)、修理太夫殿此事ヲ聞キ口惜キ事ニ思ハレ、哀レ蛮船来レカシ、微塵ニナシ敵取テ恨ミハラサンモノヲト、官へ事ノ由ヲ申テ待レケルニ、四年過慶長十三年彼国ノ大蛮船例ノ大砲ヲキビシク備へ、数百ノ兵士ニテ長崎へ乗入レ交易セントセシヲ、有馬侯

江戸ニテ聞レ直ニ御暇申テ、夜ヲ日ニ繼テ長崎サシテ馳歸リ、蛮船打破ラント軍立セラレシニ、此時殿ノ領内ニ彼国ノ人ニ親キ者有テカクトシラセシカハ蛮人急ニ交易ノ財宝諸物取載セテ、東北ノ順風ニ帆ヲ揚ケ海上遙ニ馳出ス、殿モ手早ク軍船ニ取乘追懸ントセラレシカト、大船ニ順風、殊ニ日モ暮レ追止ン術ナク足スリシテ立レシカ、折節俄ニ風西南ニ變リ彼蛮船ヲ此方へ吹返シ香焼島ノ外海へヨリ来ル、蛮人モ大事トヤ思ヒケン、碇ヲ下シ火器ヲ備へテ敵ク待ハ輒ク攻ヨラン様モ見ヘサリシニ、殿急ニ島ノ内海ヨリ外海へ數十間ノ地ヲ掘通シ、小船ニ燒草積テ蛮船ノ後へ漕付、火ヲ放サレシカハヤカテ蛮船へ火移リ、サシモノ石火矢備モ防クニ手ナク、遂ニ空ク燒亡シタリ、昔人ハカク逸早キ勲功ヲナンナシ賜ヒケリ(此ハ長崎志ノ趣ナリ、又雜記ニハ蛮船吹返リシ時鉄砲ニテシハシ争ヒ、夜ニ入り殿蛮船へ飛入り短兵急ニ斬廻ラレシニ、蛮人モ船底ヨリ槍ヲ以テ突ク、焰硝ニ火ヲカケ、レハヤカテ蛮船打開キ、殿モ危カリシカ海ヨリ浮上リ身方ノ船ニ乗リ上ラレ、蛮船ハ遂ニ燒失タリ、殿ノ軍士モアマタ戰死セシカトモ思フマ、ニ敵取テ勇ミテ帰城

セラレ、其焼残リシ船今ニ神ノ島ノ海底ニ在ナリ、初二云銀積船是ナリ、此軍ノ始末ニ説イツレカ是ナラン、彼掘通サレシ跡ハ今ニアリトイヘリ、

八八七

台湾島略史（春乃舎集鈔）

台湾塔伽沙古 大宛 東寧（洋名ハモ一サ）

台湾ノ發跡ハ唐人モ定カニ知ラヌ由ナリ、明ノ嘉靖四十

二年ニ大將俞大猷賊林乾道ヲ攻ツメシカハ乾道詮方ナク

台湾へ遁入り、ソレヨリ占城（チヤンハン）へ渡リシコト見ユ、大カタ

海賊ノ巢穴ニナレル所ナリ、明ノ末天啓元年ノ比（日本元和元年）

顔思齊トイフ者日本ノ甲螺（カフツ）ト成（頭目トイフカコトシ、（七カ）

螺ヲ吹ク大先達カ和蘭ノコンフラトフルモ是ナルカ）其

頭ノ婦一ワヲ引入レテ（婦一ワハ此地ニ屯セシ時、適和蘭喜一郎カ）

陀人風便ニ船ヲヨセ此島ヲ借り住居セン事ヲ乞ヒ、日本

人へ八年々鹿ノ皮三万枚ツ、出スヘシト約束シ、赤嵌城（セキシ）

ヲ築キ大船ヲ海上ニ備ヘテ掎角ノ勢ヲ張レリ、和蘭陀人

元来大砲ヲヨクスレハ島人トモ恐レ帰伏シ、ヤカテ安平

ノ大港ニ大砲ヲ建テ土人ニ和蘭ノ横文字ヲ習ハセリ、

此ニ閩人鄭芝龍トイフ者海路ノ事ニ通達シ日本ノ地へ渡リ、翁氏ノ女ヲ妻トシ一人ノ子ヲ生ム（此時芝龍ハ改名シテ平戸一官トイフ、此子ハヤハリ国姓爺ニシテ初名ハ

森ト云、後ニ鄭成功トイヘリ、或ハ翁氏ヲ王氏ニ作リテ

親王家ノ女ナリトイヘリ、定メテ遊女ナルヘシ）、或年

此子供ヲツレテ帰国スル時台湾ハ虬龍ノ形ノコトシ、我

等父子万一時イタラス大望遂ケ難クハ此島ヲ隠レ家ニシ

世ヲヤスクセント云シカ、果シテ成功カ時清人ト江南ノ

戦ニ負ケ、厦門ニ軍ヲ駐メイカ、セント謀ルニ（一説ニ

厦門ハ国姓爺カ名付シ地名ナリ、日本ノ御屋形トイフ意

ナリトソ）、何娘トイフ者手引シテ此島ヲ帰シム（何娘

ハ日本ノ甲螺ナリトモ和蘭ノ通辭成トモイフ）、扱和蘭

人モコ、ヲセント、禦クニ時節ニヤ有ケン、鹿耳門ハ常

ニ遠浅大船ヲモ来ラシト心ユルセシニ、此時海潮俄ニ漲

リ高サ三丈余リ益タリ、国姓爺得タリト乗入レ蘭人ヲ安

平城へ攻ツメ、此地ハ我カ先王ノ御領ナレハ我等ニ帰ス

ヘシ、其方ノ財宝雜具一ツモ取マシ、皆持行トイフ、蘭

人モ此理ニ伏シ台湾ヲ引払フ、是ヨリ国姓爺此地ノ王ト

成、赤嵌城ヲ承天府トシ、台湾城ヲ安平鎮トシ、都テ東

都トイヘリ、其子鄭經ハ鷺江厦ニ都シ、叔父ノ世襲(成
功カ門母ノ弟カ)功カ門母ノ弟カ)カ陰謀ヲ察シテ逐出シ、自ラ天子ト称シ威勢ヲ振ヒシカ、其子克棟カ時康熙二十年(日本ノ天
和三年ニ当ル)清朝ヨリ靖海將軍施琅ヲシテ攻シメ、克棟降參シ京師ニ至リ軍將ト成、其地ハ台湾府ト改マリ、台湾県・鳳山県・諸羅県皆々代官持ニ成、福建ノ布政司ノ総支配タリトナム(飛虹伝トハ少シ異ナリ)、此後三十八年過テ朱一貴トイフ者乱ヲ發シ、大合戦ニ成台湾皆々陥リ、淡水營ノ守備陳策一人堅ク守リテ敗レサリシノミナリ、然レトモ朱一貴終ニ清朝ノ援軍ニ討負南海ヘ逃入り、行方知レストモ又鄉民トモ生捕テ出セシトモイフ(康熙六十年ノ事ナリ、靖台実録ト蒲明子カ訳本トハ異同アリ)、此後又一百十年程ヲ経テ乾隆五十八年癸丑ノ春(寛政五年ニ当ル)ヨリ兵乱、又台湾府彰化県ノ林文興トイフ者武秀才ニテ豪富ノ家ナリ、県ノ官人賄路私欲ヨリ時々非理ヲ云懸、終ニ文興ヲ入牢サセ其家財ヲ奪ハントス、此林氏カ一族従者モ多ク交友モ広ク、イツレモ口惜ク思ヒ、壬子ノ秋八月謀ヲ合セ党ヲ結ビ、牢獄ヲ打破リ文興ヲ篡ヒ出シ、結局県官ヲモ打殺シ、ソレヨリ争

乱ニ成八県ノ内ハヤ三県ヲ打取レリ、京師ノ討手諸州ノ援兵押寄ルニ、豪家ノ莊氏・戴氏皆林氏ニ加担シ数万ノ軍勢ト成、癸丑四月鳳山県ノ戦ニ官軍打勝トモ、五月台湾府ヘ攻ヨセラレテ敗走シ、南路ノ淡水竹塹等ノ戦ニハ林氏カ党大勢捕ハレ、七月初旬ニ毛南潭中洲ニテ又討負タリ、月ノ中旬淡水ノ軍ハ両方勝負ナク互ヒニラミ合フヨシ、八月初旬福建ノ船大將敏氏守備把総ノ兵二千人引率シ、軍船二千余艘ニテ南大橋ヨリ厦門サシテ押出ス、月ノ下旬欽差海氏・福氏両大將京都ヨリ下ラル、此福氏ハ乾隆帝ノ婿福州安カ弟ニテ、十九歳ニシテ總督ト成リ、前年甘肅ノ叛將ヲ攻メ平ラケ、嘉齊侯ニ封セラレ、今度大將軍シテ四品以下ノ賞罰ハ奏聞タニスレハ勅許ヲ待スシテ自在ニスルホトノ威權ノ人ナリ、此人ノ催促ニヨリ各省水陸ノ軍勢追々ニ集リニケル、中ニモ四川省ヨリ一千六百人ニ峻囉番シユンラノ兵四百人、此峻囉ハ山谷平地ノ如ク駆走ル多力ノ者ナレトモ、生質粗暴ニシテ路次ノ人ヲマテ害スル事有、因テ峻囉カ通行スル地方ハ婦女ヲ深クカクシ、大カタハ門戸ヲ閉ストナム、此乱ニヨリ三ヶ年各省ヨリ發遣スル兵凡ソ十万余、福建一省ニテモ一万六

千二余レリ、福建布政司ヨリノ糧祿四万兩余、福州ノ津口ヨリ運送セシ糧米凡ソ十万担、江西省ヨリ十五万担ト聞ユ、扱是ヨリマヘ文輿ハ彰化県大里村ノ山中ヘ深く入テ出合サリシ、福將軍一人六門ヲ相破リ大星ヘ攻ヨセ、徒党ノ者降參セハ罪ヲ赦シ本領安堵サスヘキ旨所々ヘ告知ラセラル、ニヨリ、林氏カ党追々心變リシ降ヲ乞フ者絶間ナシ、甲寅ノ春ニ成林氏カ家族大カタ捕ハレ、文輿モ北京ヘ檻送セラル、サレトモ莊氏ハ尚モ南路ニ支テ戰フヨシナリ、此後ノ事長崎人ニ手ヨリ聞スルニ、彼地イマダ靜ナラヌヨシ唐人モ蘭人モ云リ、是卯年ノ事ナリ(寛政七年ニ当ル、以上ハ琉球国ヨリ石曼子氏ヘ奉リシ書面ヲ摘ミ記ス。明史ニハ嘉靖ノ末ニ日本ノ海賊ヲ威南塘ニ打破リ、海賊トモ此台湾ヘ遁入りシトキ林乾道モ海賊ノ同類成シカ、此ハ淳泥ヘ至リ其海辺ヲ盜ミ住居シテ、其地ヲ道乾港ト名付シカモアリ、扱唐人ノ台湾ヘ渡リシ事ノ書物ニ見ヘシハ鄭和ナランカ、此人ノ台湾ニ生姜ヲ植置シ其地ニテ大官姜トイフヨシナリ、又崇禎八年ニ何楷トイフ人、海上ノ騒乱ハ紅毛人カ台湾ニ住居スルユヘナリ、此ヲ逐出スコソ良策ナレト其謀ライヒシ事有、此

何楷ハ詩經世本古義ナト作りシ人ナリ、唐人ノ台湾ヘ渡リシハ鄭和ヲ初トシ、台湾ヲ攻取シハ日本人ヲ初トスヘシ、地圖ノ事ハ台湾志ニ詳ナリトソ、因ニ云、国姓爺カ日本ヘ加勢ヲ乞ヒシトイフ事、飛虹伝ニハ日本ヘ援兵乞ハントテ賈船長李三貫ニ金子与ヘテ出帆サセシカ、洋中ニテ漂没シ日本ヘハ達セス、実ハ日本ヨリ加勢来レリトイヒフラシ、仮ニ倭兵ヲ造リ敵人ヲ懼ス策ナリシヨシナレト、万治元戊戌年六月廿四日台湾ノ国姓爺カ使者船一艘百四十七人乗組ノ援兵ヲ乞ヒ奉ルトテ、長崎ヘ着船シ献上物サ、ケシカトモ、御受ナクテ九月十二日空ク帰帆セシト云伝長崎志等、又夫ヨリマヘ承応元年ヤランニモ国姓爺カ父平戸一官ヨリ加勢ヲ乞シカトモ、ヤカテ福王(鄭芝龍カ取立シ親王ニテ弘光帝ト称ス)福州ヲ没落シ、一官モ城ヲ明退シカハ、援兵ノ事ハ止メラル、ノ旨九州ノ諸侯ヘ令セラレシト言伝ヘ、或諸侯ノ奉書ノ写シトイフモノニ、十月廿一日之奉書今月朔日致拜見候、然ハ依大明兵乱平戸一官就加勢之儀書翰雖指越候、宛名無御座、書表御不審多仍有之、長崎ヘ被遣 上使一官使者様子被成御尋、其上 仰出可有御座旨之処、先月四日從長崎書

状来着、福州之事件落居之由注進、此段在江之面々へ被仰聞候間、此元へモ可致承知旨云々夜雨、談等、又黃徵明トイフ者長崎鎮台へ書翰ヲ呈シ、加勢ノ事ヲ乞ヒ、其使黃芳欽トイフ者口達ノ趣モアレトモ、此事明朝ノ王ヨリ親ク乞ヒシニモアラヌカラ御取上ケナカリシト長崎人イヒ伝フ、此黃徵明ハイカナル人ナリケン、平戸一官ト同時カ、マタ万治元年ニ来リシ国姓爺カ使者船トイフハ此黃芳欽カ、ソレハイツレニモセヨ国姓爺父子トモ乞援ノ事アリシ様ナルハチト疑ハシ、尚考フヘキ事アリ、浪華ノ兼葭堂主人カ藏書ニ、鄭成功カ朱舜水先生へ寄書シテ乞援ノ事ヲ載セシモノ有、其墨本贈ラレテオノレ持タリシカ、偽物成ヨシイフ人多カリキ、又台湾人ノ 皇国へ来リシハ寛永四年十一月理加トイフモノナリ、参拝ノ事アリ、
下略、

八八八

和蘭陀人

清人ノ和蘭陀人ヲ評シテ身ハ長ク心ハ細ナリトイヒシハ、種々ノ器物ヲ巧造シ天文地理ノ事迄精細ナレハヨクカナ

ヘルヲ、或人ハ身モ長ク心モ太シト云シハ更ニ咲シ、蘭人ステニ台湾ヲ引弘ヒ国姓爺ニ逐ハレテ普陀落山へ乱入シ、大小ノ佛像トモ大砲ヲ以テ悉ク打碎キ、像中ニツメタル金銀財宝銅鐘ノ類迄不殘奪ヒ取、大船二積西南海中ノ崑崙へ押寄ル、此崑崙トイフハ大小二山対峙シ、大西洋ヨリ唐土・日本等へ渡り来ル中途船懸リ便利ノ島山ナリ、此山ハ元来神山ニシテ人民ナク、只龍ノミ住ルヲ蘭人オノガ物ニセント攻登ルニ、龍モ蘭人ノ狼藉ヲ怒リ山へ少シモヨセイケネハ、蘭人例ノ大砲ヲ発シ龍ト闘フ事数十日、サレト終ニ勝事ナラス引帰ス(此コンロンハ鬼奴ニテアフリ国ナリ、龍トイフモ鬼奴ノ頭ナルヘシト或人云リ、又コンロン人ノ日本へ渡り来リシコトハイト古シ、桓武帝ノ延暦十八年異国人三河国へ漂着ス、唐人トモコレヲ見テコンロン人ト評セラレト、其人ミツカラ天竺人ナリトイフ、明年此コンロン人カ持来シ綿種ヲ南海西海ノ諸州へ賜ハリ、植サセ賜ヒシ事アリ、コンロンハ天竺ノ西南ノ海島ナレハ天竺人トイヒシ成ヘシ)、神龍ノ住所ヲ奪ハントスルノミカ、普陀落山ハ唐土第一ノ靈場ナリ一名梅、岑ト云、天竺ノ人モ南海ニ朝シ活仏ヲ拜スルトテ巡礼ス

ルハ此山ノ観音大士計リナルヲ、カハカリ狼藉スル蘭人
ヲ心細ナリトハ云難シ、去年蘭人江戸ヨリ帰リカケ、銅
鉄ノ小仏像ヲ數限リナク買求メタルヲ見テ何ノ為ソト問
ハ、価ノイト安キ物ユヘ本国ヘ土産ニシ、小児等カ翫ヒ
物ニスルナリト云リ、此ヲ聞人眉ヲ蹙メツレト、彼普陀
落山ヲ攻シ手際ニ比スレハ何ノモノカハ、○因ニ云、唐
土ニテ銅鉄モテ像ヲ鑄ル事、其初メ天竺人ニ倣ヒシ様ニ
イヘレトクワシカラス（漢ノ武帝ノ時、休屠王カ天ヲ祭
ル金人ヲ得ラレシヨリ始ルトイフ）、越王勾踐忠臣范蠡
カ功成名遂ケテ身退クハ天ノ道ナリト、扁舟ニ竿サシ五
湖ニ浮ヒ行方知レサルヲ歎キ、鑄工ニ命シテ其像ヲ鑄サ
セ、臣下ヲ引ツレ朝夕拝礼セシ事アリ、是漢武帝ノ金人
ヲ得ラレシヨリ三四百年前ノ事ナリ、又此得ラレシ金人
ヲ仏像ナリト思フモ誤ナリ、或人法盈記ヲ引テ竺王自在
天ヲ祠ル、黄金ヲ身ト為シ、頗梨ビイドロヲ眼ト為シ、此像ヲ号
ケテ伐蘇盤豆ト為ストアレハ、自在天ノ像ナリト云リ、
又日本ニテ仏像ノ眼中ヘ珠玉ヲ填ムル事ハ運慶以後ノ事
ニテ、古代ニハナキ事ナリト、此モ或人ノ説ナリ、

八八九

朝鮮征伐

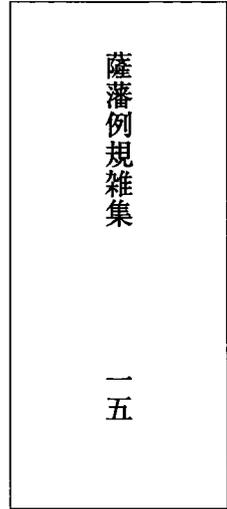
太閤朝鮮ノ軍ニ明朝ノ大臣其天子ヘ急報ヲ奉リ、倭王閔
白大軍ヲ發シ、十万ハ広ニ入り、十万ハ閔ニ、十万ハ淮
ニ入り、十万ハ山東ニ入り、十万ハ天津ニ入レリ、イカ、
セント奏スルヲ聞君臣色ヲ失ヒシニ、一人カイヘラク、
閔白六十余州ニ主ト成ナカラ歎何難穴即擒思フテモ、見
ヨ一州ヨリ一万ツ、ノ人數ヲ出サハ守城ノ兵看家ルメノ男田
地ノ耕作ヲ誰カハスル、難道イカテメツク孟浪ニ六十万人ヲ發シテ海
ヲ渡リ来ランヤト云シ、敵ナカラモ小賢キ計量様ナリ、
太閤聞賜ハ、口惜ク思ヒ賜ハンカシ漢體、マタ其時一人
有テ朝鮮ハ朝鮮ニシテ、我ハ軍船二千余艘ヲ造リ精兵二
十方ヲ選ヒ彼カ空虚ニ乘リ、彼カ空目意ニ出テ軍ヲ要地ニ
出シ、直ニ閔白カ居所ヘ向ハント乞シ、実ニ批亢擣虚ノ
策ニシテ敵ナカラモ小賢シキ云様ナリ、太閤聞賜ハ、心
ニク、思ヒ賜ハンカシ國書、此時明朝ニハ我カ兵勢ニ恐
レ、君臣驚愕シテ出サン所ヲ知ラス、京師戒嚴スルナト
彼國ノ書ニアマタ見ヘタリ（戒嚴トハ敵ノ攻来ル用心ニ
城門ヲ閉テ兵卒守備スルホトノ事ナリ）、唐土ハオロカ

八九〇	(卷之十一 五八二号文書に同じ、本文略)	九〇三	(卷之十一 五九五号文書に同じ、本文略)
八九一	(卷之十一 五八三号文書に同じ、本文略)	九〇四	(卷之十一 五九六号文書に同じ、本文略)
八九二	(卷之十一 五八四号文書に同じ、本文略)	九〇五	(卷之十一 五九七号文書に同じ、本文略)
八九三	(卷之十一 五八五号文書に同じ、本文略)	九〇六	(卷之十一 五九八号文書に同じ、本文略)
八九四	(卷之十一 五八六号文書に同じ、本文略)	九〇七	(卷之十一 五九九号文書に同じ、本文略)
八九五	(卷之十一 五八七号文書に同じ、本文略)	九〇八	(卷之十一 六〇〇号文書に同じ、本文略)
八九六	(卷之十一 五八八号文書に同じ、本文略)	九〇九	(卷之十一 六〇一号文書に同じ、本文略)
八九七	(卷之十一 五八九号文書に同じ、本文略)	九一〇	(卷之十一 六〇二号文書に同じ、本文略)
八九八	(卷之十一 五九〇号文書に同じ、本文略)	九一一	(卷之十一 六一一号文書に同じ、本文略)
八九九	(卷之十一 五九一号文書に同じ、本文略)	九一二	(卷之十一 六一八号文書に同じ、本文略)
九〇〇	(卷之十一 五九二号文書に同じ、本文略)	九一三	(卷之十 五一九号文書に同じ、本文略)
九〇一	(卷之十一 五九三号文書に同じ、本文略)	九一四	(卷之十 五二〇号文書に同じ、本文略)
九〇二	(卷之十一 五九四号文書に同じ、本文略)	九一五	(卷之十 五二一号文書に同じ、本文略)
		九一六	(卷之十 五二二号文書に同じ、本文略)
		九一七	(卷之十 五二三号文書に同じ、本文略)
		九一八	(卷之十 五二四号文書に同じ、本文略)
		九一九	(卷之十 五二五号文書に同じ、本文略)
		九二〇	(卷之十 五二六号文書に同じ、本文略)
		九二一	(卷之十 五二七号文書に同じ、本文略)

此兵威ハ歐羅巴諸国ヘモ鳴リ轟キシト見ヘ、近年来リシ彼国ノ人モ此公ノ威名ヲ申出テ、尚其詳ナル事ヲ聞セ賜ヘト乞シヨシナリ、公ノ大武ハイト速キ事ナリ(此ハ朝鮮ヨリ韃靼ヘ震動シ、韃靼ヨリ歐羅巴東偏ノ諸国ヘ震動セシナラン)、

- 九二二 (卷之十 五二八号文書に同じ、本文略)
- 九二三 (卷之十 五二九号文書に同じ、本文略)
- 九二四 (卷之十 五三〇号文書に同じ、本文略)
- 九二五 (卷之十 五三一号文書に同じ、本文略)
- 九二六 (卷之十 五三二号文書に同じ、本文略)
- 九二七 (卷之十 五三三号文書に同じ、本文略)
- 九二八 (卷之十 五三四号文書に同じ、本文略)
- 九二九 (卷之十 五三五号文書に同じ、本文略)
- 九三〇 (卷之十 五三六号文書に同じ、本文略)
- 九三一 (卷之十 五三七号文書に同じ、本文略)
- 九三二 (卷之十 五三八号文書に同じ、本文略)
- 九三三 (卷之十 五三九号文書に同じ、本文略)
- 九三四 (卷之十 五四〇号文書に同じ、本文略)
- 九三五 (卷之十 五四一号文書に同じ、本文略)
- 九三六 (卷之十 五四二号文書に同じ、本文略)
- 九三七 (卷之十 五四三号文書に同じ、本文略)
- 九三八 (卷之十 五四四号文書に同じ、本文略)
- 九三九 (卷之十 五四五号文書に同じ、本文略)

(表紙)



薩藩例規雜集一五

目錄

(以下三行、本文より補)

薩隅日三州繪図調製

物価

勸農令

官位御礼物 (令条記鈔)

御供人数服式

御乗物

(御儉約御年限中着服 (享和元年酉六月))

奥向式服

公義年中式服

御紋之由緒

御簾中御紋所

御道具看板類標

紋章令及ヒ由緒

衣服定 付裳服乘輿佩物

御官服

御式服

諸士式服

御家御官位

薩藩例規雜集一五

九四〇

薩隅日三州繪図調製

元禄十一年寅十月九日島津主計殿ヨリ御領国繪図調製

方被仰渡候覚書

一間繩ノ事、

一 此度ノ間繩老間六尺三寸完ニ拾間繩ニ為相調候、濡候時ハ繩縮、干候時ハ延候由候間、一日三度モ間竿

ヲ当繩可相改事、

一 繪圖ノ表道程ノ事、

一 壹里ヲ壹尺式寸ニ可被記事、

一 針本ノ事、

一 針本ハ其所ノ麓御制札被立置候所ヨリ可有方立候、

勿論針本ニ成^マ□ハ御制札ノ体繪圖ニ可被記事、

一 境引ノ事、

一 国境ハ墨ヲ以可為壹分半筋事、

一 郡境ハ墨ヲ以可為壹分筋事、

一 外城境ハ渋色ノ可為八厘ン筋事、

一 道ノ事、

一 大道ハ朱ヲ以八里ン筋、脇違ハ朱ニテ分、中筋^(杖カ)辺士

道朱ニテ筋ヨリ少ク可有筋引事、

一 壹里塚(三十六丁)ハ墨ヲ以道ノ左右ニ星ヲ可被記事、

荒地申請直段 抱地願

一 荒地田方

本竿

壹畝付

遠方拾八畝
中廿七畝
近方三十六畝

五升

一同畠方

壹畝付

大豆壹升

右郡方□換ノ段承候、

享保元年丙申七月三日

遠方右同段
中同斷
近方同斷

九四一 (卷之五十八) 四五二六号文書に同じ、本文略)

九四二 (卷之五十八) 四五二七号文書に同じ、本文略)

九四三 (卷之五十八) 四五二八号文書に同じ、本文略)

九四四 (卷之五十八) 四五二九号文書に同じ、本文略)

九四五 (卷之五十八) 四五三〇号文書に同じ、本文略)

九四六 (卷之五十八) 四五三一号文書に同じ、本文略)

九四七 (卷之五十八) 四五三四号文書に同じ、本文略)

九四八 (卷之五十八) 四五三五号文書に同じ、本文略)

九四九 (卷之五十八) 四五三六号文書に同じ、本文略)

九五〇 (卷之五十八) 四五三六号文書に同じ、本文略)

九五一 (卷之五十八) 四五三三三号文書に同じ、本文略)

九五二 (卷之五十八) 四五三七号文書に同じ、本文略)

九五三 (卷之五十八) 四五三八号文書に同じ、本文略)

九五四	(卷之五十八 四五三九号文書に同じ、本文略)	九七三	(卷之五 二四二号文書に同じ、本文略)
九五五	(卷之五十八 四五四〇号文書に同じ、本文略)	九七四	(卷之五 二四三号文書に同じ、本文略)
九五六	(卷之五十八 四五四一号文書に同じ、本文略)	九七五	(卷之五 二四四号文書に同じ、本文略)
九五七	(卷之五十八 四五四二号文書に同じ、本文略)	九七六	(卷之五 二四五号文書に同じ、本文略)
九五八	(卷之五十八 四五四三号文書に同じ、本文略)	九七七	(卷之五 二四六号文書に同じ、本文略)
九五九	(卷之五十八 四五四四号文書に同じ、本文略)	九七八	(卷之五 二四七号文書に同じ、本文略)
九六〇	(卷之五十八 四五四五号文書に同じ、本文略)	九七九	(卷之五 二四八号文書に同じ、本文略)
九六一	(卷之五十八 四五四六号文書に同じ、本文略)	九八〇	(卷之五 二四九号文書に同じ、本文略)
九六二	(卷之五十八 四五四七号文書に同じ、本文略)	九八一	(卷之五 二五〇号文書に同じ、本文略)
九六三	(卷之五十八 四五四八号文書に同じ、本文略)	九八二	(卷之五十九 四四八八号文書に同じ、本文略)
九六四	(卷之五十八 四五四九号文書に同じ、本文略)	九八三	(卷之三十三 二二五七号文書に同じ、本文略)
九六五	(卷之五十八 四五五〇号文書に同じ、本文略)	九八四	(卷之三十三 二二五八号文書に同じ、本文略)
九六六	(卷之五十八 四五五一号文書に同じ、本文略)	九八五	(卷之三十三 二二五九号文書に同じ、本文略)
九六七	(卷之五十八 四五五二号文書に同じ、本文略)	九八六	(卷之三十三 二二六〇号文書に同じ、本文略)
九六八	(卷之五十八 四五五三号文書に同じ、本文略)	九八七	(卷之三十三 二二六一号文書に同じ、本文略)
九六九	(卷之五十八 四五五四号文書に同じ、本文略)	九八八	(卷之三十三 二二二七号文書に同じ、本文略)
九七〇	(卷之五十八 四五五五号文書に同じ、本文略)	九八九	(卷之三十三 二二二八号文書に同じ、本文略)
九七一	(卷之五 二四〇号文書に同じ、本文略)	九九〇	(卷之三十三 二二二九号文書に同じ、本文略)
九七二	(卷之五 二四一号文書に同じ、本文略)	九九一	(卷之三十三 二二三〇号文書に同じ、本文略)

九九二	(卷之三十三	一一二二	一号文書に同じ、本文略)	一〇二一	(卷之三十三	二二四〇	号文書に同じ、本文略)
九九三	(卷之三十三	一一二二	二号文書に同じ、本文略)	一〇二二	(卷之三十三	二二四一	号文書に同じ、本文略)
九九四	(卷之三十三	一一二三	三号文書に同じ、本文略)	一〇二三	(卷之三十三	二二四二	号文書に同じ、本文略)
九九五	(卷之三十三	一一二四	四号文書に同じ、本文略)	一〇二四	(卷之三十三	二二四三	号文書に同じ、本文略)
九九六	(卷之三十三	一一二五	五号文書に同じ、本文略)	一〇二五	(卷之三十三	二二四四	号文書に同じ、本文略)
九九七	(卷之三十三	一一二六	六号文書に同じ、本文略)	一〇二六	(卷之三十三	二二四五	号文書に同じ、本文略)
九九八	(卷之三十三	一一二七	七号文書に同じ、本文略)	一〇二七	(卷之三十三	二二四六	号文書に同じ、本文略)
九九九	(卷之三十三	一一二八	八号文書に同じ、本文略)	一〇二八	(卷之三十三	二二四七	号文書に同じ、本文略)
一〇〇〇	(卷之三十三	一一二九	九号文書に同じ、本文略)	一〇二九	(卷之三十三	二二四八	号文書に同じ、本文略)
一〇〇一	(卷之三十三	一一三〇	号文書に同じ、本文略)	一〇二〇	(卷之三十三	二二四八	号文書に同じ、本文略)
一〇〇二	(卷之三十三	一一三一	一号文書に同じ、本文略)	一〇二一	(卷之三十三	二二五〇	号文書に同じ、本文略)
一〇〇三	(卷之三十三	一一三二	二号文書に同じ、本文略)	一〇二二	(卷之六十五	四八九	八号文書に同じ、本文略)
一〇〇四	(卷之三十三	一一三三	三号文書に同じ、本文略)	一〇二三	(卷之六十六	五一六	六号文書に同じ、本文略)
一〇〇五	(卷之三十三	一一三四	四号文書に同じ、本文略)	一〇二四	(卷之六十六	五一七	七号文書に同じ、本文略)
一〇〇六	(卷之三十三	一一三五	五号文書に同じ、本文略)	一〇二五	(卷之三十三	二二七一	一号文書に同じ、本文略)
一〇〇七	(卷之三十三	一一三六	六号文書に同じ、本文略)	一〇二六	(卷之三十三	二二七二	二号文書に同じ、本文略)
一〇〇八	(卷之三十三	一一三七	七号文書に同じ、本文略)	一〇二七	(卷之三十三	二二七三	三号文書に同じ、本文略)
一〇〇九	(卷之三十三	一一三八	八号文書に同じ、本文略)	一〇二八	(卷之三十三	二二七四	号文書に同じ、本文略)
一〇一〇	(卷之三十三	一一三九	号文書に同じ、本文略)	一〇二九	(卷之三十三	二二七五	号文書に同じ、本文略)

一〇三〇	(卷之三十三 二二七六号文書に同じ、本文略)	一〇四九	(卷之三十三 二二九五号文書に同じ、本文略)
一〇三一	(卷之三十三 二二七七号文書に同じ、本文略)	一〇五〇	(卷之三十三 二二九六号文書に同じ、本文略)
一〇三二	(卷之三十三 二二七八号文書に同じ、本文略)	一〇五一	(卷之三十三 二二九八号文書に同じ、本文略)
一〇三三	(卷之三十三 二二七九号文書に同じ、本文略)	一〇五二	(卷之三十三 二二九七号文書に同じ、本文略)
一〇三四	(卷之三十三 二二八〇号文書に同じ、本文略)	一〇五三	(卷之三十三 二二九九号文書に同じ、本文略)
一〇三五	(卷之三十三 二二八一号文書に同じ、本文略)	一〇五四	(卷之三十三 二二〇〇号文書に同じ、本文略)
一〇三六	(卷之三十三 二二八二号文書に同じ、本文略)	一〇五五	(卷之三十三 二二〇一号文書に同じ、本文略)
一〇三七	(卷之三十三 二二八三号文書に同じ、本文略)	一〇五六	(卷之三十三 二二〇二号文書に同じ、本文略)
一〇三八	(卷之三十三 二二八四号文書に同じ、本文略)	一〇五七	(卷之三十三 二二〇三号文書に同じ、本文略)
一〇三九	(卷之三十三 二二八五号文書に同じ、本文略)	一〇五八	(卷之三十三 二二〇四号文書に同じ、本文略)
一〇四〇	(卷之三十三 二二八六号文書に同じ、本文略)	一〇五九	(卷之三十三 二二〇五号文書に同じ、本文略)
一〇四一	(卷之三十三 二二八七号文書に同じ、本文略)	一〇六〇	(卷之三十三 二二〇六号文書に同じ、本文略)
一〇四二	(卷之三十三 二二八八号文書に同じ、本文略)	一〇六一	(卷之三十三 二二〇七号文書に同じ、本文略)
一〇四三	(卷之三十三 二二八九号文書に同じ、本文略)	一〇六二	(卷之三十三 二二〇八号文書に同じ、本文略)
一〇四四	(卷之三十三 二二九〇号文書に同じ、本文略)	一〇六三	(卷之三十三 二二〇九号文書に同じ、本文略)
一〇四五	(卷之三十三 二二九一号文書に同じ、本文略)	一〇六四	(卷之三十三 二二一〇号文書に同じ、本文略)
一〇四六	(卷之三十三 二二九二号文書に同じ、本文略)	一〇六五	(卷之三十三 二二一一号文書に同じ、本文略)
一〇四七	(卷之三十三 二二九四号文書に同じ、本文略)	一〇六六	(卷之三十三 二二一二号文書に同じ、本文略)
一〇四八	(卷之三十三 二二九三号文書に同じ、本文略)	一〇六七	(卷之三十三 二二一二三号文書に同じ、本文略)

- 一〇六八 (卷之三十三 二二一四号文書に同じ、本文略)
- 一〇六九 (卷之三十三 二二一五号文書に同じ、本文略)
- 一〇七〇 (卷之三十三 二二一六号文書に同じ、本文略)
- 一〇七一 (卷之五十九 四五八五号文書に同じ、本文略)
- 一〇七二 (卷之五十九 四五八六号文書に同じ、本文略)
- 一〇七三 (卷之五十九 四五八七号文書に同じ、本文略)

ろ 道理あり止む事を得ん軍こそ

かならず勝てずとくるなり

は 始より終るときまでた、かいは

た、鉄砲の業にけつげよ

に 西をせめ東をおそふ智謀より

まつ正兵の実をそなゑよ

ほ 方円にしたかふ水の形をは

軍のミちの全体としれ

へ へたてたる方より越して敵の横

後陣をくつす火器を用ひよ

と 遠きより近くす、ミて打をこそ

騎馬鉄砲のわさとさたむる

ち 近々と敵をうけてそ城内に

ふくむきほいの当りつよけれ

り 龍田備その源は千早振る

神よりおこる雲は八重壘

ぬ 抜かけのありて軍の根ミたる、い

武士を伍法にくまんゆへなり

る 類を出て衆にすくる、働ハ

を 教こミ鍛鍊させて置へきは

鉄砲のわさ七難の術

わ 分けくばり前後左右に備ゆとも

一ツにむすべ奇正救応

か 懸けてまつ折敷く間にハ必ずも

兵氣やしのふ業を用ひよ

よ 寄て又寄せらる、へき方便あり

攻ると守るともに一法

た 大小の鉄砲火器を一隊に

そなへて是を遊軍とせよ

れ 歴然と見へし備の形より

内の虚実をはかり知るべし

そ それくゝの利方ハあれと武勢にハ

まつ鉄砲を最上とせよ

つ 拙くもはやく勝をハ決すべし

久しきたくみわさわいの本

ね ねらい打的となるべし味方には

旗さしものを多く用ゆな

な 名をもすて罪をいとわず一筋に

君をたすけて民をあわれめ

ら 乱軍になりたる時も鉄砲に

業をもたする事を肝要

む 無法なる賞を施す事もた、

兵をす、むるときはの権謀

う 後ろよりとなふく越し矢に働くハ

小荷駄遊軍將の旗本

る 勢のはつみぬけすはおのずから

節ハ短しかくつもるものなり

の 遁れざる死地にはまれは大将の

下知に士卒ハ付くものとしれ

お 恩と信仁をくわへて使いなは

士卒ハ恥を知りていさまん

く くりす、む又引分る間配りハ

先き鉄砲にまかせおくへし

や 鎗合そつまた、ちを打ひしく

わざになそなへを堅め鉄砲

まつ事も地形と敵によるなれと

か、りて先々を奪ふこそよき

け 形勢を我ものにせハおのつから

勝つべきわざは敵に出なん

ふ 伏せかくす間火の術と薩武者ハ

無事の軍と用ゆとするべし

こ 腰指ハせよ士卒の印にて

急なる時の用を兼ねべし

え 益もなき軍配破る大将は

か、わるよりも愚なりけり

て 敵付きを不堅固にして置にこそ

寄手を殺す助けとはある

あ 足並の静に揃ひうつむきて

しくらミかゝる敵は実なり

さ さわき立場所を静に大将は

勇威きひしく采配をせよ

き 奇と正と形になつみ巧みなハ

軍を乱し勝を引くへし

ゆ 弓と鎗一ツに雑へ組てこそ

互に業の利をは助けん

め 名将の用ひおきたる軍術も

跡ツになりまは死法なるべし

み 見切をは早く決してもの前は

詞少く下知を定めよ

し 城かまへ地形ケシの横矢取らんより

火器大小のくわりドよくせよ

ゑ 鋭気をは打挫きたる蹟たへす

付け鉄砲のつかいはなすな

ひ 火箭ロウ火攻機節をしらず用ナひるは

おのれか勝を敵にあたまス

も 本よりも形なけれハそなへ組

時トキと所トコロによりて転用クせよ

せ 正兵の無きにひとしく当アるこそ

敵の不意なるところあるイッへし

す 住サわふる世をも厭ウわすなからへて

ふた、ひ君ミか御代ナシをは仰オかん

右之四十七首講観密法印之添削而改之、

月叟伝心翁

慶長十四年己酉晦日於高野山記之、

一慶長二十年乙卯五月 日伝之、

西村惣長宗

一寛永十三年丙子十二月 日伝之、

大江兵部忠明

一天和二年壬戌九月 日伝之、

和田元真ケ子

一同 十二月 日伝之、

須藤一柳子

須藤隼人昌時

一宝曆十一年辛巳歲孟夏日

徳田爲興ケ子

此書、于時慶応元年乙丑五月十五日写之もの也、

市来広親謹書

一〇八五 (卷之五十五 四三四〇号文書に同じ、本文略)

一〇八六 (卷之五十五 四三四一号文書に同じ、本文略)

一〇八七 (卷之五十五 四三四二号文書に同じ、本文略)

一〇八八 (卷之五十五 四三四三号文書に同じ、本文略)

一〇八九 (卷之五十五 四三四四号文書に同じ、本文略)

一〇九〇 (卷之五十五 四三四五号文書に同じ、本文略)

一〇九一	(卷之五十五 四三四六号文書に同じ、本文略)	一一一〇	(卷之五十五 四三六五号文書に同じ、本文略)
一〇九二	(卷之五十五 四三四七号文書に同じ、本文略)	一一一一	(卷之五十五 四三六六号文書に同じ、本文略)
一〇九三	(卷之五十五 四三四八号文書に同じ、本文略)	一一一二	(卷之五十五 四三六七号文書に同じ、本文略)
一〇九四	(卷之五十五 四三四九号文書に同じ、本文略)	一一一三	(卷之五十五 四三六八号文書に同じ、本文略)
一〇九五	(卷之五十五 四三五〇号文書に同じ、本文略)	一一一四	(卷之五十五 四三六九号文書に同じ、本文略)
一〇九六	(卷之五十五 四三五一号文書に同じ、本文略)	一一一五	(卷之五十五 四三七〇号文書に同じ、本文略)
一〇九七	(卷之五十五 四三五二号文書に同じ、本文略)	一一一六	(卷之五十五 四三七一号文書に同じ、本文略)
一〇九八	(卷之五十五 四三五三号文書に同じ、本文略)		
一〇九九	(卷之五十五 四三五四号文書に同じ、本文略)		
一一〇〇	(卷之五十五 四三五五号文書に同じ、本文略)		
一一〇一	(卷之五十五 四三五六号文書に同じ、本文略)		
一一〇二	(卷之五十五 四三五七号文書に同じ、本文略)		
一一〇三	(卷之五十五 四三五八号文書に同じ、本文略)		
一一〇四	(卷之五十五 四三五九号文書に同じ、本文略)		
一一〇五	(卷之五十五 四三六〇号文書に同じ、本文略)		
一一〇六	(卷之五十五 四三六一号文書に同じ、本文略)		
一一〇七	(卷之五十五 四三六二号文書に同じ、本文略)		
一一〇八	(卷之五十五 四三六三号文書に同じ、本文略)		
一一〇九	(卷之五十五 四三六四号文書に同じ、本文略)		

薩藩例規雜集

一七

薩藩例規雜集一七

薩藩例規雜集一七

目錄

諸浦御奉公並万ツ上納物定浦御高
札場 (御船奉行上申)

半浦

半浦並両役兼帯ノ浦々

浦人体並船数ノ事

浦作職高

長崎制札

御堀札

江戸六ヶ所札寸法之事

札立所之事

摂州天王寺制札

一一一七	(卷之六十)	四六〇六号文書に同じ、本文略
一一一八	(卷之六十)	四六〇七号文書に同じ、本文略
一一一九	(卷之六十)	四六〇八号文書に同じ、本文略
一一二〇	(卷之六十)	四六〇九号文書に同じ、本文略
一一二一	(卷之六十)	四六一〇号文書に同じ、本文略
一一二二	(卷之六十)	四六一一号文書に同じ、本文略
一一二三	(卷之六十)	四六一二号文書に同じ、本文略
一一二四	(卷之六十)	四六一三号文書に同じ、本文略
一一二五	(卷之六十)	四六一四号文書に同じ、本文略
一一二六	(卷之六十)	四六一五号文書に同じ、本文略
一一二七	(卷之六十)	四六一六号文書に同じ、本文略
一一二八	(卷之六十)	四六一七号文書に同じ、本文略
一一二九	(卷之六十)	四六一八号文書に同じ、本文略
一一三〇	(卷之六十)	四六一九号文書に同じ、本文略

一一三一	(卷之六十	四六二〇号文書に同じ、本文略)	一一五〇	(卷之六十	四六三九号文書に同じ、本文略)
一一三二	(卷之六十	四六二一号文書に同じ、本文略)	一一五一	(卷之六十	四六四〇号文書に同じ、本文略)
一一三三	(卷之六十	四六二二号文書に同じ、本文略)	一一五二	(卷之六十	四六四一号文書に同じ、本文略)
一一三四	(卷之六十	四六二三号文書に同じ、本文略)	一一五三	(卷之六十	四六四二号文書に同じ、本文略)
一一三五	(卷之六十	四六二四号文書に同じ、本文略)	一一五四	(卷之六十	四六四三号文書に同じ、本文略)
一一三六	(卷之六十	四六二五号文書に同じ、本文略)	一一五五	(卷之六十	四六四四号文書に同じ、本文略)
一一三七	(卷之六十	四六二六号文書に同じ、本文略)	一一五六	(卷之六十	四六四五号文書に同じ、本文略)
一一三八	(卷之六十	四六二七号文書に同じ、本文略)	一一五七	(卷之六十	四六四六号文書に同じ、本文略)
一一三九	(卷之六十	四六二八号文書に同じ、本文略)	一一五八	(卷之六十	四六四七号文書に同じ、本文略)
一一四〇	(卷之六十	四六二九号文書に同じ、本文略)	一一五九	(卷之六十	四六四八号文書に同じ、本文略)
一一四一	(卷之六十	四六三〇号文書に同じ、本文略)	一一六〇	(卷之六十	四六四九号文書に同じ、本文略)
一一四二	(卷之六十	四六三一号文書に同じ、本文略)	一一六一	(卷之六十	四六五〇号文書に同じ、本文略)
一一四三	(卷之六十	四六三二号文書に同じ、本文略)	一一六二	(卷之六十	四六五一号文書に同じ、本文略)
一一四四	(卷之六十	四六三三号文書に同じ、本文略)	一一六三	(卷之六十	四六五二号文書に同じ、本文略)
一一四五	(卷之六十	四六三四号文書に同じ、本文略)	一一六四	(卷之六十	四六五三号文書に同じ、本文略)
一一四六	(卷之六十	四六三五号文書に同じ、本文略)	一一六五	(卷之六十	四六五四号文書に同じ、本文略)
一一四七	(卷之六十	四六三六号文書に同じ、本文略)	一一六六	(卷之六十	四六五五号文書に同じ、本文略)
一一四八	(卷之六十	四六三七号文書に同じ、本文略)	一一六七	(卷之六十	四六五六号文書に同じ、本文略)
一一四九	(卷之六十	四六三八号文書に同じ、本文略)	一一六八	(卷之六十	四六五七号文書に同じ、本文略)

一一六九 (卷之六十) 四六五八号文書に同じ、本文略

一一七〇 (卷之六十) 四六五九号文書に同じ、本文略

一一七一 (卷之六十) 四六六〇号文書に同じ、本文略

一一七二 (卷之六十) 四六六一号文書に同じ、本文略

一一七三 (卷之六十) 四六六二号文書に同じ、本文略

一一七四 (卷之六十) 四六六三号文書に同じ、本文略

一一七五 (卷之六十) 四六六三の1号文書に同じ、本文略

一一七六

長崎制札(御船奉行上申)

禁制 肥前国長崎

一伴天連日本へ乗渡事、

日本之武器異国へ持渡事、

奉書船之外日本へ異国ヨリ渡海ノ事、

付、日本住居ノ異国人同前ノ事、

右条々、於違犯之族者可処^(被カ)嚴科者也、仍執達如件、

寛永十一年五月廿八日 奉行

一一七七

御堀札(同上、以下ハ同紙ニ在リ)

一此堀ニテ舟ヨリ荷物揚ノ船^(時脱カ)ヲ岸際ニツケ、御堀ヘチリ

アクタ不落ヤウニ可仕候事、

付、荷物揚之候輩者跡急度可払除事、

一^(大船カ)公船ノ荷物出入三日ノ内ニ可揚之、小船者翌日ヲカキ

ルヘシ、明船久敷不可懸置、荷物アケハコフニ於テハ

早速可相戻、并荷物舟場ニ長クツミ置ヘカラサル事、

付、商舟一切入ヘカラサル事、

一^(浦一カ)所々ヨリチリアクタ船ニテ捨所、永代島高札ヲ立置候

間彼島ニ遣シ可捨候、若道筋ニ於テ捨候者夜船ニテ遣

ス儀停止タルヘキ事、

右条々可相守之、若違背族在之者可被行曲事、近所辻

番之者可改候、自然荷物揚場之儀相背者於有之者可処

罪科也、

万治元年十二月 日 奉行

一一七八

江戸六ヶ所札寸法之事(同上)

一 伝馬札 長八尺五寸 八尺

山高式尺一寸 二尺一寸五分

一 御仕置札 長七尺八寸 七尺五分

山高壹尺九寸 同

一 毒藥札 長七尺三寸 同

山高壹尺八寸 同

一 火事制札 長四尺八寸

山高一尺五寸五分

一 増駄賃札 長四尺三寸 四尺

山高一尺四寸五分 同

一 吉利支丹札 長四尺五寸 二尺五寸

山高一尺四寸五分 同

一 当本馬札 長壹尺

横八尺

如此御定法也、他国へ被立札寸法右細字ノコトシ、

一一七九

札立所之事 (同上)

一 右ノ札ハ道中ヨリ江戸町中へ被仰出、所々ニ札被立置

也、其所ハ

日本橋 一石橋 浅草橋 糞町 本郷

芝

右六ヶ所ニ被立者也、何レモ寸法ハ右之コトク、日覆

有石垣ヲ三尺ノ高サ築立、其上四方井垣アリ、

一 札寸法京・大坂ハ江戸ト同シ、江戸ト道中トノ札ノ寸

法ハ大ヲ五寸、小ヲ三寸ノ上ニス、

一一八〇

摂州天王寺制札 (同上)

禁制

一 帶兵具寺中令往還事、

一 於寺内殺生之事、

一 博奕之事、

一 堂塔ツフテウツ事、

付、寺中へ魚鳥入事、

一 寺内猥放牛馬之事、

右条々、堅被成御停止、若於違犯之輩者可被処嚴科之

旨被仰出者也、仍而如件、

元和九年八月 日

一一八一

京都大仏制札（同上）

禁制

大仏殿并鐘樓

一 総門之内酉刻以後不寄貴賤徘徊并寝伏事、

付、諸伽藍寮書事、

一 参詣ノ諸人撃（空目）□於門内廻廊射芝矢根火取散之事、

付、門内放飼牛馬之事、

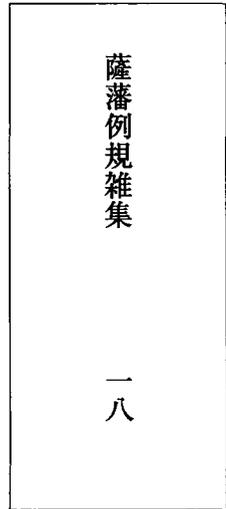
右条々、任先例御停止訖、若於有違犯之族者速可被処

嚴科者也、仍而如件、

延宝五年五月三日

（戸田忠宣）
越前守藤原朝臣在判

(表紙)



薩藩例規雜集一八

目錄

山川取締

街道其他へ樹木植付

山奉行

差杉由緒ノ一

差杉由緒ノ二

山方

山方運上

薩藩例規雜集一八

一一八二

(卷之五 二六二号文書に同じ、本文略)

一一八三

(卷之六十三 四七三九号文書に同じ、本文略)

一一八四

山奉行

六人賦

山奉行系図帳ニ寛永四年丁卯ヨリ相初、川上式部大夫・

吉利下総守ト記置候、其已前此職所見無御座候付テハ右

年鑑ヨリ被召置候ニテモ可有御座哉、詳ニ相知不申候、

右系図帳之内、延宝二年ヨリ山奉行之内杣山方兩人被仰

付、同八年ヨリ新材木方兩人被仰付、元禄十年頃迄ハ右

兩職相見得申候、然トモ今ハ右兩職共無御座段、山奉行

ヨリ承申候、

正徳二年壬辰正月山奉行五十石以下銀三枚御役料被下候

段被相定候、

惣山奉行

寛文・延宝之比惣山奉行之職有之、左ノ者共相務メ候、

川上右京久昌

若松彦兵衛久白

一一九六

(卷之十 四九四号文書に同じ、本文略)

奈良原清左衛門

一一九七

(卷之十 四九五号文書に同じ、本文略)

野津安右衛門領政

一一九八

(卷之十 四九六号文書に同じ、本文略)

新納小右衛門久喜

一一九九

(卷之十 四九七号文書に同じ、本文略)

右、六人共吟味役(五カ)無之ヨリ相勤、屹立候職掌ニテ山方之

一二〇〇

(卷之十 四九八号文書に同じ、本文略)

義惣山奉行所ヨリ山奉行へ申渡、御用取扱候ニ相見得候、

一二〇一

(卷之十 四九九号文書に同じ、本文略)

何比ヨリ被召置候哉未審候、

一二〇二

(卷之十 五〇〇号文書に同じ、本文略)

一二〇三

(卷之十 五〇一号文書に同じ、本文略)

一一八五 (卷之十 五一五号文書に同じ、本文略)

一二〇四

(卷之十 五〇二号文書に同じ、本文略)

一一八六 (卷之十 五一六号文書に同じ、本文略)

一二〇五

(卷之十 五〇三号文書に同じ、本文略)

一一八七 (卷之十 五一七号文書に同じ、本文略)

一二〇六

(卷之十 五〇四号文書に同じ、本文略)

一一八八 (卷之十 四八六号文書に同じ、本文略)

一二〇七

(卷之十 五〇五号文書に同じ、本文略)

一一八九 (卷之十 四八七号文書に同じ、本文略)

一二〇八

(卷之十 五〇六号文書に同じ、本文略)

一一九〇 (卷之十 四八八号文書に同じ、本文略)

一二〇九

(卷之十 五〇七号文書に同じ、本文略)

一一九一 (卷之十 四八九号文書に同じ、本文略)

一二一〇

(卷之十 五〇八号文書に同じ、本文略)

一一九二 (卷之十 四九〇号文書に同じ、本文略)

一二一一

(卷之十 五〇九号文書に同じ、本文略)

一一九三 (卷之十 四九一号文書に同じ、本文略)

一二一二

(卷之十 五一〇号文書に同じ、本文略)

一一九四 (卷之十 四九二号文書に同じ、本文略)

一二一三

(卷之十 五一一号文書に同じ、本文略)

一一九五 (卷之十 四九三号文書に同じ、本文略)

一二一四

(卷之十 五一二号文書に同じ、本文略)

一一二五 (卷之十 五一三号文書に同じ、本文略)

一一二六 (卷之十 五一四号文書に同じ、本文略)

一一二七 (卷之十七 九七一号文書に同じ、本文略)

一一二八 (卷之十七 九七九号文書に同じ、本文略)

一一二九

山奉行方ヨリ取下シ申付候諸材木、取下シ銀出方太分ノ儀ハ賦方ノ致様ニヨリ取下シ銀モ可相減儀ニ候、此段ハ別テ出方ノ減儀候条委可遂吟味候、

一一三〇 (卷之五十一 四〇六一号文書に同じ、本文略)

一一三一 (卷之五十一 四〇六二号文書に同じ、本文略)

薩藩例規雜集

一九

御前米

大豆賦

菜種子賦

御領所仕置

土民仕置条々

米賦

米価下直一同難儀

巡回役人扶持米

薩藩例規雜集一九

目錄

門屋敷名頭名子之名称

郡所規帳鈔

御勘定所下知状

農人制度

幕府制令

同上

農人訓諭

農業訓諭(耕耘ノ概要ヲ記ス)

米賦上申書

金価米価

薩藩例規雜集一九

一一三三 (卷之三十一 二〇五〇号文書に同じ、本文略)

一一三三 (卷之三十一 二〇五一号文書に同じ、本文略)

一一三四 (卷之三十一 二〇五二号文書に同じ、本文略)

一一三五 (卷之三十一 二〇五三号文書に同じ、本文略)

一一三六 (卷之三十一 二〇五四号文書に同じ、本文略)

一一三七 (卷之六十四 四七七七号文書に同じ、本文略)

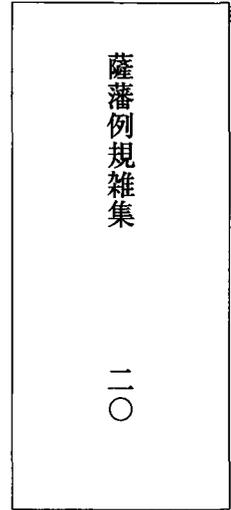
一一三八 (卷之五 二六三号文書に同じ、本文略)

一一二九 (卷之五 二六四号文書に同じ、本文略)

一一三〇	(卷之五 二六五号文書に同じ、本文略)	一二四九	(卷之九 四六九号文書に同じ、本文略)
一一三一	(卷之五 二六六号文書に同じ、本文略)	一二五〇	(卷之九 四七〇号文書に同じ、本文略)
一一三二	(卷之五 二六七号文書に同じ、本文略)	一二五一	(卷之九 四七一号文書に同じ、本文略)
一一三三	(卷之五 二六八号文書に同じ、本文略)	一二五二	(卷之九 四七二号文書に同じ、本文略)
一一三四	(卷之五 二六九号文書に同じ、本文略)	一二五三	(卷之九 四七三号文書に同じ、本文略)
一一三五	(卷之五 二七〇号文書に同じ、本文略)	一二五四	(卷之九 四七四号文書に同じ、本文略)
一一三六	(卷之九 四五六号文書に同じ、本文略)	一二五五	(卷之九 四七五号文書に同じ、本文略)
一一三七	(卷之九 四五七号文書に同じ、本文略)	一二五六	(卷之九 四七六号文書に同じ、本文略)
一一三八	(卷之九 四五八号文書に同じ、本文略)	一二五七	(卷之九 四七七号文書に同じ、本文略)
一一三九	(卷之九 四五九号文書に同じ、本文略)	一二五八	(卷之九 四七八号文書に同じ、本文略)
一一四〇	(卷之九 四六〇号文書に同じ、本文略)	一二五九	(卷之九 四七九号文書に同じ、本文略)
一一四一	(卷之九 四六一号文書に同じ、本文略)	一二六〇	(卷之九 四八〇号文書に同じ、本文略)
一一四二	(卷之九 四六二号文書に同じ、本文略)	一二六一	(卷之九 四八一号文書に同じ、本文略)
一一四三	(卷之九 四六三号文書に同じ、本文略)	一二六二	(卷之九 四八二号文書に同じ、本文略)
一一四四	(卷之九 四六四号文書に同じ、本文略)	一二六三	(卷之九 四八三号文書に同じ、本文略)
一一四五	(卷之九 四六五号文書に同じ、本文略)	一二六四	(卷之九 四八四号文書に同じ、本文略)
一一四六	(卷之九 四六六号文書に同じ、本文略)	一二六五	(卷之九 四八五号文書に同じ、本文略)
一一四七	(卷之九 四六七号文書に同じ、本文略)	一二六六	(卷之五 二五一号文書に同じ、本文略)
一二四八	(卷之九 四六八号文書に同じ、本文略)	一二六七	(卷之五 二五二号文書に同じ、本文略)

一二六八	(卷之五 二五三号文書に同じ、本文略)	一二八七	(卷之九 四五二号文書に同じ、本文略)
一二六九	(卷之五 二五四号文書に同じ、本文略)	一二八八	(卷之九 四五四号文書に同じ、本文略)
一二七〇	(卷之五 二五五号文書に同じ、本文略)	一二八九	(卷之九 四五四号文書に同じ、本文略)
一二七一	(卷之五 二五六号文書に同じ、本文略)	一二九〇	(卷之九 四五五号文書に同じ、本文略)
一二七二	(卷之五 二五七号文書に同じ、本文略)		
一二七三	(卷之五 二五八号文書に同じ、本文略)		
一二七四	(卷之五 二五九号文書に同じ、本文略)		
一二七五	(卷之五 二六〇号文書に同じ、本文略)		
一二七六	(卷之九 四四一号文書に同じ、本文略)		
一二七七	(卷之九 四四二号文書に同じ、本文略)		
一二七八	(卷之九 四四三号文書に同じ、本文略)		
一二七九	(卷之九 四四四号文書に同じ、本文略)		
一二八〇	(卷之九 四四五号文書に同じ、本文略)		
一二八一	(卷之九 四四六号文書に同じ、本文略)		
一二八二	(卷之九 四四七号文書に同じ、本文略)		
一二八三	(卷之九 四四八号文書に同じ、本文略)		
一二八四	(卷之九 四四九号文書に同じ、本文略)		
一二八五	(卷之九 四五〇号文書に同じ、本文略)		
一二八六	(卷之九 四五一号文書に同じ、本文略)		

(表紙)



薩藩例規雜集二〇

目錄

朝鮮国書書式

与新井白石書

征韓役ノ形況概略

霧島山炎上

座頭歌

山鹿野鉦山出産高

御領内人員改

組頭ノ由来

(次行、本文より補)
近衛家御用部屋日記鈔

遠国諸大名供連人数積

各藩へ告示

掟

諸所番所

異国船番所并遠見番所

宝永御答書

鉄砲記

種子島鉄砲張鍛冶代々

異国船渡来御城下へ注進違書

北郷家所蔵軍賦令

(次行、本文より補)
武具紋章令

御領國中惣鉄砲数

御領内港数

外城

御家中武具数

御領國中惣鉄砲数

御領國中惣人数及ヒ宗旨

幕府規模書鈔

御関所定書

島津之称号願

鹿兒島上町出火外二件

江戸城御草創

御城内外御門番ケ所

御城内御番所下座ケ所

所々火番所ケ所

有徳院様御代諸大名へ被仰渡御条目

大広間・松之間詰諸大名人名

薩藩例規雜集二〇

一一九

朝鮮国書書式

宝永八年辛卯三月五日鴻井長兵衛江戸ヨリ早追ニテ到着、
意趣ハ、此度信便使方ノ返翰ニハ日本国王奉復ト御書載可被
成思召候、何卒対州ヨリノ内証ヲ以テ彼国ヨリノ来翰ニ
モ此度ヨリ大君ノ字ヲ改メ、奉書日本国王殿下被致候様
ニ相働キ可然トノ儀、新井勘解由殿百七ヲ以テ御内々杉村三
郎左衛門殿へ被仰渡候付、其旨早追ヲ以テ申来ルナリ、

元来大君ト御称号改リ候ハ御当代ニ成リ、権現様御代一
度、台徳院様御代一度、大猷院様御代一度、三度ノ信使秀忠
ニハ奉書日本国王殿下ト書載被致候処モ、寛永十二年以
酏庵之輪番初リ候時、向後ハ御称号ヲ大君ト書載可仕旨
隣西堂へ被仰付、其通ニ書載有之候故、其翌年信使ノ時
ヨリ奉書日本国王殿下ト彼国ヨリノ来翰ニ被致書填候、
此度東武ノ御吟味ニハ、日本国王ハ諸侯王ノ例ニテ公方
様御称号ニ当然ニ候、大君ハ兩段ノ支有之候ニ付相改リ
可然トノ事ニテ如斯被仰付ナリ、御国ヨリノ御返事ニハ、
大切成御尊号ノ儀公命ヲ以テ申越候ハ、各別内証ヨリ早
追ニテハ不審ニ存シ、合点不仕ノミニテモ無之、御尊号
ヲ対州物スキ同前ニ輕々シク是ニ被改可然ナト、内証ニ
テ申過候テハ国体不嚴重相見候テ甚不宜候ニ付、難被成
トノ一筋被仰出候、古来將軍家ノ時ヨリ彼方ヨリハ奉書
日本国王殿下ト書載、此方ヨリハ日本国源某奉復ト書載被
成、御当代ニ成候テ彼国ヨリハ奉復日本国王殿下・奉書
日本国王殿下ト王ノ字・大君ノ字相添候テモ、此方ヨ
リ將軍家ノ時ノ格ニ日本国源某ト書載被成候処ニ、此度
ヨリ日本国王ト書載候儀無前ノ例ニ候故、左ノ趣書狀一

通真文一通ニ相認、勘解由殿方へ遺之、(遺力)

予作此書実切憂慮、一言既出駟馬難追、侷加以訕誘時政之罪、則家門之福可勝言哉、(福力) 第一片慷慨忠義之心、勃々

不能自制、且任紀綱正名分、唯為君子之学者能之、若自畏威儉安箝口於国祚將替之際、(履霜堅冰力) 則平生所讀者果何書耶、縱蹈不測矣所甘心云爾、三月廿一日識、

一筆啓上仕候、先以其御地御別条無御座、弥御安康被成御務候段珍重ノ至奉存候、当地相替候儀無御座、私無為ニ罷在候、然ハ信使來聘ノ御返翰ニ、此度ヨリハ日本国王源某奉復ト御書載被遊候筈ニ御内々ニテハ御決定被成ノ由承之候、古來將軍家ノ時ヨリ朝鮮へ被遣候御書翰善隣国宝記ヲ見候ニ、御書面ノ趣ハ一々日本国王ノ格ニ相見へ候処モ、御称号ハ日本国源某ト御書載被成候、其節ニ御自身ノ御心ヨリ起リ上ヲ被憚候テ右ノ書法ニテモ候哉、又ハ御事業ヲ見候へハ日本国内ノ君上ト相見候、御官位ハ朝家ノ大臣ニテ帝統未墜乎地候故、操觚之人称呼ヲ難シ候処、右ノ通ニ書載イタシ候ニテモ候哉、イツレニイタシ候テモ宇内特起之書法ニテ、既ニ御当代マテ其通ニ済來候処ニ、此度ヨリ日本国王ト可被遊トノ儀、王

室再興ノ大機括ト存シ慨嘆不少候、此儀定テ其元様被仰上、右之通ニ御決定被為成ニテ可有之候へトモ、老先生尊王之言今猶在耳候故、一ハ老生之遺言ヲ追候ト存シ、(遺力) 一ハ同窓ノ御好ヲ存シ、且ハ国家ニ対シ螻蟻ノ微忠ニテモ可有之ト存候付、鄙拙ノ文字ニ候ヘトモ別紙ニ書付献逆耳之言候、旧誼ヲ被思召精々御熟覽被下候ハ、縱被絶交於即日候トモ不勝欣感可奉存候、

一大君ハ朝鮮国嫡王子ノ称ニ御座候処ニ、彼国ヨリノ書翰ニ御称号ヲ大君ト被致候テハ其国臣子ノ格ニ相見候、我国莫大ノ恥辱ニ思召候由承申候、此段御了簡違ト奉存候、朝鮮ヨリノ書簡ニハ每度朝鮮国李諱奉書日本国王大君殿下ト書載被致候、一国ノ王ヨリ他国ノ臣子ニ書通致候時、或書奉書或書殿下、且又王諱ヲ書載可被仕候哉、其上書辭一々敵礼ノ文句ニテ候へハ、大君ノ称ハ日本国王ノ称号ニテ候ト被存候段、其紛無之候処ニ、何迎恥辱ノ称号トハ御覽被成候哉、最初將軍家交聘ノ時、操觚ノ役多ハ浮屠ノ手ニ出候故、方外ノ徒君臣ノ大義ヲ可存様モ、殊ニ朝廷ハ日ニ隆ニ、王室ハ日ニ衰候所ヨリ自然ト日本国王ノ格ニ書辭相認遣候付、彼国

ニテハ真ニ国王ト存シ其趣ノ返答被為仕ニテ候、其後
申叔舟日本へ罷渡リ数年逗留、海東記ヲ編立候砌ヨリ
將軍家ハ真ノ国王ニテハ無之トノ儀彼国ニテ相知申候
へハ、定テ日本ノ大臣ト同格ニ国王ヨリ（空白）有之候処、
不当事ト被為存ニテモ可有之候へトモ、今更他国ノ儀
査覈可仕様モ無之、且ハ日本暴威ノ恐モ有之、其上彼
方ヨリ日本国王ノ格ニイタシ書翰差越候テモ御辞退モ
無之御受被成、此方ヨリ被遣候御返翰モ日本国王ノ格
ニ書辞御認被成被遣候テ、書面上別テ朝鮮ノ恥辱ニ
成、其格ニイタシ被成タルニテ候、大猷院様御代御称
号大君ト改リ候ノ砌、彼方ニモ不審有之候、其故ハ其
元様思召ノ通経伝ニテハ天子ノ称ト相見候、朝鮮ノ俗
ニテハ嫡子王ノ称ニテ候故、若モ経伝ノ趣ニテ大君ト
御称シ被成候テハ、朝鮮国王ハ一等下リ候テ敵礼ノ交
リ難成候へハ朝鮮国ノ恥辱ニテ候、若モ実ハ日本国ノ
大臣ニテ国王ノ称憚リモ有之候故、朝鮮ノ俗ニ御従ヒ
被成候テ此度ヨリ大君ト御改被成事ニ候へハ、是又敵
礼ノ格ニ相交リ候処、朝鮮国ノ恥辱ニ候ト被存候ヨリ
念入タル事ト相見候、乍然日本朝鮮国号ノ文字少ノ高

低モ無之、書辞モ隣交敵礼ノ格ニ候テ従前国王ノ体裁
依然不変候故、扱ハ匈奴ニハ国王ヲ单于ト称シ、突厥
ニテハ国王ヲ可汗ト称シ候類ニテ、日本ニテハ一国ノ
主ヲ大君ト称シ候ト心得候へハ相濟候ト存シ、此方書
載ニ応シ大君ト書載被致候迄ニテ候、曾テ公方様御事
ヲ天子ト存シ書載被致候ニテモ無之、又ハ其国ノ臣子
同前ト存シ書載被致候ニテモ無之候、若モ彼方心入有
之候テ書辞ヲハ対礼ノ格ニ相認御称号ニテ被押下候テ
ハ、譬ハ我ヨリ下輩ノ者へ殿書ノ上書ニテ書中ニハ奉
存候、又ハ仕候ナド、致書載候同前ニテ、左様ノ不埒
成事ハ決テ無之筈ニ候、惣体外国ノ敬不敬ハ書面ニテ
見へ可申儀ニ候処、大君ノ称是非ニ彼国臣子同前ニ奉
存候可有之ト無摠ノ推察ヲ以テ日本ノ恥辱ナト、説被
立可被仰上御事トモ不奉存候、且又 禁裏ヲ被憚大君
トハ難被成ノ旨、是又難心得奉存候、大君ノ称号 皇
帝又ハ天子又ハ王ナト、申様ニ一定仕タル称号ニハ無
之、経伝ニテハ天子ノ称ニ相成、朝鮮ニテハ嫡子王ノ
称ト成リ、後世ノ言葉ニハ侯伯ノ格ヲモ大君ト称シ、
人ノ父ヲモ尊大君ト称シ候へハ、国々又ハ古今ニテ用

様違候故、一節二天子ノ称号トモ相見不申候、天子・諸侯・卿大夫・有地者皆曰君ト申候へハ、我国大君ノ称ハ猶言諸侯之長也トモ可被申候、大猷院様御代何ノ御吟味ニテ大君ト御称号改り候哉、其段ハ難計候へトモ、若モ右ノ御心持ヲ以譬ハ弊例ナカラ三代以上ハ有天下者為王、秦漢已後ハ有国者為王候テ、古今称号ノ違候例ニ被準、日本国王ノ称ハ上ヲ被憚候儀モ御座候故、御吟味ノ上特ニ起此号、向後ハ彼国ヨリノ来翰ニモ大君ト称シ候様ニト被仰付候儀ニテモ候ハ、犯上之称ニテハ無之、却テ恭順ノ辞ニモ成可申候、其上只今マテ日本国王ト称シ又ハ日本国大君ト称シ候モ皆々外国ヨリ書辞ニテ、此方ヨリハ日本国源某ト特起御格法ニ候へハ、少ハ上ヲ被憚候処隱然見于書法ノ由申候、此度ヨリハ外国ヨリ日本国王格ニ日本国王ト御書載被成候テハ上ニ対シ不敬成儀是ヨリ上有之間敷候、且又大臣ノ官階ハ朝命ヲ御受被成、王爵ノ称ハ自分ニ御定被成候テ、或ハ恭順或ハ專横天下後世ノ評論何分ニ可有之候哉、善隣国宝記之ニ註釈ヲ見候へハ、外国称我將相為王、蓋推尊之義不心厭之コト書載有之候、浮屠

之徒下知名分之所致トハ存候へトモ、每一開卷不堪捧腹候、彼非王而我以王推尊之、猶彼商賈而我以士大夫称之、彼婦女而我以大夫称之、予之受之皆可以為不智何推尊之有ニテ御座候、乍然其条下ニ上二天王被為御座候処ニ、此方ヨリ王ト称スル事ハ非宜之趣ニ書載有之候、此儀ハ(足利義滿)道義公・義政公ノ大明へノ表文ニ日本国王ト被称候儀ヲ論シタルト相見へ申候、浮屠ノ徒ニテモ是程ノ儀ハ存寄候所ニ、其元様ノ御心付不被成候段不審千万奉存候、畢竟大君ノ称号我国ノ恥辱ニテ候、又ハ上ヲ被憚儀ニ候ナト、有之候、偏ニ日本国王ト御書載被成候様ニ被仰上度キ思召ヨリ起り候飾托勸勉ノ御言葉ニテモ可有之哉ト奉存候、乍慮外称王一挙ハ当今ノ大議ニ御座候間、得ト御了簡被成捨一己之独見会群哲之衆議、不被得罪於名教候様ニ被成、(儀カ)ヘカシト奉存候、右ノ趣一々御心ニハ叶申間敷候へトモ、此度国王之号相定候ハ、武家永々ノ定式ニ成可申候、左候テハ頼朝御代被兼諸国地頭職之儀、王室衰替之第一変、將軍家之時称号ハ日本国源某ト有之候テモ、書辞ヲ日本国王ノ格ニ浮屠ノ徒相認候儀王室衰替之第二変、此

度其元様勸進ノ説ヲ以テ無前ノ例ヲ被始、日本国王ト御自身ニ被称朝鮮ヘノ御返書ニ御書載被成候儀、王室衰替之第三変ト奉存候、右ノ条々私申分当リ申サヌ儀ニ御座候ハ、無此上候、若モ其理有之事ニ御座候ハ、被獲罪於千古候ノミニテモ無之、有何面目而入ニ^(空白)□^(空白)天之廟乎ニテ御座候、万種深慮可被成候、慨嘆之余不顧憎越発忌諱之言懐不測之恐候、御諒察可被下候、恐惶謹言、

三月廿三日

雨森東五郎

新井勘解由様

追啓、世俗ノ説ニ公方様御事日本之臣下ト朝鮮人存候テハ、彼国ハ国王、此方ハ臣下ニテ候ヘハ日本ノ恥ニ御座候ト申事御座候、小山朝三ナトモ其見識ニ御座候由申伝候、是ハ公方様御身ノミヲ見申候テ日本国ヲ志レタル論ニ御座候、彼国称公方様御事ヲ日本国ノ臣下ト立対礼之書向被致事ニ候ヘハ、日本ハ天子ノ国ニ成リ、朝鮮国王ハ日本ノ臣下同格ニ成、日本国之光栄不^レ過之御座候、本書ニ申遣候通將軍家ノ時ヨリ御自身日本国王之格ニ被成交聘有之、以後ハ書面上公方様ヨ

リ上ニ御立被成候御人無之ト相見候故、公方様御事ヲ日本国王ト立出向被致候事ニ候故、將軍家已後ハ日本国之儀諸侯王ノ国ニ成リタルニテモ、今更日本ニ天子有之候テ公方様御事ハ日本ノ臣ニテ御座候トノ儀発於彼国之言候時ハ、以一国之王而称諱他国之臣候所彼国之恥辱ニテ御座候故、曾テ表立候テハ申サヌ事ニテ御座候、若又日本ニハ天子有之候テハ公方様御事ハ日本之臣子ニ御座候トノ儀発於我国之言候時ハ、以臣子之身居国王之尊受即位之慶、於他国候儀我国君臣之分不明ノ非ヲ顯シ候故、双方トモニ此一段ハ沙汰ナシニ致シ申候外ハ無之候、乍然在国内只称御所不敢称王、又ハ日本ニハ有天皇有国王ナト、彼国ノ書ニモ相見得候テ、実ハ日本国ノ臣下ニテ御座候段、彼国ニモ略相存候事ニ候ヘハ、御返書ニ日本国源某ト御書載被成御称号無之候ハ上下ノ分ヲ被思召、上ヲ憚候故ニ候トノ儀推察モ有之内ニテハ御尤ナル儀ニ可被存候処ニ、此度ヨリ日本国王ト被称候テハ權威名分トモニ不殘憎奪被成候ト相見、万々一ハ曾テ上ノ御光荣ニ成不申候小人愛人也、以姑息君子之愛人也、以法之儀能々御了簡可

被成候、將又私儀右ノ趣其元様マテ申入候ハ天下ノ大紀綱ヲ惜候一念ヨリ起リタルニテ御座候、此段以賤議貴卜申事二候ヘハ誹謗ノ罪難免候、書翰ニモ申入候通ニ私一分ノ儀ハタトヒ鬼門ノ謫ヲ蒙リ候テモ覚悟ノ儀卜奉存候、乍然万一怒移我主禍流一鳥候テハ死有余罪事ニ御座候間、其段ハ旧誼ヲ被思召罪止一身候様ニ御用捨奉願候、已上、

一一九二

与新井白石書

对馬州書記雨森(秀洲)謹白、勘解由新井公足下頃使人至憑審執事官、况康裕寵眷日隆斯文之興、或將於是乎望焉、幸甚々々、向聞這回信使之来也、接応事例有異前時、而其說皆出於執事之主張、思慮既精処置適宜、正文隣(交カ)之礼省無名之費、使沿路臣民無所患若(苦カ)、苟微執事孰能及此、真所謂仁人之言其利博哉者也、尋承内議有称王之拳、而其說亦出于執事之主張、僕一聞之且驚且痛、窃怪以執事之學問見識素明春秋之義、而乖刺顛倒一何至于此哉、区々偏性不忍緘黙、成事不說之戒雖出於聖訓、改過勿吝之義

將望於執事幸採察焉、窃惟国家源平相軋以來王綱日弛、不絶如線徒擁虚器為域内之共主、而世掌兵權者名雖大臣实乃国主、爵祿廢置皆出其手、遂使域内之人不復知有体天並日之聖統巍々、然捩億兆臣民、之上冠裳倒置莫此為甚、唯有臣子恭順一節可以当饌羊之告朔者、不敢公然自称王号於朝鮮耳、夫我称为君而我不辞我即君也、呼我为臣而我不怒我即臣也、歷代将家不敢自王而朝鮮称以殿下之書、欣然輸納未嘗為之一辞、是以王自居也、則与夫自王者固自無間、然此猶有可恕者存焉、今乃廢歷代特起之定則、創一切無稽之新規、上則失恭順之義、下則悖祖上之法、吾以為凡為臣子者固當從容規諫繼以犯争、務使其君不陷于偏上斯下之地、然後乃可謂不負聖賢之書矣、若有一言半句之涉(涉カ)於懲濫必欲為魏家之苟或(苟或カ)、則不但自誤且以誤君、吾知執事之必不為此也久矣、似聞有諸侯王例之說、此甚無謂何則或称日本国武藏王、或称日本国関東王、是可無問而知其為我国諸侯王也、若專以国号加于王字之上則其為国内無上之尊称、豈非昭然歟、設或如此而可以為我国諸侯王、則彼其朝鮮国王者亦將以為其国諸侯王烏乎可也、夫前日之称日本国姓某彼国奉承未嘗為之少減焉、

今日之称日本国王彼国恭敬亦何為之少加焉、不知有何所求、欲使其戴大臣之冠冒国王之名、与夫将家諸公同蒙千古不磨之是非、即大君子之称固似不穩、称王之举亦為失宜、後世有以今日之罪羅山者罪執事、則吾恐執事將何以自諉焉、請加三思慷慨之極、累發狂言切自振慄、唯待鬼門一謫耳、謹此不備三月十四日雨森東再拜、予作此書深切憂慮、一言既出駟馬難追、倘加以訕謗時政之罪、則家門之禍可勝言哉、第一片慷慨忠義之心勃々不能自制、且任紀綱正名分、唯為君子之學者能之、若自畏威儉安箝口於履霜堅冰之際、則平生所誦者果何書耶、縱踏不測笑所甘心、蓋往昔將家通問之式、我書称日本国源某、彼書称日本国殿下、彼此未嘗有称王之例、慶長十二年講和通使彼書始称日本国王殿下、元和三・寛永元年書式相仍皆以国王殿下填焉、寛永十二年命我对州使彼書改填日本国大君殿下、翌十三年遣使來聘始称日本国大君殿下、寛永二十年・明曆元年・天和二年相仍不改而我書則自慶長以來一依將家書式、但称日本国源某而已、夫大君之称在易、則固為至尊之名、然古今異称時有轉移、或以嫡王子為大君、或以侯伯為大君、或称人父為尊大君、見於伝記歷々

可攷非、若皇帝或天子及王号古今一定而不可易者也、夫然則我国大君之称猶言諸侯之長也云爾何不可哉、寛永之所以汲々於改称者、安知其非微知恭順之義有所不敢而特起此称号耶、且或称日本国殿下、或称日本国王殿下、或称日本国大君殿下、或出於彼之所称而在我則自將軍家以來至天和壬戌歷世相承、但称日本国源某、所以難於称呼者、豈非不敢偏上之意隱然顯于書法之間乎、今乃欲一舉而廢之、苟知王霸之弁者、其誰不為之拊心今之所以極力弁駁奪不顧身者實由此也、嘗觀善隣国宝記有云、外国我将相為王、蓋推尊之称義不必厭之、每一開卷不堪捧復、(腹力)夫我非王而彼以王称之、猶我商賈而彼以士大夫称之、我婦女而彼以大夫称之、予焉、受焉、皆可以為不智、何推尊之与光榮之有、且大臣之階出于朝命、王爵之称定于自心、或是恭順或是專橫亦不思之甚也、窮其根由無非儒臣不学無識之罪矣、可勝歎哉、三月廿一日雨森伯陽南識、

文政十一年戊子十月廿七日夜於灯下写畢、

佐伯宿祢祐之

天保十四癸卯春三月山県有年にあつらへて写しぬ、

岸御園

跋

国王之称固大不可大君之名亦似不穩、則其一是一非何足深論、而芳洲生諄々侃々疎論不已者何也、先生尊皇抑霸之志其所由来蓋久矣、固非一朝奮激之故也、而豈特為国王一事朝鮮一固然也哉、當是時新井勘解由受幕寵逞私見、方且逢惡長禍、其禍未知所底止、故先生因国王一事論朝鮮一國上矯既往之失、下垂將來之鑑其旨深矣、余向未讀此書而作通略偏論諸蕃、然恃此書之義疏耳、況先生万死論事非余隱居放言之可比也、然通略得此書可以知非吾一人之言矣、故吾妄取付後、嗚呼芳洲先生而有知其、或以余為身後一門生乎、皇制皇子皇孫独有親王・諸王之名、人臣無有王号、然則假令称武藏王・關東王非人臣之義、亦平親王之統耳、本書未及于此、吾故言此書係、宝永八年辛卯三月其四月廿五日改元故通略係諸、正徳元年此書原藏者岸御園、今写者富永有隣、皆有志士也、閏五月十九日藤原矩方書、

文久元酉九月於江戸長州久坂主ヨリ贈之、樺山資之、

二二九三

征韓役ノ形況概略

高麗在陣ノ節、綿入二ツ着候人ハ無之由、綿入二ツ着候へハ 殿様御覽被成、男ノ其様ニ大着ヲ致シ候ト 御意有之候ニ付、難着為有之由候、寒國ニテ別テ寒ク有之、陣小屋ニ大ユルリ(囲炉)ヲ長ク拵へ火ヲ燒、何レモ両方ヨリ足ヲ差出アフリ寝申候テ、 殿様ヲ奉始平生ハ打交リ主従ノ礼無之為被成御座候由、加藤主計頭清正是ヲ聞テ薩州ハ平生ノ礼主従同様ニ有之、事有之節ハ主従立別リ、寒暑ヲ主従共ニ憂へ辛勞ヲ下ト共ニセラレ候ニ付、武ヲ強イテ誓メ被申候トナリ、

二二九四

霧島山炎上

霧島山炎上、享保元申九月廿六日ノ夜半比霧島西嶽震動シテ神火燒失シ、三里廻リ程所々ニ燒立、御材木御用ノ立鹿倉・母殿等ノ名木ノ山残ラス、金胎南部ノ池・背タワノ坊中・権現宮・東光坊権現ノ社・高原神徳院・佐野権現ノ社マテ不殘炎上、其夜ヨリ打続燒上リケル、

先酉正月十一日迄御改書

一 石砂入ノ外城十二ヶ所

一 焼失家六百四軒

一 怪我人三十一人

一 死牛馬四百五疋

一 田畠六千二百四十町八反六畦十九歩

高ノ六万六千八百八十二石余 給地

一一九五

座頭歌

座頭之歌ハ 義弘公朝鮮御渡海ノ時分、新納武藏守忠元

浜辺迄御門送ニ被出打ナケテ、

君は行く我は此世になからへてさためなき世の月を見る哉

ト歌ハレ候、ソレヨリハシマリノ由、

一一九六

山鹿野鉾山出産高

明暦三年 二百四十七貫五百九十七匁七分

万治元年 四百六十貫五百三十三匁二分

最高同 二年 四百九十八貫二百九十九匁二分五厘

同 三年 三百八十七貫四百五十一匁八分五厘

寛文元年 二百七十九貫四百九十四匁八分五厘

同 二年 百六十八貫二百三十四匁八分五厘

同 三年 百五十四貫八百一十一匁六分五厘

同 四年 百八十四貫九百五十一匁六分五厘

同 五年 三百二十貫四百八十三匁五分

同 六年 百〇六貫九百七十六匁〇五厘

此頃ヨリ年産額減シタリ、

○山鹿野・長野鉾山産出ノ概略抜抄、明暦二年ナリ、

明暦二年十月 四百四六、三一

同 年十一月 三三六、一、八

同 年十二月 一〇九、二六五五

年中十四貫七百三十四匁六分六厘

合計十四貫七百三十四匁六分六厘

寛文五年中二百二十貫四百八十三匁五分

合計二千六百十六貫五百九十二匁八分九厘

元禄八年中四十一貫五百〇三匁七分

合計五千貫六百四十一匁六分五厘

延享元年中四貫九百四十五匁三分

合計五千七百六十八貫四百〇八匁四分二厘

明和元年中十五貫八百八十匁八分

合計六千〇三十三貫九十八匁四分二厘

文化七年中八貫七百五十八匁六分

合計六千五百二十二貫四百〇九匁七分七厘

天保元年中六貫五百七十九匁六分五厘

合計六千六百五十一貫八百九十八匁一分二厘

天保十三年中四貫五百六十五匁八分

合計六千七百二十一貫四百八十匁六分七厘

嘉永三年中四貫九百〇一匁九分

合計六千七百五十九貫九百八十五匁五分二厘

同 六年中^{七貫二百〇〇八分}一月分七貫二百〇〇八分

合計六千七百七十七貫二百三十五匁二分七厘

安政元年中^{七貫八百〇三匁六分五厘}一月分七貫八百〇三匁六分五厘

合計六千七百八十五貫〇三十八匁九分二厘

安政四年中^{八貫七百九十一匁六分五厘}一月分八貫七百九十一匁六分五厘

厘

合計六千八百〇八貫八百三十九匁六分七厘

以上旧記 (以下追加)

万延元年中^{九貫二百五十二匁一分}一月九貫二百五十二匁一分

合計六千八百三十五貫五百六十一匁九分七厘

明治三年中^{十三貫七百〇四分一分五厘}一月十三貫七百〇四分一分五厘

合計六千九百十九貫七百二十八匁二分三厘

同 十五年中^{十一貫二百七十六匁}一月十一貫二百七十六匁

合計七千〇四十九貫八百匁〇一分八厘

右、明曆二年明治十五年ニ至ルマテ凡ソ^{(三)年}ノ間、

毎年毎月出産金ノ額ヲ調ヘタリ、中ニ年歴ノ内高額ノ

産出ノミヲ抜抄ス、安政元年ト明治十五年ヲ以テ最高

度トス、実ニ海内無比ノ鉾山ナリ、嘉永・安政ノ頃ハ

斉彬公深ク御手ヲ付ラレ、尋テ明治ノ頃ハ西洋ヨリ機

械ヲ取寄テ外国人ヲ庸ヒ、盛大ナル仕掛ナルカ故ニ如

此ノ産額ニ上レリ、嘉永・安政ノ間ハ別ニ二機械ノ設モ

ナク、聊カ破裂法ヲ開カレタルマテナレトモ、斉彬公

分テ御手ヲ付ケラレ人氣盛ニシテ産額ノ増シタリト云

フヘキナリ、

一二九七

貞享三寅年水戸光圀卿ヨリ御家臣佐々助三郎ト申者ヲ薩州へ被遣、古国故ニ古キ書付等モ可有之旨御尋ニテ御座候、其節於大乘院御記録奉行伊地知助右衛門重英致出會、御家御記録等御見セ被成候、其砌森山雲平ト申者ヲ助三郎へ付来御見セ候ニ、大形記録等写取為申事ニ御座候、尤、忠久公御判モ写取為申事ニ御座候、其以後花押藪ト申書籍ヲ雲平自ラ致印行セシ上、ヨツテ世上尤流布申候、於大乘院右御判物モ見申候故ニ花押藪ニ大乘院蔵ト記置申候、右助三郎ヨリ助右衛門殿へ尋被申候ハ、島津御家ト豊後大友家トハ何レカ頼朝公ノ御子ニテ候哉ノ由試ミニ申掛候処ニ、助右衛門殿答ニ、島津高祖忠久太夫判官豊後守ト有之、名ハ外ニ紛レ有之間敷由屹ト被申候故、助三郎ニモ其通ニテ罷居候旨取沙汰為有之由ナリ、

一二九八

御領内人員改

一元文二巳年改御領内人数

男女八十壹万七千六百三拾五人

一延享二丑年改

男女八拾四万三千八百八人

一宝曆三酉年改

男女八拾七万二千八拾三人

一宝曆十一巳年改

男女八拾七万九千五百三十九人

一明曆九辰年改

男女八拾八万三千九百六十九人

一天明六未年改

男女八拾四万二千四百六人

一寛政十二申年改

男女八拾五万三千五百九十一人

一二九九

嚴有院殿家綱公薨御跡御相統ノ時、御舍弟館林宰相綱吉公被成御座、誰様將軍ニ御成可被成ナト、御相談ニモ不及候、此時モ甲府宰相綱重公御存生ニ候ハ、御相統ニモ不候ヘトモ、御早世ニテ候、然ル処綱吉公ニモ又御子無之、御養子御窮被成候節、紀州殿ト申人モ有之、或ハ綱重卿

御子ノ甲府殿ニテ有之筈ト申人多ク有之、テンノ口々ニテ最眞方人兩方共ニ有之、天下危公方儀ニモ難被成御窮、御一門方・御老中・御大名様方御列座ニテ御相談有之、兩度迄ハ相究不申、三度ニモ迎ニテ難被究候故、綱

初大名・旗本衆及落着候ハ御器量御勝被為遊シルシト古老ノ咄ニテ候、

貴公拙者ニハ最初ヨリ甲府殿ト存申候故其通及三度申候、乍此上各迄ニ御詮議ニテ一決無之候、然ハ私罷在候テモ

一三〇〇

何ノ詮モ無之候間、先御暇可被成ノ通被仰出候テ被成御

組頭ノ由来

定時ニ、吉宗公イマタ若輩ニテ松平主税頭ト申候テ末座

御家 光久公御代初ノ頃マテハ組頭モ三人、小与頭モ三人、其時節マテハ戰場ニ罷立候人モ有之、或武功有之候

ニ被成御座候ガ、スツト御立寄袂ヲ御取、貴殿此席ヲ御

人ハ子ニテ戦国ノ勢有之候故、組頭ニモ諸士ノ下知ヲ可

立御相談イカ、可究、今一往御相談ヲ以テ御究御立可被

守ノ人へ被仰付、小与頭ヲモ一小姓与ノ士心服可致家筋

成ノ段御申故、ソコニテ綱貴公御座被成、猶又甲府殿ト

ノ者・器量ノ者へ被仰付候、家筋ト器量トヲ兼候人無之

御申出被成候故満座決之、家宣公御養子ニ被成御成候

候故、小与頭被仰付候儀ヲ甚勝タルコト、仕候ナリ、組

由也、此時綱貴公ハ先達テ松平陸奥守様御同道ニテ被成

頭へ其通ニテ若年ヨリ組頭被仰付候人ハ、皆々後ハ御家

御出、直ニ甲府殿ニ御申候ハ、此節紀州殿御養子ニ被成

老職不被仰付者無之候、左様無之人ハ御用人抔トテ段々

候ハ、思召立可被成候、私幾度モ御味方可仕旨御申達置

年功有之人へ組頭被仰付候ハ不大形規模ノ由也、当時ハ

被遊候由也、家宣公御家督被成候マテ綱貴公御存生被

引替小番一人ハ前髪サヘトレハ小組頭ニナリ、大番ニテ

成御座候ハ、御官位御昇進有之、猶又御威勢可被成御座、

御役人ニサヘ成ハ嫡子マテモ家筋・器量ヲ不撰小与頭ニ

又御部屋柄ノ内御逝去被遊候、此時綱貴公不被成御座候

成申候、昔ハ小与中ノ取次ハ、書物ハ小組頭ノ了簡次第

ハ、天下危乱ニモ可及処、御一言ニテ御三家・御老中ヲ

ニテ候ヘトモ、当時ハ与所ヨリノ案紙ニテ小与頭ハ印形

イタスマテニテ候、昔ハ小与中へ諸士拾五人ヨリ拾八九

イタスマテニテ候、昔ハ小与中へ諸士拾五人ヨリ拾八九

人有之候歟、大概五人二一人小頭ノ賦ナリ、(綱貫) 大玄院様

御代マテモ御家老組ニモ諸士多人置被召置候由也、当時

ハ御家老二ハ一円諸士ハ不被召入置候テ、御家老二ハ名

寄以上ヲ被召入置候、昔ハ六組ノ士九百人ヨリ余リ候、

大形御家老組ニ被召入置候半カ、御家老組ノ士ハ(浮カ)迄勢ノ

積リナルヘシ、

一三〇一

近衛家御用部屋日記鈔

弘化五戊申歲

正月

二十二日 天顔快晴

一薩州留主居ヨリ以書状来二十七八日之内年始御祝詞使

者參殿ニ而モ御差支無之哉之旨申来、則及御沙汰之處、

来二十七日巳刻可相勤旨從御納戸方及返答、

二十七日

一薩州留主居年始使者相勤、進物如例歳、御対面御口祝

被下、御直答可有之處、御方御対面之間於南縁側両

御所様御返答長教申達、於使者之間吸物・御酒・御引

等被下之、

二月

二日丙午 天顔快晴

一仁孝天皇三回聖忌ニ付、從今日五ヶ日之間於宮中懺法

会被行、依之為御供行 御參、卯刻御出門、常公家ヨ

リ御入、月華家ヨリ殿上小板敷御上、御衣紋御冠紙捻、

御直衣薄色御衣、白御衣、紅御衣、御奴袴ト話(御衣紋)

仕(御衣紋)者奉、供奉孝光朝臣、重表藤原叙光已下御列帳ニクワ

シ、

三月

四日 曇

一主上御眉拭ニ付、若御所為御祝詞御參長教供奉、御扶

持外山三位殿、(光親)

一同断ニ付、生綱一折御献上、

二十八日 天陰

一御花畑此度(近衛基前室)維学心院様ヨリ御讓リ被為在候ニ付、尾

州在京役ヨリ左之通武辺へ達有之趣ニ付、則此御方ヨ

リモ別紙之通被差出青土中、御使勤之、是迄ハ表向屋

代万屋半兵衛所持抱屋敷ヲ遠山喜三郎借受候名目之處、

今度ヨリハ表向此方御抱屋敷ト相成候旨ニ相届也、右前以武辺へ内々問合、如別紙被差出候也、

此御方ヨリ被差出書付

天保三辰年御達申候、維字心院御方非常之節被披候場所無之二付、万屋半兵衛所持上御靈中町・同所地統敷之内町并右地統室町頭・森之木町抱屋敷、右付役人遠山喜三郎江為借受、非常等之節用意可致置候処、今般右家作等近衛殿江被相讓、喜三郎事同所引弘申候、仍而此段御届申達候、

三月

尾張殿在京役

上泉忠右衛門

維字心院御方非常之節御披御場所万屋半兵衛所持上御靈中町・同所地統敷之内町并右地統室町頭・森ノ木町抱屋敷、右付役人遠山喜三郎江為借受非常為御手当御家作等有之候処、今般右地面御家作共近衛殿江御讓ニ相成候二付、已來御抱屋敷ニ被成度、尤、町分公役等之義ハ有來通町役之者へ可被相渡候、依而此段武辺江御通達之義被為頼入候、已上、

三月二十八日

近衛殿御内

今大路民

光忠
広橋大納言様

橋本大納言様 (実心)

雜掌御中

五月

十四日 陰

一從薩州留主居以手狀

去ル巳年於江戸表出生有之、(青彬)修理大夫殿妾服之男子寬

之助事、未夕表向弘メ不被致候処、先比ヨリ病氣二候、

治療被尽手候得共終養生不被相叶、去ル五日酉刻被致

死去候旨申來、

一就右寬之助殿極御内約之御意味モ有之、以奉書御悔被

仰遣、與向ヨリ御菓子等被備之、京屋敷へ以御使御見

舞一通り被仰遣之、取次中務之、

二十一日 曇

一後子案院様御年回關東江為御知、先例無之、從彼方御

仕向有之也、當時者 (家齊室、茂姫) 広大院様御在世モ不被為在事故、

自然相洩候モ難計、既昨冬 (近衛経照室、童子女王) 円台院宮様御七回忌御仕

向今以無沙汰、此儘過去候而者後例二モ相響候間、此

度者為心得迄二付武家へ案内可申哉、月番明案大隅守

役宅へ平野東馬差向、右之子細且昨冬御法事之節 (新)

孝天皇女御

朔平門院崩御、此御方御素服ニ而御取紛中ニ而頓着モ

不致、引続年始ニ相成候而一応可及示談義モ延引ニ相

成候、昨冬並今年共自然御流ニ相成候而者後例ニ相響、

尤、格別之御統柄之訳合モ不相互候間、被仰立候而モ

御仕向有御座度御事候得共、此義ハ被仰立モ御不本意

候間、此旨及示談可然勘考之義頼遣候処、委細承知、

全関東御調落^(調寄力)卜存候、被仰立候而者御双方御都合悪敷

卜存上候処、尚勘考仕役前取扱ニ而通達仕、否從跡可

申上候、尤、旧冬此度両様相束程能取扱申度旨申居云々、

六月

二十六日

一 広橋殿へ明日御手習御參御慎中ニ付如何御問合之処、

明日相伺從是可申上申来、無程以一封当番へ申達、則

伺有之候処、可被有以孟齋被仰出候旨被申上、

一三〇一

遠国諸大名供連人数積

一一万石 馬上五騎

諸道具以下ハ馬上ノ員数ニ相応シテ可減少、

一二万石 馬上五騎

一三万石 馬上五騎

一四万石 馬上七騎

一六万石 馬上七騎

一七万石 馬上十騎

一八万石 馬上十騎

一九万石 馬上十騎

一十万石 馬上十五騎

此上ノ輩モ拾五騎ニ過ヘカラス、勿論諸道具以下馬

上ニ応シ可減少、

但、物頭モ十五騎ノ内タルヘキ事、

江戸又ハ国元へ発足ノ砌支度スヘキ心得ノ事

一 鉄砲袋狸々皮・羅紗無用ノ事、

一 諸道具金銀箔ノ紋無用ノ事、

一 虎^マ獵虎豹鞍覆無用ノ事、

一 羅紗押懸無用ノ事、

一 絹手綱無用ノ事、

一 徒士若党并小者・中間衣類等迄モ常々御定ノ通タルヘキ事、

一 乘掛馬フトン等華麗ナル儀無用ノ事、

一 馬絹木綿ノ外無用ノ事、

一 金銀ノシ付無用ノ事、

右之通可相守者也、

万治二年己亥十二月十日

一三〇三

(令条記卷一 五号)

各藩へ告示

一文武弓馬ノ道專可相嗜事、

左文右武古之法也、不可不兼^{備矣}□矢、弓馬者是武家之要

樞也、号兵為凶器不得止而用之、治不忘乱何不励修

練^乎、

一大^名小名在江戸交代所相定也、每年夏^{ケツ}四月中可致參勤、

従者之員^{ケツ}数近来甚多、且国郡之費且人民之勞也、向後

以^其相応可減少之、

但、上洛之節者伺^任教令、公役者可随分限事、

一新儀之城郭構營堅禁止也、居城之隄堊・石壁已下壞^{敗壞}敗

之時^者、達奉行所可受其旨也、櫓・塀・門等之分者如先

規可修補事、

一 於江戸并何国假令何廉之事雖有之、在国之輩者守其所

可相待下知事、

一 雖於何所行罪^{刑罰}、役者之外不可出向、

但、可伺^任檢使之左右事、

一 企新儀結^徒党、成誓約之儀制禁之事、

一 諸国主并領主等不可致私之論^靜、平日須加謹慎也、若不^有

可及遲滯之儀者達奉行所可受其旨事、

一 国主・城主・一万石以上并近習之物頭ハ私不可結婚姻

事、

一 音信・贈答・嫁娶之儀^式、或饗応或家宅營作等万事可用

儉約事、

但、當時甚至花麗也、自今以後可為簡略、其外万事

可用儉約事、

一 衣裳之料不可為混亂、自綾公卿以上、白小袖諸大夫以

上聽之、紫袷・紫裏・練・無紋之小袖猥不可着之、至

諸家中郎徒・諸卒^者、綾羅^{錦繡}之飾服非相法、令制禁之事、

一 乘輿者一門之歷々・国主・城主・一万石以上、国大名

之息^城、主暨侍臣以上之嫡子、或年五十以上或医陰之両

道・病人^{免之}、其外禁濫吹、

但、免許之輩者各別也、至于諸家中者於其国撰其人

可載之、公家・門跡・諸出世之衆者制外之事、

一本主之障有ル者不可相抱、若有叛逆・殺害人之若者

二通シ、向背之族者或通シ或可追出之事、

一陪臣人質所献之者、可為追放・死罪者可伺上意、若於

当座有難通儀而斬戮之者其子細可言上事、

一知行所務清廉之沙汰、不致非法国郡不可令衰弊事、

一道路・馭馬・舟梁等無油断、不可令往還之停滯事、

一私之関所新法之津留制禁事、

一五百石以上之舟停止之事、

一諸国散在之寺社領、自古至今所付来者向後不可取放事、

一万事如江戸之法度於国々所々令送行事、

右之条々、準当家先制之旨、今度潤色而定之堅可相

守者也、

寛永十二年乙亥歲六月廿一日

一三〇四

掟 (二ノ丸写本方)

一刃

式尺八寸二九寸

是ヨリ長ハ不可差、

一大脇差 一尺八寸

右同断、

一大ナテ付

一大ヒタヒ

一大ソリ付

一大髭

一大鐔

一大角鐔

一朱鞘

一黄サヤ

右之通、先年御法度被仰付候へトモ、
〔空目〕少々相見得

候ニ付、重テ如此御触候、以上、

月 日 (年月日欠ク、匡シ補記スヘシ)

一三〇五

(卷之七 三四〇号文書に同じ、本文略)

一三〇六

(卷之七 三四一号文書に同じ、本文略)

一三〇七

(卷之七 三四二号文書に同じ、本文略)

一三〇八

(卷之七 三四〇号文書に同じ、本文略)

一三〇九

(卷之七 三四三号文書に同じ、本文略)

鉄砲記 (同上)

隅州之南有一島、去州一十八里、名曰種子、我祖世々居

焉、古來相伝名種子者、此島雖小其居庶且富、(民説力)譬如播種

之下一種子而生々無窮、是故名焉、先是天文癸卯八月二

十五、日丁酉我西村小浦有一大船、不知自何國來、船客百

余人、其形不類、其語不通、見者以為奇怪矣、其中有大有

名儒生一人、名五峰者、(有説力)今不詳其姓字、時西村主宰有織

部丞者、頗解文字、偶(通説力)五峰以杖書於沙上云、船中之客不

知何國人也、何其形之異哉、五峰即書云、是此西南蛮種

之賈胡也、粗雖知君臣之儀、未知礼貌之在其中、是故其

飲也杯飲而不盃、其食也手食而不箸、徒知嗜欲之愜其情、

不知文字之通其理也、所謂賈胡到一処、輒止其種也、以

其所有易其所無而已、非可怪者矣、於是織部丞又書云、

此去十又三里有一津、津名赤尾木、我所由頼之宗子、世々

所居之地也、津口有数千戸、戸富家昌而南商北賈往還如

織、今雖繫船於此、不若要津之深而且不漣之愈也、告之

於我祖父惠時与老父時堯、時堯即使扁艇數十掣之、至於

二十七日己亥入船於赤尾木津、丁斯之時津有忠首座者曰

州龍源之徒也、欲聞法華一乘之妙寓止津口、終改禪為法

華之徒、号曰住乘院、殆通經書揮筆敏捷、偶遇五峰以文

字通言語、五峰亦以為知己之在異邦也、所謂同声相应同

氣相求者也、賈胡之長有二人、一曰牟良叔舍、一曰喜利

志多佗孟太、手携一物、長二三尺、其為体也中通外直而

以重為質、其中雖常通其底要密塞、其傍有一穴通火之路

也、形象無物之可比倫也、其為用也入妙藥於其中、添以

小团鉛、先置一小白於岩畔、親手一物修其身、眇其目而

自其一穴放火、則莫不立中矣、其発也如掣電之光、其鳴

也如驚(雷力)之轟、聞者莫不掩其耳矣、置一小白者如射者之

棲鷗於侯中之比也、此物一発而銀山可摧、鉄壁可穿、姦

宄之為仇於人之國者觸之則立(擊力)喪其魄、況於麋鹿之禍於苗

稼者乎、其用於世者不可勝數矣、時堯見之以為希世之珍

矣、始不知其何名、亦不詳其為何用、既而人名為鉄砲者

不知明人之所名乎、抑不知我一島者之所名乎、一日時堯

重訊謂二人蛮種曰、我非曰能之、願学焉、蛮種亦重訊答

曰、君若欲学之我亦罄其蘊奧以告焉、時堯曰、蘊奧可得

聞乎、蛮種曰、在正心与眇目而已、時堯曰、正心者先聖

之所以教人而我之所以学之也、大凡天下之理不徒事於斯、

動靜云為自不能無差矣、公之所謂正心豈復有異乎、眇目者其明不足以燭遠、如之何而眇其目乎、蛮種答曰、夫物要守約、守約者以博見為未至矣、眇目者非見之不明欲守其約以致之於遠也、君其察之、時堯喜曰、老子之所謂見小曰明其斯之謂歟、是歲重九之節日在辛亥、消取良辰試入妙藥与小团鉛於其中、置一小白於百步之外放之火則其殆庶幾乎、時人始而驚中而恐而畏之、終而翕然亦曰、願學焉、時堯不言其術之高而難及、而求蛮種之二鉄砲以為家珍矣、其妙藥之擣節和合之法令小臣篠河小四郎學之、時堯朝磨夕淬勤而巳、嚮之殆庶者於是百發百中無一失者矣、於此之時紀州根來寺有杉坊某公者不遠千里欲求我鉄砲、時堯感人之求之深也、其心解之曰、昔者徐君好季札劍、徐君雖口弗敢言、季札心已知之、終解宝剑、吾鳥雖偏小何敢愛一物、且復我不求自得、喜而不寢十襲秘之、而況求而不得豈復快於心歟、我之所好亦人之所好也、我豈敢獨私於己而韞匱而藏諸、即遣津田監物丞持以贈其一於杉坊矣、且使之知妙藥之法与放火之道也、時堯把玩之余使鉄匠數人熟視其形象、月鍛季鍊新欲製之、其形制頗雖似之不知其底之所以塞之、其翌年蛮種賈胡復來於我島

熊野一浦、浦名熊野者亦小廬山・小天竺之比也、賈胡之中幸有一人鉄匠、時堯以為天之所授、即使金兵衛尉清定者學其底之所塞、漸經時月知其卷而藏之、於是歲余而新製數十之鉄砲、然後製造台之形製与其節之如鍵鑰者、時堯之意不在其台与其節、在乎可用之於行軍之時也、於是乎家臣之在遐邇者視而効之、百發百中者亦不知其幾多矣、其後和泉堺有橘屋又三郎者商客之徒也、寓止我島者一二年而學鉄砲者殆熟矣、帰旅之後人皆不名而呼曰鉄砲又矣、然後畿内之近邦皆伝而習之、非邇畿内關西之得而學之而已、關東亦然、我嘗聞之故老曰、天文壬寅・癸卯之交新貢之三大船將南遊大明国、於是畿内以西富家子弟進為商客殆乎千人、楫師・篙師之操舟如神者數百人、纜船於我小島、既而待天之時解纜齊橈望洋向、若不幸而狂風掀海怒濤捲雪、坤軸亦欲折、吁時耶命耶、一貢船檣傾楫摧化鳥有去、二貢船漸而達於大明国寧波府、三貢船不得乘而回我小島、翌年再解其纜、遂南遊之志、飽載海貨蛮珍將帰我朝、大洋之中黑風忽起不知西東、船遂飄蕩達於東海道伊豆州、州人掠取其貨、商客亦失其所、船中有我僕臣松下五郎三郎者手携鉄砲既發而莫不中其鵠矣、州人見而

奇之窺伺倣慕有多學之者矣、自茲以降關東八州暨率土之
浜莫不伝而習之、今夫此物行乎我朝也、蓋六十有余年矣、

種子島古今鉄砲鍛冶大略左ノ通、
天文十二年ヨリ始ル、

鶴髪之翁独有明記之者矣、是知嚮之蜜種二鉄砲我時堯求

一元龜 八板金兵衛清定

之學之、一発而聳動於扶桑六十州、且又使鉄匠知製之道

一文祿 八板左衛門清賀

而偏於五畿七道、然則鉄砲之權輿於我種子島也明矣、昔

一寛永 八板金兵衛清実

者採一種子之生々無窮之義名我島者今以為符其識矣、古

一慶安 同 李之丞清則

曰、先德有善不能昭々於世者後世之過也、因而書之、

一延宝 同 五郎左衛門清重

慶長十一年丙午重九之節

一正徳 同 鉄右衛門清常

種子島左近太夫將監藤原久時

一寛保 同 鉄右衛門清安

一明和 同 金兵衛清応

一三一

一文化 同 鉄右衛門清乘

種子島鉄砲張鍛冶代々(同上)

一天保 同 金兵衛清定

天文癸卯八月廿五日南蛮舟種子島へ漂着致候処、鉄砲持

一天保 同 鉄右衛門清貞

合候付式挺被求、得射方伝授有之候、玉薬ノ調合等八家

明和 八板金兵衛清応二男

臣笹川小四郎卜申者へ被為伝授候、鉄砲張方ノ由ハ鍛冶

一享保 同 弥平次清安

数人吟味ノ上張方致候処、形ハ大略似七候へトモ筒底塞

一天保 同 権右衛門清次

キ兼候処、又翌年右ノ舟当島へ来船中ノ内ニ鍛冶乗居候

一 同 弥平次清恒

付、島々幸ニ被存、八板金兵衛清定卜申モノへ申付張方

延宝 八板五郎左衛門清重弟子

不残及伝授候事、

一元祿 柳田三右衛門清則(常則力)

一 正徳 同 市兵衛常次

一 享保 同 市郎左衛門常安

一 寛保 同 三右衛門常春

一 享和 同 市郎左衛門盈常

一 天保 同 市郎左衛門常命

同 直助常行

享保 柳田市郎左衛門常安弟子

一 寛保 阿世知市藏金方

一 寛政 同 六郎兵衛金邦

一 文化 同 惣右衛門金近

一 天保 同 惣十郎金救

同 惣之丞金友

同 阿世知惣十郎二男

同 市郎金次

寛保 阿世知市藏二男

一 天明 同 長次郎金次

一 文化 同 新左衛門兼則

一 天保 同 新次郎兼愛

同 市藏兼次

文化 阿世知新五左衛門二男

同 源吉 本ノマ、

元禄 八板鉄右衛門清常弟子

一 正徳 柳田休右衛門常 本ノマ、(常行カ)

一 享保 同 休右衛門常友

一 寛保 同 諫助常之

一 享和 同 五平次常矩

一 天保 同 五平次常慎

一 宝曆 同 貞吉常有

一 安永 平瀬新七定堅

一 寛政 平瀬新左衛門定寛

一 天保 平瀬新左衛門定安

平瀬貞七貞氏 (定七カ)

文化 平瀬新左衛門定寛二男

徳永嘉三次則吉

平瀬定七貞氏・柳田直助常行・八板弥平次清恒此三人

出来宜敷卜申事ニ御座候、其余儀随分似合ニ相調申候、

一天文ヨリ天保十一年マテ式百九拾八年

一元龜元ヨリ式百七拾壹年

一文祿元ヨリ式百四拾九年

一寛永元ヨリ式百拾七年

一慶安元ヨリ百九拾三年

一延宝元ヨリ百六十八年

一正徳元ヨリ百三拾五年

一寛保元ヨリ百年本ノマ、

一元祿元ヨリ百五拾三年

一享保元ヨリ百貳拾五年

一宝暦元ヨリ九拾年

右、元龜以下都テ元年ヨリ天保十一年子年マテ年数取
調方為有之由ト相見得申候事、

一三二二 (卷之六十二 四六九四号文書に同じ、本文略)

一三二三 (卷之六十二 四六九五号文書に同じ、本文略)

一三二四 (卷之六十七 五二三二号文書に同じ、本文略)

一三二五 (卷之七 三四八号文書に同じ、本文略)

一三二六 (卷之七 三四九号文書に同じ、本文略)

一三二七 (卷之七 三五〇号文書に同じ、本文略)

一三二八 (卷之七 三五一号文書に同じ、本文略)

一三一九 (卷之七 三五二号文書に同じ、本文略)

一三二〇 (卷之七 三五三号文書に同じ、本文略)

一三二一 (卷之七 三五四号文書に同じ、本文略)

一三二二 (卷之七 三五五号文書に同じ、本文略)

一三二三 (卷之七 三五六号文書に同じ、本文略)

一三二四 (卷之七 三五七号文書に同じ、本文略)

一三二五

御家中武具數 (御兵具所上申)

總百十本 馬印百四十本

旗三百五十流 指物六千五十本

具足一万三千五十領 鎧一万五千二百本

長刀二百振 弓三千五百二十挺

征矢八万五千筋 陣鎌七十

陣太鼓八十五 陣貝百四十

楯百五十枚 鞞二千五百腰

箆百八十腰 幕三百五十頭

火繩一万八千五百曲

御領國中惣鉄砲数(同上)

三万二千九百三十三挺

内、千二百九十七挺

二百四十三挺

百九十三挺

二万七千挺

千七百二十二挺

内、八百五十一挺八分ヨリ
十匁迄

七百八十七挺一匁ヨリ
十匁マテ

百二十七挺一匁ヨリ
七匁マテ

千六百六十六挺

内、千五百五十挺八分ヨリ
十三匁迄

五百十六挺一匁二分ヨリ
十八匁マテ

八百十二挺

内、七百九十四挺九分ヨリ
十二匁迄

十八挺巻匁三分ヨリ
三匁三分迄

御領國中惣人数及ヒ宗旨(寺社奉行上申)

薩州

曹洞宗二十五万二千八百三十二人

内、上男二万七千六百五人

上女二万二千三百六十五人

下男十一万二千五百七十七人

下女八万九千八百十人

出家四百七十五人

天台宗二千二百十二人

上男百三十八人

上女七十七人

下男千四百四十五人

下女八百三十三人

出家十九人

臨濟宗四千四百十五人

上男八百十二人

上女六百三十四人

下男千六百十二人

下女千三百四十八人

黄壁宗十人

上男一人

下男一人

出家八人

真言宗三万五百九十四人

上男三千二百十七人

上女二千七百三十三人

下男一万三千五百廿七人

下女一万九百廿人

出家百九十七人

律宗廿四人

上男一人

上女二人

下男十人

下女十一人

浄土宗一万千三百三十人

上男八百十二人

上女六百八十五人

下男五千二百六十一人

下女四千三百四十五人

出家十七人

時衆宗一万二千九十一人

上男八百九十四人

上女六百九十八人

下男六千二十七人

下女四千四百十九人

出家五十二人

法華宗二千六十六人

上男百八十二人

上女百六十五人

下男千六十八人

下女六百五十四人

出家五人

修驗宗二百十五人

上男百三十七人

下女七十八人

合上男三万三千七百九十九人

合上女二万七千三百七十人

合下男十四万二千二百九十八人

合下女十一万二千三百四十人

合出家七百八十二

薩州都合三十一万五千五百八十九人

隅州

曹洞宗十二万七千七百二十七人

上男一万六千二十五人

上女一万千八百五十二人

下男五万六千六百二十二

下女四万三千八

出家二百三十人

真言宗三万八千八百十三人

上男四千十人

上女四千十一人

下男一万四千百十九人

下女一万五百六十七人

出家百六人

天台宗二千七百九十六人

上男百四十七人

上女九十五人

下男千五百五十八人

下女九百八十人

出家十六人

時衆宗四千六百七十五人

上男六百廿五人

上女四百五十五人

下男二千八十人

下女千五百人

出家十五人

淨土宗七千九十八人

上男二百人

上女百八十人

下男三千七百九十三人

下女二千九百十八人

出家七人

法華宗二万二千四百九十七人

上男七十人

上女三十八人

下男一万千八百八十人

下女一万三百七十三人

出家百三十六人

律宗六百七十九人

上女二人

下男四百六人

下女二百六十七人

出家四人

臨濟宗百四十三人

上男九十一人

下男五十二人

合上男二万千六百六十八人

合出家五百五人

隅州都合十九万七千四百九十三人

日州

曹洞宗五万七百二十一人

上男八千四百三十四人

上女五千八百七十七人

下男二千二百二十人

下女一万五千百五十五人

出家百三十五人

真言宗二万三千七百六十人

上男二千二百八十四人

上女千七百二十二

下男一万千七百人

下女七千九百八十四人

出家七十人

律宗七百六十七人

上男二百八十八人

上女二百三十七人

下男二百二十七人

下女百二人

出家三人

法華宗四百八十二人

上男三千四百人

上女二十七人

出家二人

下男二百四十四人

修驗宗百七十二人

下女百八十二人

上男百三十六人

出家五人

下女三十六人

天台宗二千九十二人

合上男一万二千三十人

上男五百六十九人

合上女八千四百六十三人

上女四百四人

合下男三万六千四百二人

下男六百八十六人

合下女二万五千九百三十七人

下女四百二十六人

合出家二百三十三人

出家七人

日州都合八万三千六十五人

時衆宗三千七百四十六人

上男二百七十五人

江戸御定府

上女百九十六人

曹洞宗七十人

下男千七百八十四人

上男二十八人

下女千四百八十人

上女廿九人

出家十一人

下男九人

浄土宗千三百十五人

下女四人

下男七百五人

法華宗七十七人

下女六百八人

上男三十一人

上女二十四人

下男六人

下女十六人

淨土宗四十二人

上男十五人

上女二十一人

下男三人

下女三人

天台宗十人

上男三人

上女二人

下男三人

下女三人

真言宗八人

下男四人

下女四人

合上男七十七人

合上女七十六人

合下男二十五人

合下女二十九人

江戸都合二百七人

京都邸定府

曹洞宗二人

上男一人

上女一人

法華宗二十四人

下男十二人

下女十二人

淨土宗四人

下男三人

下女一人

合上男一人

合上女一人

合下男十五人

合下女十三人

京都合三十人

大坂邸定府

法華宗十四人

上男五人

上女二人

下男五人

下女二人

浄土宗六十六人

上男三人

上女一人

下男三十三人

下女二十九人

曹洞宗三人

下男二人

下女四千九百七十四人

百姓男十一万十一人

百姓女十二万九千五百五十九人

男出家百五十七人

都合八十七万二千八十三人

男四十六万四千四十六人

女四十万九百九十一人

一三二八

幕府規模書鈔

御老中御支配

田安・一橋・清水御家老衆 御側衆 高家 御留守居

大御番頭 大目付 町奉行 御勘定奉行 関東御郡代

御勘定吟味役 御作事奉行 御普請奉行 小普請支配

御旅奉行^(旗力) 御鑓奉行 御留守居番 交代寄合衆 表高家

美濃郡代 遠国御役人

若年寄

御書院番頭 御小普請奉行 新番頭 御小姓衆 中奥衆

御小納戸衆 百人組 御持弓頭 御持留頭^(箭力) 定火消御組

御先手御弓頭 同御鉄砲頭 御目付衆 御使番 火事場

見廻 御鳥道支配^(見力) 御鳥見組頭 御小十人頭 御徒頭

御船手頭 御鉄砲方 西御丸 御留守居番頭 三千石以

上ノ寄合 御儒者衆 御医師衆 二丸御留守居 御納戸

頭 御腰物奉行 御女中方御用人 御書物奉行 御賄頭

御台所頭 御細工所頭 御材木石奉行 浜御殿奉行 吹

上御奉行 御葉園預 御庭者支配 御同朋頭 奥御坊主

頭 御数寄屋頭 中川御番 天主方(文方) 屋敷改 御進物番

御召船役 御絵師 幸若 御能役者

紅葉山御宮付坊主五十俵高 掃除人廿人支配 一人御官方坊主二十俵高四人

御雪隠付右同五十俵高 御高盛六尺十五俵高 十人

同御掃除者組頭三十俵高老人 御掃除者五十人

同火番六十俵高役料五人フチ十二人

御同朋頭二百俵高四人

御同朋衆百五十俵高十一人

御数寄屋坊主百五十俵高三人

御同朋格奥坊主組頭七十俵高二人フチ八人

一三二九(の1)

(御触書寛保集成 六六号)

御関所定書

定

一 右御関所此 番所之前ニテ往還ノ輩、笠頭中巾をヌクヘキ事、

一 乗物ニテ罷通候相面々、乗物ノ戸ヲ開キ通ナシヘシ、

但、女乗物ハ御関所番ノ輩致差ト因女ヲ見ト可通之事、

一 公家・門跡・諸大名參向ノ時ハ前廉ヨリ其沙汰可有之

候間不及改何、自然不審ノ儀アラハ格別タルヘキ事、

右可相守此旨者也、仍執達如件、

天和二年十一月日 奉行

(一三二九の2)

箱根関所へ書付断

一 男上下何人又者此者老人從江戸何国何方迄相越申候、

箱根御関所無相違御通可被下候、為(空白)如此御座候、已

上、

年号月日 何之誰ヨリ

何誰 印

箱根御関所

御番衆中

家老証文之面々

御三家方尾州・紀州 水戸

松平加賀守

松平兵部少輔

松平土佐守

松平丹後守

松平淡路守

松平薩摩守

松平陸奥守

松平民部少輔

松平肥前守

松平安芸守

松平右衛門佐

松平出羽守

松平伊予守

手負男女共 囚人男女共 死骸男女共

細川越中守

佐竹左京大夫

右之通相改、御留主居証文ニテ相通候、

藤堂和泉守

上杉民部大輔

一 武具・弓・鉄砲往来共改無之、

宗対馬守

松平撰津守

一夜中ハ一切不相通候、

松平出雲守

松平播磨守

但、御老中方御証文有之候へトモ夜中モ相通候、宿

松平大学頭

松平越前守

繼御状箱并荷物等御老中方、京・大坂・駿府奉行ヨ

松平左京大夫

松平越後守

リモ状箱・荷物等之儀宿々へノ証文相添候へハ相通

松平讚岐守

松平下総守

候、

松平肥後守

松平甲斐守

相模

喜連川左

井伊掃部頭

根府川高札有之、

大久保加賀守

有馬玄蕃頭

丹羽左京大夫

但書同断、

立花飛彈守

伊達遠江守

一 書右同断、

毛利甲斐守

酒井雅樂頭

右書同断、

箱根高札有之、

大久保加賀守

一夜中往来共不相通候、

江戸ヨリ出候、

一 弓・鉄砲從 公義改候様ニト被 仰付候、御書付ハ無

但、去卯年朝鮮人來聘之節御文言相改高札立直リ

申候、

之候へトモ、鉄砲九挺迄ハ加賀守改有之相通候、十挺

一女 禪尼 比丘尼 髮切 小女 乱心男女共

以上ハ 公義御証文ヲ以テ相通、弓九挺迄ハ無構、十挺以上ハ 公義御証文ヲ以テ相通ス、此外ノ武具改無

但、弓尻藏多少無構相通候、

但、箱根ニテハ弓・鉄砲不相改候処、此根府川ハ

箱根ノ脇道ニテ候処、古来ヨリ弓・鉄砲改候儀ハ^(得方)

根府川ノ儀、豆州湯治罷越候、武家通候迄ニテ、

平生武家往来無之場所候故、弓・鉄砲通ノ時ハ先

規ヨリ相改申候、

遠江

今切高札有之、

松平伊豆守

但書右同断、

一書右同断、

右ノ通相改、御留主居ヨリ証文ニテ相通候、

一駿府ヨリ登リ候女ハ駿府町奉行、遠州ヨリ登リ候女ハ

領主判鑑、諸国ヨリ下リ候女ハ其国々ノ奉行・領主ノ

判鑑ニテ相通候、伊勢参宮・^(節カ)仏法・湯治・順礼ノ女ハ

手形上り下りト申文言無之候トモ、番所ヨリ日切手形

相渡罷通候節右手形引合相通候、

但、関所罷通女、近辺ニテ致産女子ニテ手形不書入

候テモ、致産候段宿主無紛由申候ヘハ相通、且又御

差紙ニテ諸国ヨリ下リ候女ハ定ノ通ノ女通り手形、

又御老中方御証文無之候テハ不相通候古法之由、

一下リ鉄砲ハ御老中方御証文ヲ以テ相通候、

但、御用ニテ被相通候領主・御役人、鉄砲持参ノ時

ハ被罷登候時員数、尤、手形被致^(改カ)、下リノ節引合相

通候由、此外武器ハ相改候様ニト御定書無之候故不

相改候由、然トモ武器不相応ニ大分相持通り候欺取

寄候様成儀其訳承届、不審ノ様子ニ候ハ、江府注進

仕心得ニテ罷居候、

一夜中ハ、京都所司代、町奉行、大坂御城代・御定当^{番カ}・

町奉行、伏見奉行、奈良奉行、御留主居方ノ継飛脚又

ハ右面々ノ家来等持証文持参候ヘハ相通候、

但、右ノ文ニモ儘成証文持置候者ノ儀ハ、注進ノ旨

趣分明候ヘハ相通候、

一今切湊ヘ諸国ノ上下舟入候時ハ相改候由、右ノ出番所

看板書付置候、

一今切海辺ニテモ女並鉄砲等相改候由、御関所 被仰付

候御法度之趣相守候、

一囚人下リノ節ハ、宿^(繼カ)御証文相添候ヘハ相通候、道中

ニテモ乱心・手負・囚人ハ其所ノ奉行・御代官、領主

八家来等ノ手形ヲ以テ相通候、

上野

碓氷高札有之、

内藤丹波守

但、古来之御文言ニテ高札立直リ不申候、

但、諸大名夜中罷被通候節、御老中方御証文ヲ以テ

一女 禪尼 尼 比丘尼 髮切 小女

右改様ノ儀ハ、所へハ板ニ記有之候、

乱心男女共 手負同 囚同 首同 死骸同

一弓・鉄砲長柄数多下リ候節ハ家来手形ニテ相通、

右ノ通相改、御留主居方証文ニテ相通、

一二条・大坂在勤ノ御番衆・与力等乱心・手負ノ者罷通

一 下リ女ハ其國ノ領主手形ニテ相通候、信州福島ヨリ送

候節ハ右御番頭判形ニテ可相通由、御老中方仰渡御番

リ手形ヲ以テ相通、加賀・能登・越中ノ女ハ松平加賀

付有之由、且又 公義囚人江戸入候時分御老中方御印

守家来手形ニテ相通候、

形物有之候へハ相通候、

但、善光寺五智如来參詣、草津其外湯治女出候節、

但、手負ハ主人ノ家来手形ニテ相通候由、

仏法(詣カ)・湯治之儀断置候へトモ、帰リ候節・出候節ノ

手形ニ引合通候、

一三三〇

一 下リ鉄砲ハ 公義御証文ニテ相通候、

御留主居へ遣候節又ハ月分之家来・留主居代家督或

但、上方出候鉄砲御改無之、御用ニテ上方筋罷越候

ハ継目ノ時分断状

面々帰府ノ節、二三挺ノ鉄砲ハ直判形取之相通候、

一一筆致啓上候、御関所通ノ御手形申受候節、私家来何

尤、登ノ節証文有之候へハ鉄砲掃府ノ節引合相通候、

某ト申者証文可差出候間、左様御心得可被下候、則判

一 尾張殿・紀伊殿上下ノ鉄砲式拾五挺、松平加賀守手筒

鑑致持參候様申付候、此段為可得御意如此御座候、恐

五挺ハ先手奉出来候付家来手形ニテ通、

惶謹言、

月日 名字官 居判 誰様 人々御中

右札状ハ、在国ノ節ハ封状、在江戸ノ時ハ披(空白)包之、

一三三二(の1)

然ハ家来何々役代リ何某ト申者申付候御関所御手形

一案

一何之誰死骸壺ニ入桶ニ入、乗物ニテ從江戸何々国菩提所何寺へ申上相濟、

一今度所替就被仰付、從豊後国日向・出羽・山形へ鉄砲式百挺ノ内拾弍筒三十挺、追々差遣候由、房川渡中田御関所通御手形被指遣可被下候、仍如件、

但、遺骨ニテ通手形入不申候、

貞享三年丙九月十五日 松平大学頭 印判

一乱心男女坊主何手鎧ヲロシ乗物錠ヲロシ、繩網ヲ懸ケ

一吭ニ疵有之乱心男一人乗物錠ヲロシ(籠力)ニ入、江戸ヨリ

籠ニ入、手疵何ケ所有之、男女足輕以上名字可書入候、

河内国丹南郡大井村ニテ差越申候、箱根・今切両御関

一筆令啓達候、然ハ拙者家来何某ト申者從其御地御番地国元

所無相違罷通候様御手判可被下候、右(空白)拙者中間十三

へ指遣候ニ付、何御関所ノ儀、家来何某証文可差出

郎ト申者ニテ御座候、若此乱心男付以來六ヶ敷儀出来

御手判申受度存候、(為力)其如此御座候、

候ハ、拙者へ可被仰聞候、為後日証文仍如件、

一筆致啓上候、然ハ拙者所替被仰付候付、從江戸何国

宝永五戊子年四月十三日 高木主水正(正應)

何方マテ家来ノ者共差遣申候、何御関所通御手判申受

大久保淡路守殿(教福)

度存候、右之段御用番誰殿へ申上相濟申候、別紙証文

三枚撰津守殿(三枚撰津守治之)

何通進之候、御六ヶ敷頼入度候、

松平主計頭殿(近藤)

湯治遺骸右同断、

久員因幡守殿(正方)

一筆令啓達候、然ハ何御関所通御手判之儀、家来何某

御証文之上断書之格

証文差出候様御調御加印等忝存候、

一山口甚八ト申者一人、從江戸勢州鳥羽郡小林村迄箱根・

今切兩関所無相違可被通候、長谷川周防守殿支配之同

心悴之由、從周防守殿断二付如此候、

但、甚八首筋ニ氣腫之跡有之候ヘトモ、手疵ニテ無

之候故手判不出候処、疵之様ニ相見得候由、於箱根

被差留候付如此、是ハ当分ノ断ニ候間、此書付披見

候テ持参候者ニ可被返候、以上、

子二月十八日

長門 印

主計 印

丹波 印

河内 印

玄蕃 印

箱根・今切

人改中

右程村紙横折ニ認上包ミノ紙折カケ上書断状志通、

案

一松平市太夫ト申者志人、從江戸紀州迄箱根今切兩御関所無

相違可被通候、右ハ紀伊中納言殿御扶持人之役者之由、

水野土佐守断二付如此候、市太夫今度紀州へ罷登候処、

道中ヨリ(空白)ニテ参候節、転候テ頭ヲ打切額疵付候処、

於箱根差留候付如此候、是ハ当分ノ断ニ候間、此書付

披見候ハ、持参ノ者ニ可被返候、以上、

卯五月七日

長門 印

伊予 印

主計 印

丹波 印

玄蕃湯治付加印ナシ

箱根

今切

人改中

一兩御関所一通ニ認箱根今切如此相認候、御関所ニケ所通候

ヘハ兩ノ字入候、城下迄二候ヘハ何国何所迄ト認候、

タトヘハ、

勢州山田へ参宮 甲州身延詣

信州善光寺へ参詣 下総中山へ参詣

手形ニ日付書落候付相談之上一名(空白)断書ニ差越候

覚

一我等組永井外記召仕女志人、乗物ニテ從江戸勢州飯野

郡桑田村迄箱根関所可被通下手判ニ日付無之二差留候由、手判差返候間右手判ニ日付相調差越候、此手判ヲ以無相違可被通候、為其如此候、

但、是ハ当分ノ断ニ候間、此書付披見ノ上持參ノ者ニ可被返候、以上、

卯八月十三日

肥前守

箱根

人中(改脱)

右程村横折ニシテ、

一女吟味之覚并証文

一髮切之事、御定書之外ハ疑敷事有之候ハ、髮筋程切候共髮切イタシ可然、近年ハ少々ラクレト有之候テモ髮切ノ内へ入候間可相心得候事、

一小女之事、当歳ヨリ十六七八歳迄振袖届可有之候、カネニテモ小女也、肩払ナトハ可改之、衣類等留袖上下ハ不可通候、

一盲人ハ不依大小ワケ不(空白)女髮ニハ入候事、

一懐胎女之事、証文ニモ通手形ニモ不書入候へトモ、自然ト認来候方モ有之、右ノ訳ノ女へ同日前日ナトニテ

候ハ、証文差出候節、口上ニテ可承合存寄候也、

一合輿之事、証文ニモ手形ニモ不出入、御関所手形ニハ抱上通可然候事、

一乱心・髮切誰召仕ト候間、誰ト申者ト可相認事、

案

一女六人内髮三人・尼一人、從江戸信濃善光寺へ參詣、碓氷関所無相違可被相通候、右衛門佐殿・ライチ殿・尾張殿・高瀬殿・松元殿御断ニ付如此候、已上、

元禄十一年寅四月五日

碓氷

人改中

右、奥女中・年寄衆断ニ付如此(空白)成、

案

一尼老入、乗物ニテ從佐渡国相州迄罷通候、鉢崎御関所無相違罷通候様御手判可被遣候、右ハ御輿年寄松元殿召仕尼ノ由ニテ証文被差出候、若此女付以来六ヶ敷儀有之候ハ、松元殿ヨリ可申達由ニテ拙者頼被申候間、如斯御座候、已上、

元禄十一年寅四月五日

大久保玄蕃頭(忠兼) 印判

稻葉丹後守殿 (正並)

一 乱心喉疵有之男壹人、ハカイ付仕駕籠二乗、從豆州三

島宿美作国津山マテ差越候二付、今切御関所無相違御

通候様御手判可被下候、右乱心者森美作守家来小牧与

兵衛召仕ノ中間、於三島先月廿八日ノ夜乱心仕候、此

乱心者付以来出入御座候ハ、私共申披可仕候、仍テ証

文如件、

元禄二年巳四月廿七日

森美作守内

齋藤源右衛門

福地清兵衛

大久保玄蕃頭様 (忠兼)

酒井能登守様 (忠正)

彦坂 (彦坂守重船九) 守様

仙石因幡守様 (入信)

女手形上包上書之覚

土屋相模守殿御断

女手形忝枚

大奥女中年寄御断

女手形忝枚

大久保玄蕃頭断

女手形忝枚

坊主四人手形忝枚

何誰断

何之何々弥方ヨリ断

乱心男手形忝枚

坊主四人手形忝枚

一 女上下何人内髪・坊何人、乗物何挺、從江戸何国何方

マテ何御関所無相違可被相通候、二丸御用部屋書役木

原又右衛門姉并下女遣候由致書物、其上森彦右衛門殿

断二付如此候、何之誰儀依願御役御免加印無之候、已

上、

年号月日

何関所

人改中

御城ニテ女手形調加筆之覚

一 井伊掃部頭

御老中

間部越前守

本多中務大輔

若年寄衆

御側衆

奥之衆

御女中方并女中

支配之面々

先規之通五百石以下 小普請

右之外、手形之儀付御関所ニテ罷通候者、又ハ無抛子

細有之訳相立候儀、其時ノ品ニ依 (空白) 調可遣、此外堅ク

御城ニテ相調申間敷ト申合候、

(宝永五年カ)
寛永五年子

福島御関所戻り手形ノ節状并返札 案

一 一筆致啓上候、去冬十月五日・同十一月十三日福島御
関所へ御遣置被成候乱心長髪之坊主、御手形忝枚并女
手形忝枚都合式枚返進候間、御受取可被成候、恐惶謹
言、

閏正月十日

山村甚兵衛書判

松平主計頭様

三枝撰津守様

井戸对馬守様

久貝因幡守様

人々御中

返札

一 当月十日ノ御状相逢候、去亥十月・同十二月福島御関
所へ出置候女手形并乱心長髪ノ坊主手形都合式枚請取
候、引付相違無之候、对馬守依願御役御免不能加印候、
以上、

(宝永五年カ)
寛永六年子 閏正月廿三日

三枝撰津守

久貝因幡守 (正徳)

松平主計頭

山村甚兵衛殿

右程村紙横折裏付テ来状ニ無構、以上留書判ナシ、
関所証文 案

一 女忝人乗物ニテ從江戸上総国山辺郡大豆谷村迄差遣申
候、小岩市川御関所無相違被通候様御手判可被下候、
是ハ私召仕女暇為取在所大豆谷村へ差戻申候、此者付
以来六ヶ敷出入出来仕候ハ、私申披可仕候、為後日証
文仍如件、

宝永八年辛卯二月何日

筑紫左門書判

大久保淡路守殿 (教徳)

(一三三三一の二)

表書之女忝人乗物忝挺無扱候間、手判御調可被下候、
筑紫左門拙者組ニ付委判如此候、以上、

月 日

大久保淡路守印判

古案

一 大久保淡路守断稻葉与七郎方召仕女二人之内(或ハ手
判之内) 忝人瘡瘡相煩、髪拔ケ髪切ニ紛敷候ヘトモ、

遂吟味候処煩抜ケ紛無之候、箱根御関所無相違可被通

候、煩抜ケ候儀ト手形ニ不書載候条如此候、是ハ当分

(空吉)断候間披見候ハ、持參ノ者ニ可被返候、以上、

未八月十七日

肥前 印

箱根

人改中

右程村紙横折面ニ認ル、是ハ正徳五未年稻葉与七郎断

ノ女忝人疱瘡ニテ髪抜候付、添状給候様ニト月番大島

肥前守殿へ相違、右通断状手形添来候、

御関所女手形可書載覚

一 乗物

一 禪尼

コレハ能人ノ後家又姉妹ナトノ髪刺^{刺カ}タルヲ書、

一 尼

コレハ常体ノ髪切髪剃タルヲ書、

一 比丘尼

コレハ伊勢上人・善光寺上人ナトノ弟子又ハヨキ人ノ

後家ナトノ召仕モアリ、其外ハ皆熊野ヒクニ等、

イ此所出羽守ノ内藏名印トアリテ、是ヨリ末ノケ

条ナシ、

一 髪切

(武家威制録)には「是ハ髪ノ長短によらず、少し切候共、又中はさみ、出来物之上などはさみ候共、いづれも髪切なり、煩ぬけかみはへ揃ハさるハ髪切にて無ケ髪ハへソロヘサルハ少切候様相ミヘ候分中ハサミ出之候、但しも髪切候と相見へ候ハ、髪切なり」とあり

後不及改候、

一 小女

コレハ当歳ヨリフリ袖ノ内ハ小女タルヘシ、併振袖ノ体不審候ハ、可改候、

但、小女ノ内尼・カムロ・カミキリナトハ改ニ不及

候、

一 乱心男女

一 手負同

一 囚人同

一 首同

一 死骸(同脱カ)

右、手形可書載、若不審之体於有之ハ可改之、此外ハ

不及改候、

但、欠落トハ在之節ハ此方ヨリ書付可遣候間、随分

其趣ヲ以テ可改候、但、当月ノ日付ニテ来月晦日迄

可有之候、其日限ヨリ及延引候ハ、否之通可申越候、

女路次ニテ煩又ハ相果、手形人数不足ノ分ハ其断聞

届可通候、勿論多ハ不可通者也、

貞享三年

(實七月十二日)

能登

老岐

出羽

内藏

十二月出ル手形来正月廿日限タル分ハ手形可不用之、

十七ヶ所之御関所右之通也、

御関所証文並礼状之事

御関所二ヶ所通候へハ両之字入候事、城下へ参候人ハ何

国何所迄ト相認へキ事、

勢州山田へ参宮

甲州身延へ参詣

信州善光寺へ参詣

右之気味手形可相心得事、

女上下何人内何々乗物何挺、從江戸何国何郡何村迄指越

申候、何御関所無相違罷通候様御手形可被下候、右ハ拙

者何々或ハ家来ノ者何々、或ハ知行百姓何々ト申者何々

へ参候、此女共付以来六ヶ敷出入モ御座候ハ、拙者へ可

被仰聞候、又ハ可申披候、又ハ私申披可仕候ナト、為其

依(空白)ナト也、書留ハ為後日証文仍テ如件、

年号月日

名字 印書判

御留主居衆先官ヨリ認也、

但、月番初筆殿カキ也、

文言之儀、随分入念可相認之、先年去儒者衆被差出候

証文二元禄八年乙亥何月ト書シ、岡部丹波守殿ト認

遣候処、丹波守殿ヨリ先判相濟申候へトモ文言違御座

候間被押返候、丹波守殿御(空白)ニ亥ト計刃ヲ丹ト可相認

由、依之先判相濟候へトモ断申達認置候事有之、

一何国へ湯治へ差越候間今度湯治差越候段、御用番何々

誰殿へ相伺申候処被得其意ト御座候、此女共二付、

一女拾人内比丘尼壹人、尼式人、髮切四人、小女三人、

乗物十挺、從江戸何国何方迄指越候、何々御関所無相

違罷通候様御手判可被下候、拙者儀、今度就所替被仰

付候、家来ハ何々共ニテ御座候、右大勢差越候段御用

番何之誰殿申上相濟申候、此女共二付御手判被懸御意

可被下候、右之何々誰家来何之何某何々共ニテ御座候、此女共ニ付以来六ヶ敷儀出入候ハ、私共罷出申披可仕候、為後日証文差上申候、仍如件、

年号月日

名字名印書判

様書

但、認様右同断、

幼少ノ衆証文ニハ近キ親類又ハ添証文認様之事

但、関所証文等一書無之事、

一今度何之誰御手判申請候由、以証文申達候通紛無御座

候、誰儀幼少ニ付拙者方ヨリ別紙証文進之候、仍如件、

年号月日

一今度誰方ヨリ女何人從江戸何国何所マテ指遣候付、何

御関所御手判之儀御証文申受候通紛無御座候、誰儀幼

少付私共添証文差上申、仍如件、

何之誰内

年号月日

名字名印書判

諸国関所女手判出ル事

一相州

熱海 根府川

一甲州

小仏

一東海道

箱根 今切 二枚

一木曾路

碓氷 福島 二枚

一越後信濃佐渡

碓氷 関川 二枚

一館林

四日 川俣 壹枚

一上野

五料 柴 壹枚

一下野

柴 壹枚

一下総上総安房

出名 市川 壹枚

但、市川トアルハ江戸(空名)川ノ事ヲ云、是ハ船ノ往来

スル故改手形ニハ書入不申候テモ不苦、又書入事モ

可有之、

草津 大戸 壹枚

女手形

江戸ヨリハ御留主居年寄衆也、勢州ハ桑名城

主、信州ハ松本城主歟、

一筑紫 中国 四国

此外大坂へ懸り申女ハ大坂町奉行衆ノ手形ヲ以テ江戸

通ル、

一加賀 能登 越中

此三ヶ国ハ守護ノ家老ノ手形ヲ以通ル、

一越前

是モ守護ノ家老ノ手形ヲ以江戸へ通来ル、

一尾張

是又守護ノ家老竹腰カ肝要山城守・成瀬隼人正兩人ノ手形裏

判、

一紀伊

是又右同前水野对馬守・安藤帶刀兩輩手形ヲ以テ通ル、

一近江 東三河

此兩國ノ分ヨリ女ノ江戸へ通リ来ルニハ小笠原老岐守

裏判手形、

一西三河

是ヨリ女江戸へ通リ来ニハ岡崎城主水野監物裏判認之、

元禄六年ヨリ豊前守代前書認之、

一京都

是ヨリ女江戸へ来ルニハ所司代牧野佐渡守裏判ヲ受テ

通ル、

一泉州堺

右同断堺ノ町奉行衆ノ判形ヲ受テ通ル、

一遠江 伊豆

此兩國ハ未定、

私曰、遠江ハ浜松城主ノ裏判ヲ受テ通歟、

一駿河

此ヨリ女江戸へ来ルニハ所ノ町奉行衆ノ手形、

一摂津 大坂

右同断、

一相州 御崎

一豆州 下田

此兩所へ出ルハ石野八兵衛海路之船荷物ヲ相改可相通

者也、

兩所老人ニテ相通ヲ穿鑿ス、

月 日

諸家直判女手形証文案

一女上下何人之内髮切老人、(三カ)(小女一人脱カ)乗物老挺、從江戸和州郡山

迄差遣候、箱根・今切兩御関所無相違罷通り候御手形

可被下候、是ハ私家来何某ト申者ノ母ニテ御座候、若

此女付以来申分候ハ、從此方断可申、為後日仍如件、

年号月日

苗氏官殿

同断

同断

同断

苗氏官印書判

証文 壹通

年月日

苗字官書判

私曰、証文上程村紙認之、上包同紙或ハ美濃紙、御留
主居月番之方持參(え脱カ)ニテ手形出、奉行月番ノ方ヲ先ニ書
クヘシ、

宛所様
同断

人々御中

私曰、宛所江戸御留主居衆ヘノ趣也、余ハ準之、

私曰、文言輕重ハ八人ニヨルヘシ、

私曰、御在国ノ衆ハ書狀ニテ御留主居衆迄被相達之、

町中女手形証文案

其家ノ留主居ノ輩証文遣、凡其趣ハ譬ハ女上下何人ノ
内髮切何人、小女、乗物何挺、從江戸何国何所迄差遣
候、箱根・今切兩御關所罷通候御手形可被下候、是ハ
何某家来何ト申者ノ母姉並下女ニテ御座候、若此女共
ニ付以来申分候ハ、私罷出断可申候、何某在所罷出候
間証文差上候、為後日仍如件、

誰留主居

苗氏何某印判書判

年月日

人主印
五人組印

宛所様

名主印

右之節在所ヨリ書狀案

町年寄三人印

一 一筆致啓上候、然ハ家来何某ト申者ノ母妹并下女、今
度江戸ヨリ何国何所マテ差遣候、留主居ハ証文ノ通箱
根・今切御關所無異議相通ル御手形可被下候、就此女
共申(分カ)候ハ、此方ヨリ断可申候、恐惶謹言、

私曰、右之証文町御奉行衆連判出ル、
女手形之案
一 女上下三人之内乗物尅挺、從江戸信濃国田上差遣候、
碓氷關所無相違可被通候、誰殿家来何某ノ者ノ姉ノ由、

誰殿断付テ如此、以上、

連判

碓氷

人改衆中

一 女上下拾三人之内(拾五人カ)禪尼カ人、髮切カ人、小女カ人、乘

物拾挺、從江戸下野国草津迄遣候、大戸関所無相違可

被通候、誰殿御母儀并下女之由、誰殿断付テ如此候、

以上、

年号月日

連印

大戸

人改衆中

一 乱心女カ人、乗物カ挺、從江戸常陸国何所迄遣候、今(金)

切・板戸関所無相違可被通候、誰殿家来ノ者妹ノ由、

誰殿断付テ如此候、以上、

年号月日

連印

(金) 今切

(金) 板戸

人改衆中

一 女何人從江戸越後国高田迄遣候、碓氷・関川関所無相

違可被通候、本町三丁目平野屋源六娘候由致請状、并

奈良屋市右衛門・小村藤左衛門・樽屋喜兵衛致書物、

其上村越長門守殿・渡辺大隅守殿付テ如此候、已上、

年号月日

連印

碓氷

人改衆中

(信濃) 福島 高札無之、

一 女 禪尼 尼 比丘尼 髮切

小女 乱心男女共 手負同 囚人同 首男女共

死骸

右之通相改、御留主居方証文ニテ相通候由、

但、品ニヨリ下り候時ハ諸国奉行中証文ヲ以テ相通

候、二条・大坂在番之面々(并カ)ハ家来乱心・手負等罷下

候時ハ御番頭御手形ニテ相通候、

一 鉄砲ノ儀、江戸へ入候数筒ハ御老中御証文ヲ以通候、

持筒ハ自分手形ヲ以テ相通候由、其外武器類不相改、

但、二条・大坂等之御用ニテ罷帰面々ハ登候時員数

証文取置、下り候時引合通候、且又上方出候鉄砲ニ

テモ所替等ニテ出候時分ハ御老中御証文ヲ以相通候、

一夜中御用之繼飛脚之外ハ不通候、

但、諸大名早追之飛脚ハ断有之候ヘハ相通、

一福島御関所ヨリ七里脇熟川ト申所ニテ江戸ヘ下リ候女

改申候、鉄砲ハ不相改候、是ハ福島御関所通り申候テ

飛州ヨリ木曾路ヘノ脇道ニテ、旅人往来付添番所申付

置候由、下リ女ハ一切不相通候由、

伊豆 下田 高札有之、 北条新左衛門

但、古来之御文言ニテ高札未建直リ不申候、

一女者上リ下リトモ一切通不申候、

但、廻船ニ女ノ上下古来ヨリ停止候、御証文持參ニ

テモ船留置、下田奉行ヘ申達答候、且又房州ヨリ遠

州ヘ上リ候女海士ノ儀ハ下田奉行証文ヲ以テ相通候、

下リハ不及手形、八丈御船ニ女乗来候時ハ御代官御

断ニテ相通候、

一下リ船ノ鉄砲、御老中御書判ニテ通候、具足・弓矢・

鎗等ハ持主断状ニテ通ス、

一登船鉄砲小筒五拾挺・弓五拾張・矢千本・槍百本・具

足五十領迄ハ持主手形、下田奉行押切ノ印形ヲ以通ス、

員数多ク五拾匁余ノ大筒ハ御家老中御書判ヲ以テ相通

候、且又鉄砲・弓矢・槍^マ槍ノ柄・具足・刀・脇差・長

刀・幕・串・鞍・鎧・鉄砲之台・金物・玉葉・矢之根

錫・塩硝・硫磺等下田奉行押切印形ニテ相通ス、

一廻船相改申候、

中川 高札有之、 富田甲斐守

久世三四郎

渡辺平十郎

但、古来之文言ニテ高札建直不申候、

一女上下共慥成証文有之候テモ一切不相通、

一鉄砲三挺マテハ相通ス、鉄砲・武器多時ハ^(不相通カ)可得差図候、

一四人・手負・死人等慥成証文無之候テハ不相通候由、

右ノ趣、貞享^(空白)□年制札文言ノ内ニ有之、

一三三三

島津之称号願

江戸御旗本島津八郎左衛門殿ヨリ 光久公御代(第九世)

御当家御支族ノ由ニテ、此御方ヘ御系図被差遣、島津ノ

号御許候様ニト有之候、此御方御系図ニハ不相知候ヘト

モ、八郎左衛門殿御系図ニ島津相模守運久子出家長徳軒

ト申人ノ子孫ノ由相見得候、右ニ付テハ古老ノ衆中伝ノ筋モ有之、島津ノ号御名乗被成候儀御、心次第ニ可被成由被仰達候、依之此方ニモ折々御見廻有之候トヤ、

一三三三

鹿兒島上町出火外二件

元禄九年

一四月廿三日上町出火、東風烈敷御城回祿(鹿兒島市街

半ハ以上焼亡)、

同十年丁丑

一御記録奉行肥後(仁右衛門カ、盛香)・市来源右衛門外城廻被仰付、

系図・文書・古書付相改預之、於御記録所写調本書被

相廻、三月廿六日肥後氏鹿兒島出足、薩州相過、八月

十八日帰着、市来氏日隅相廻、九月廿六日帰、

一七月朔日上野本堂御普請御手伝被仰渡、柳沢出羽守殿・

秋元但馬守殿奉行被仰付、依之祿寝丹波殿惣奉行、島

津大藏殿・北郷惣次郎殿、御用人市来次郎左衛門・村

田善太郎、其外伊集院伊右衛門以下御用掛被仰付、

一三三四

江戸城御草創(官中秘策鈔)

武藏国江戸城之事、人王(十一万)二十代 景行天皇之御宇日本

武尊東夷ヲ征伐シ玉フ時、此国ノ祖父ケ嶽ノ險シキヲ

望玉ヒテ、此国ノ人々(氣象カ)氣家モ斯クヤアラム、我今東夷

ヲ征スル、此山神集メ玉フ、此ヨリ武藏ト名付ラレシ

トソ、然ルニ 東照神君(家憲)此江戸城ヲ經營シ玉フ事、天

正十八年庚寅豊臣秀吉公相州小田原城北条氏政ヲ攻囲

ミ、其余大累ハ関八州ニ被差向、奥州五十四郡モ己ニ

併吞(併カ)ノ勢有ケルヲ、人々はヲ見テ申ケルハ、此軍終リ

テ 神君ハ奥州五十四郡ニ御国替アルヘシトノ沙汰ナ

ルニ、関八州ハ 神君へ被進トノコト故、必小田原カ

鎌倉ノ内ニ御在城ト思召ケル、秀吉公ト御相談アリテ

武州江戸へ御在城トアリケル故、諸人驚クトナリ、

一今御城御本丸中ノ御門ヨリ内計ニテ西丸ト只二曲輪ア

リ、此城ハ元来扇ヶ谷ノ上杉修理太夫定政ノ長臣太田

資長入道々灌斎二十五歳品川ノ館ニ在ケル処、靈夢ヲ

見タリトテ当城ヲ築ク、頃ハ康正二年人皇百三代、後花園帝御宇、終

長禄元年四月八日(円カ)城ス、今安永四年迄三百十八年ニ

及フ、

一天正十八年寅八月朔日 神君小田原ニ御発駕、江戸へ御来光、当城ヲ御經營アリテ九月十日ニ御城ニ移リ玉フ、扱御旗本ノ輩ハ小身故、地形等ノ勞ナキ為メトテ内藤金左衛門・天野清兵衛兩人ニ被仰付、先御城ハ西北ニ当リテ地面ヲ割付、岡々遠引ヲロシテ谷ヲ埋メ、

程ナク平地ニ成ル故、則大番衆是ヲ拝領ス、此時ヲ御家々外ハ御番ハナク大番衆計リナリ、依當時番町ト名乗、扱御鷹匠ノ輩ヲ^{ニカ}隼町ヲ賜リ、本郷台ヲ御弓組ト与力・同心ト^(モカ)ニ賜リス、御弓町ト云フ今ノ八町堀辺、湖際ノ堤ヲ築クハ蘆原ノ水ヲ落サン為ナリ、船今川ヲ堀^{本ノマ}勢其上ヲ以テ地形トシテ惣町里ヲ割付、爰ニ万石以上ノ屋敷賜リケレハ無程繁華ノ地トナレリ、

一古城ノ時此城ヲ詠シケル歌有、

露おかぬ才もありける夕立の

^(空カ)
忠より広き武さしの、原

我席は松原遠く海ちかく

ふしの高根を軒端にそ見る

右

太田資長

海原や山の端しらて出家日^(るカ)の

入方もきたむそ^(まカ)しの、はら^(さカ)

右

有宮五左衛門

一天正八人皇百八代後陽成院御宇、天正十八年ヨリ今安永四年ニ至ル迄百八十六年ニ及、

一三三五

御城内外御門番ケ所

一大手三ノ丸御門

百人組頭并与力・同心

一中ノ御門

御先手頭并同

一御玄関^(於御門カ)ライ門^{俗ニ中宿御門トモ云フ}

御書院番并同

一二丸銅御門

大御番 同

一二丸中仕切

添番支配

一平川口御門

御先手頭 同

一下梅林

御先手頭并同

一上梅林

御留主居 同

一御切手御門

御切手番頭同

一二丸喰違

御留主居 同

一塩見坂

同 同

一坂下御門 御先手頭 同

一紅葉山下御門 同 同

一西丸御玄關前 御書院番 同

一山里 御先手頭 同

一北州橋 御留主居 同

一西丸御台所前 西丸御留主居同

一蓮池御門 御先手 同

一西丸中仕切 御持頭 与力・同心

一二丸中口御門 二丸御留主居同

一西丸獅子口 西丸大手番頭支配

一三丸喰違 御先手持 同心

一富士見御番所 富士見番頭組頭 組トモ

一御天守台 御宝藏番頭并組共

一上理御門 御書院番頭預 同心

一下理御門 御先手持同心

一新御門 同

以上三十ヶ所

一大手御門

此御門八十万以上御譜代大名勤之、七八万石高モ被

仰付、古来ハ不相勤、中古ヨリ其構無之、

侍十人・刀番頭一人・惣頭一人

右ハ常々上下着之、其余ハ何モ羽折袴、五節句并月次

式日ハ惣上下、御成等ノ節右同断、御鷹野 御成ハ

常服、

鉄砲二十挺 弓十挺 長物マ、柄カ二十筋 持弓一挺(組カ) 持筒二挺

一西丸大手御門

此御門ハ御譜代衆十万石ヨリ以下六七万石ノ大名勤之、

侍十人、武具等ハ御本丸ニ同シ、

一内桜田御門

此御門ハ御譜代六七万石・八九万石ノ大名勤之、侍十

人、武具大手ニ相違アリ、

鉄砲十五挺 弓十張 長柄十五本 持筒二丁 持弓一組

右三ヶ所ノ内御番ノ面々ハ五節句其外御礼日等下馬立

ノ時分、本番ノ御門ヨリ内ヲ守リ、非番ヨリノ加勢ハ

諸士・足輕相連ノ張立番相勤、近来ハ此且又出火ノ節

ハ双方人数早速差出シ、本番ハ御番所ヲ守リ、非番ハ

火消心得有之相詰、

一外桜田御門 御譜代三万石ノ内勤之、

一 神田橋御門 外様五六万石ノ内勤之、

一 牛込御門 同

一 和田倉御門 御譜代衆二万石勤之、

一 清水御門 同

右、何モ侍五人、羽折袴着之、御城御礼日等惣上下、

一 浅草御門 同

鉄砲十挺 弓十張 長柄十本 持筒二挺 持弓一組

一 虎ノ御門 同

一 馬場先御門 御譜代衆二万石勤之、

一 山下御門 同

一 日比谷御門 外様衆一二万石勤之、

一 赤坂御門 同

一 一ツ橋御門 同断

一 市ヶ谷御門 同

一 鍛冶橋御門 同断

右、侍三人、羽織袴、御成其外(式目カ)カ上下、

一 常盤橋御門 同断

鉄砲五挺 弓三張 長柄五本 持筒一丁

一 竹橋御門 御譜代衆三万石勤之、

以上合二十七ヶ所

一 田安御門 同断

一三三六

一 半蔵御門 同断

御城内御番所下座ヶ所

一 筋違御門 万石以下之寄合衆勤之、

一 公家衆 御門主 御三家 同御嫡子

右、侍四人、羽織袴着之、御節句・御礼日等上下着之、
(五カ)

御三卿 老中 所司代 大坂御城代

鉄砲 弓 長柄五本 持筒二丁 持弓一組

若年寄

一 数寄屋橋御門 万石以下寄合衆

一 西番所内竹橋 同

一 小石川御門 同

一三三七

一 雉子橋御門 同

所々火番所ヶ所

一 紅葉山惣御弘殿(弘カ) 御譜代一人十萬石以上

一 二丸 同七八萬石・十萬石迄

一 三丸 同

一 御本丸 同十萬石以上

一 西丸 同斷

一 御物見御鷹部屋 同中大名

一 吹上 同小大名

一 聖堂 同小大名

一 本所御材木藏 同中大名

一 大手組防場

右ハ、表大名御譜代一人、

但、大手組御(使カ)夫番四人御持場差圖有之、

一 桜田組防場

右ハ、表大名御譜代五六人、

但、御使番同斷、

一 上野増上寺火防 三十萬石ヨリ五六十萬石ノ大名

一 浅草御藏 三十萬石前後一人

一 防(空白)「」大名(大手)ノ名目雖有之、畢竟当番・非番隔日相

分申名目而已歟、

一 三三八

有徳院様御代諸大名へ被仰渡御条目

一 享保二年酉三月十一日被 仰出候処ハ、則天和ノ御条

目ヲ用ヒ一字ノ御添削無之、文言略之、

一 享保七寅年三月十五日諸大名參勤帰城ノ節、拜領物並

年中諸献上ノ品、且在国在所面々ヨリ御機嫌ノ使者

等ノ儀相極、

一 同年六月諸大名一年半休息被 仰出、但御三家並長崎

御用等ノ面々ハ交代前々ノ通、上米被 仰付、壹万石

二 現米百石、

一 享保十五年戊四月十五日諸大名登城ノ処、来寅年ヨリ

如古采參勤交代可仕旨、且又上ケ米ノ儀御用捨被 仰

付、

一 享保六申年九月二十五日御譜代大名ヲ被為召、何モ登

城老中則列座、御書付ヲ以被申渡候、

覚

(御触書寛保集成十六 八八九号)

一 諸大名參勤ノ節、従者ノ儀ハ員數不可及繁多ノ旨、御

代々御条目ニモ被 仰出候、然共在江戸中御番所火ノ

番等被 仰付候ニ付、人数多ク差出候、依之自今

以後在江戸相志ニ大概人数御定被 仰出候事、

一 近年江戸ニテ御用被 仰付節、下人之内雇入ヲ差

加相勤サセ候様相聞候、向後右体ノ儀堅無用ニ候、

殊ニ今度人数ノ儀被 仰出候上ハ御定ノ通急度人数召

置可申候、若又少々余リノ人数有之候トモ差出間

敷、御心不相応ノ場ハ被 仰付間敷候、万一人数

御用ノ節モ勿論領内ヨリ召寄セ、御軍役之通堅可

相勤候事、

一 二十万石以上、馬上三十五騎ヨリ二十騎迄、

但、自分召連候共足輕百三十三人、中間人足二百五

十人ヨリ三百人

一 十万石以上、馬上十騎ヨリ、足輕八十人、中間人足百

四五十人、

一 五万石上已上、馬上七騎、足輕六十人、中間人足百人、

一 壹万石、馬上四騎、足輕二十人、中間人足三十人、

▽ 一只今迄少人数ニテ被相勤、事濟候場所ハ尤其通たる

へき事、△

一 二千石上已上、右御定ニ可准、▽ 心得可被申事、△

一 正徳六申年五月当御代替ノ最初未夕二丸ニ御座候ノ内

御譜代大名被為召之、登城御目見被 仰付、何モ御近

被成ニ付雖為忌中今日被為召、御目見被 仰付候旨上

意有之、

一三三九

大広間・松之間詰諸大名人名

此国持大名・同嫡子并御連枝御家門及ヒ四品以上ノ表

大名、但家柄ヨリ無位ニテモ大広間ノ列居、年始・五

節句殿上ノ間罷出、且御譜代ノ面々モ初テ 御目見ノ

節モ先大広間ニ罷出候後定席へ被 仰付、尤、家ニヨ

ルナリ、

一 三万石 濃州駒ノ村 国松平中務大輔

一同 伊予西条 国松平左京大輔夫方

一 二万石 奥州守山 国松平大学頭

一同 常州府中 国松平播磨守

一 五万石 作州津山 国松平越後守

一 十八万石 雲州松江 松平出羽守

一 十五万石 武州川越 松平千太郎

一六万石	播磨明石	松平丹後守
一十万石	越州富山	松平出雲守
一七万石	加州沼江	松平備後守
一七十万石	薩州鹿尾島	国松平薩摩守
一六十万石	奥州仙台	国松平陸奥守
一十万石	伊予宇和島	国伊達遠江守
一五十万石	肥後熊本	国細川越中守
一五十万石	筑前福岡	国松平筑前守
一四十万石	安芸広島	国松平安芸守
一三十万石	長州萩	国松平大膳太夫
一三十万石	肥前佐賀	国松平信濃守
一三十万石	因州鳥取	国松平相模守
一三十万石	備前岡山	国松平内藏頭
一三十万石	勢州津	国藤堂和泉守
一二十万石	阿州徳島	国松平阿波守
一同	土州高知	国松平土佐守
一同	筑後久留米	国 ^(之九) 有馬中務大輔
一同	出羽秋田	国佐竹左京太夫
一十五万石	出羽米沢	国上杉彈正少彌

一十万石	筑後柳川	国立花左近将監
一同	奥州盛岡	国南部大膳太夫
一十万石以上格	对州府中	宗 ^(之九) 对馬守
一十万石	奥州二本松	丹羽左京太夫
右合三十人、但任官前後ノ次第ハ不記ト、知行ノ数何 万ト云、何十万ト云、余分ハ略之、以下此例ヲ以知ヘ シ、		
一六十万石	尾州名護屋	尾張中納言
一五十万石	紀州和歌山	紀伊中納言
一三十万石	常州水戸	水戸宰相
一老万石		日光御門主
一増上寺大僧正以下八下々々御部屋増上寺方丈 ^(之九)		
一大廊下々々御部屋		国松平掃部頭
一尾州三男		
一同 四男		国松平彈正大弼
一紀州舍弟		国松平左近将監
一同		同松平織之丞
一水戸殿舍弟		同松平飛彈守 ^(之九)
一老万石	上野矢田	松平左兵衛督
一二万石	加賀金沢	松平加賀守

一 四十万石

越前福岡

松平越前守

一

伝通院

以上、江戸邸糺合方ニ於テ幕府雜記鈔、